

外務委員会議録第二十四号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 仲内 憲治君

理事足立 篤郎君 理事佐々木盛雄君

理事並木 芳雄君

大村 清一君

菊池 義郎君

栗山長次郎君

小川 半次君

戸叶 里子君

小平 忠君

出席國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君

出席政府委員

外務事務次官 石原幹市郎君

外務事務官 アジア局長 倭島 英二君

外務事務官 経済局長 湯川 盛夫君

参事官(外務大臣
官房審議室勤務)

入国管理庁長官 鈴木 一君

通商産業事務次官 本間 俊一君

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

五月十日

委員西村榮一君辭任につき、その補
欠として戸叶里子君が議長の名指で
委員に選任された。

五月十日

外国の領事官に交付する認可状の認
証に関する法律案(内閣提出第二二
四号)

第一類第五号

外務委員会議録第二十四号 昭和二十七年五月十四日

同月七日

国際植物防疫條約の締結について承
認を求めるの件(條約第七号)

千九百二十三年十一月三日にジュ
ネーヴで署名された税関手続の簡易
化に関する国際條約及び署名議定書
の締結について承認を求めるの件
(條約第八号)

同月八日

国際復興開發銀行協定への加入につ
いて承認を求めるの件(條約第九号)

国際通貨基金協定への加入について
承認を求めるの件(條約第一〇号)

同月十三日

国際連合の特権及び免除に関する国
際連合と日本国との間の協定の締結
について承認を求めるの件(條約第
一一号)

千九百二十八年十二月十四日にジュ
ネーヴで署名された経済統計に関す
る国際條約、議定書及び附屬書並び
に千九百二十八年十二月十四日にジ
ュネーヴで署名された経済統計に関
する国際條約を改正する議定書及び
附屬書の締結について承認を求める
の件(條約第一二号)

同月十四日

中華民國との平和条約の締結につい
て承認を求めるの件(條約第一三号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十二日

朝鮮人強制送還反対に関する陳情書
(富山市議會議長千田重作)(第一七
三五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

外国の領事官に交付する認可状の認
証に関する法律案(内閣提出第二二
四号)

国際植物防疫條約の締結について承
認を求めるの件(條約第七号)

千九百二十三年十一月三日にジュ
ネーヴで署名された税関手続の簡易
化に関する国際條約及び署名議定書
の締結について承認を求めるの件
(條約第八号)

国際復興開發銀行協定への加入につ
いて承認を求めるの件(條約第九号)

国際通貨基金協定への加入について
承認を求めるの件(條約第一〇号)

中華民國との平和条約の締結につい
て承認を求めるの件(條約第一三号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十二日

朝鮮人強制送還反対に関する陳情書
(富山市議會議長千田重作)(第一七
三五号)

を本委員会に送付された。

同月十四日

中華民國との平和条約の締結につい
て承認を求めるの件(條約第一三号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十二日

朝鮮人強制送還反対に関する陳情書
(富山市議會議長千田重作)(第一七
三五号)

を本委員会に送付された。

同月十四日

中華民國との平和条約の締結につい
て承認を求めるの件(條約第一三号)

〔参照〕

国際植物防疫條約
国際植物防疫條約

前文

締約政府は、植物及び植物生産物
の病害虫の防除並びにその病害虫の
国境を越えての侵入及びまん延の防
止における国際協力の有益なことを
認め、且つ、この目的のための措置
の緊密な調整を確保することを希望
し、次のとおり協定した。

第一條 目的及び責任

1 植物及び植物生産物の病害虫の
侵入及びまん延を防止するため共
同の且つ有効な行動を確保し、並
びにその病害虫の防除のための措
置を促進する目的をもつて、締約
政府は、この條約と第三條に基
く補足的協定とに定める立法的、技
術的及び行政的措置を執ることを
約束する。

2 各締約政府は、この條約に基
くすべての要求をその領域内にお
いて満たす責任を負う。

第二條 適用範囲

1 この條約の適用上、「植物」とい
う語は、生活力のある植物及びそ
の部分(種子であつて、締約政府
がこの條約の第六條に基くその輸
入の取締又はこの條約の第四條(1)
(a)及び第五條に基くそれに関す
る植物検疫証明書の発行を必要と
認めるものを含む。)をいう。「植
物生産物」という語は、まだ製品

化せず、且つ、一次的加工をされ
た植物質の生産物(「植物」とい
う語に包含されない種子を含む。)を
いう。

2 この條約の規定は、締約政府が
有益と認めるときは、植物及び植
物生産物の国際輸送に關與する貯
藏所、容器、運搬機関、包装材料
その他のあらゆる種類の附隨的媒
介物(土を含む。)にも同様に適用
することができる。

3 この條約は、国際貿易に重大な
影響を及ぼす病害虫に特に關係が
あるものとする。

第三條 補足的協定

1 特定の地域、特定の病害虫、特
定の植物及び植物生産物並びに植
物及び植物生産物の特定の國際輸
送方法に適用する補足的協定又は
別にこの條約の規定を補充する補
足的協定は、國際連合食糧農業機
関(以下「FAO」という。)が、特
別の関心又は行動を必要とする特
別の植物防疫問題に対処するため
に、締約政府の勧告又は自らの発
議に基いて提案することができ
る。

2 この補足的協定は、各締約政府
がFAOの憲章及び手続規則の規
定に従い受諾した後、その締約政
府について効力を生ずる。

第四條 植物防疫のための国
内機関

1 各締約政府は、できる限りすみ
やかに、且つ、最善の力を盡し

て、この條約に基くその輸
入の取締又はこの條約の第四條(1)
(a)及び第五條に基くそれに関す
る植物検疫証明書の発行を必要と
認めるものを含む。)をいう。「植
物生産物」という語は、まだ製品

て、次のものに関して措置を執らなければならない。

(a) 次の主要任務を有する公的植

物防疫機関

(i) 特に植物の病害虫の存在、異常発生及びまん延を報告し、並びにその病害虫を防除することを目的として、生育中の植物、栽培地域（田畑、植栽地、育苗地、栽培園及び温室を含む）並びに貯蔵中及び輸送中の植物及び植物生産物を検査すること。

(ii) 特に植物及び植物生産物の病害虫の国境を越えての伝ばを防止することを目的として、国際取引において移動する植物及び植物生産物の積荷を検査し、並びにその他の物品又は商品の積荷で植物及び植物生産物の病害虫の伝搬者の役を演ずる虞がある状態の下に国際取引において移動するものをできる限り検査し、並びに、植物及び植物生産物であるその他の商品であるものを問わず、その国際取引に

関するあらゆる種類の貯蔵及び輸送の施設を検査し、及び取り締まること。

(iii) 国際取引において移動する植物及び植物生産物の積荷並びにその容器、貯蔵所又は使用されるあらゆる種類の輸送施設について駆除し、又は消毒すること。

(iv) 植物及び植物生産物の積荷の検査状態及び生産地に関する

証明書（以下「植物検査証明書」という。）を発行すること。

(b) 植物及び植物生産物の病害虫並びにその防除方法に関する情報の国内配布

(c) 植物防疫の分野における研究及び調査

2 各締約政府は、自国の植物防疫機関の活動範囲及び当該機関の異動に関する説明書をFAOの事務局長に提出しなければならない。事務局長は、それについての情報をすべての締約政府に配布する。

第五條 植物検査証明書

1 各締約政府は、他の締約政府の植物防疫規則に適合し、且つ、次の規定に従う植物検査証明書の発行のための措置を行わなければならない。

(a) 検査の実施及び証明書の発行は、技術上の資格を有し、且つ、正当に委任を受けた官憲又はその権限の下にある者のみが、輸入国の当局が当該証明書を信頼することができるとして信用して受理することができるとする状態において、且つ、そのような知識及び情報で当該官憲が利用することができるものによつて行わなければならない。

(b) 栽植又は繁殖の用に供する材料に関する証明書は、この條約の附属書の文言のとおりとし、且つ、輸入国が要求する追加記載を含むものとする。この証明書の様式は、適当で且つ輸入国の要求に反しないときは、その

他の植物又は植物生産物についても用いることができる。

(c) 証明書は、改変し、又は抹消してはならない。

2 各締約政府は、栽植又は繁殖の用に供する植物の積荷でその領域に輸入されるものに對しては、この條約の附属書に掲げる様式に合致しない植物検査証明書を附することを要求しないことを約束する。

第六條 輸入に関する要求

1 締約政府は、その領域に植物の病害虫が侵入することを防止する目的をもつて、植物及び植物生産物の搬入を律する安全な権限を有する。締約政府は、この目的のため、次のことを行うことができる。

(a) 植物又は植物生産物の輸入に関する制限又は要求を規定すること。

(b) 特定の植物若しくは植物生産物又は植物若しくは植物生産物の特定の積荷の輸入を禁止すること。

(c) 植物又は植物生産物の特定の積荷を検査し、又は抑留すること。

(d) 植物若しくは植物生産物の特定の積荷を処理し、陸棄し、若しくはその搬入を拒否し、又は当該積荷を処理し若しくは陸棄することを要求すること。

2 各締約政府は、国際貿易に関する障害を最小限にするために、次の條件に従つて本條1に掲げる規定を実行することを約束する。

(a) 締約政府は、本條1に定める措置を、それが植物検査上の考慮により必要とされない限り、その植物防疫法規に基いて執つてはならない。

(b) 締約政府は、植物及び植物生産物のその領域内への輸入に關し制限又は要求を規定するときは、その制限又は要求を發表し、且つ、直ちにそれを他の締約政府の植物防疫機関及びFAOに對し通報しなければならない。

(c) 締約政府は、その植物防疫法規の規定に基いて植物又は植物生産物の輸入を禁止するときは、その決定を理由を附して發表し、且つ、直ちにそれを他の締約政府の植物防疫機関及びFAOに報告しなければならない。

(d) 締約政府は、特定の植物又は植物生産物の積荷の輸入が搬入指定地点を通してのみ行われることを要求するときは、その地点を、国際通商を不必要に阻害しないように選択しなければならない。締約政府は、当該搬入地点の一覽表を發表し、且つ、それを他の締約政府の植物防疫機関及びFAOに通報しなければならない。搬入地点に關するこの制限は、当該植物又は植物生産物が植物検査証明書を伴うこと又は検査され、若しくは処理されることを必要としない限り、行つてはならない。

(e) 締約政府の植物防疫機関が植

物の積荷に對し輸入のために行う検査は、当該植物の枯死性に充分な考慮を払つて、できる限りすみやかに行わなければならない。積荷が輸入国の植物防疫法規の要求に適合しないことが判明したときは、輸出国の植物防疫機関にその旨を通報しなければならない。積荷が全部又は一部陸棄されたときは、輸出国の植物防疫機関に直ちに公的報告を送付しなければならない。

(f) 締約政府は、穀物、果実、野菜及び切花のような栽植の用に供しない植物又は植物生産物の搬入に當つて植物検査証明書を必要とする場合の数を、自国の植物生産を危くしない範囲内で最少限に減少するような措置を執らなければならない。

(g) 締約政府は、科学的調査の目的をもつて、植物及び植物生産物並びに植物の病害虫を起す生物の標品を、植物の病害虫のまん延の危険に對し充分な予防を講ずることを條件として輸入するための措置を執ることができ

3 本條に定める措置は、締約政府の領域を通過する貨物に對しては、当該措置が自国の植物防疫に必要でない限り、適用がないものとする。

第七條 國際協力

締約政府は、この條約の目的を達成するため、相互にできる限り協力しなければならない。特に、

(a) 各締約政府は、植物の病害虫

に関する世界通報機関を設置するため、既存機関の施設及び役務を充分に利用して、その設置についてFAOと協力し、且つ、当該機関が設置されたときは、次の情報をFAOに定期的に提供することに同意する。

(i) 直接的又は潜在的危険のある植物及び植物生産物の病害虫で経済的に重大な影響のあるものの発生、異常発生及びまん延に関する報告

(ii) 植物及び植物生産物の病害虫の防除につき有効と認められる方法に関する情報

各締約政府は、作物生産を著しく阻害し、且つ、緊急事態に対応する国際的行動を必要とするような特定の破壊的な病害虫を撲滅するための特別な運動にできる限り参加しなければならない。

1 締約政府は、適当な地区に地域的植物防疫機関を設置するため、相互に協力することを約束する。

2 地域的植物防疫機関は、当該地区における調整機関としての任務を行い、且つ、この条約の目的を達成するため各種の活動に参加するものとする。

第九條 紛争の解決

1 この条約の解釈若しくは適用に關し紛争がある場合又は締約政府が、他の締約政府の行動がその政府のこの条約の第五條及び第六條に基き義務、特に、その領域から輸出される植物若しくは植物生産物の輸入を禁止し、若しくは制限する根拠に關する義務に違反すると認める場合には、一又は二以上の関係政府は、紛争問題を審議するための委員会の任命をFAOの事務局長に要請することができ

る。

2 FAOの事務局長は、前記の要請があつたときは、関係政府と協議の後、それらの政府の代表者を含む専門家を任命する。当該委員会は、関係政府が提出するすべての文書その他の証拠書類を考慮して、紛争問題を審議する。当該委員会は、FAOの事務局長に報告書を提出し、事務局長は、これを関係政府及びその他の締約政府に送付する。

3 締約政府は、当該委員会の勧告が、性質上拘束的ではないが、意見の不一致を生ぜしめた事項についての関係政府による再考の基礎となることに同意する。

4 関係政府は、専門家の費用を均等に分担しなければならない。

第十條 既存条約との代替
この条約は、締約政府間において、千八百八十一年十一月三日の「フイロキセラ・グアスタトリツクス」に對し執るべき措置に關する國際條約及びその追加として千八百八十九年四月十五日にベルヌで署名された條約並びに千九百二十九年四月十六日にローマで署名された植物防疫に關する國際條約を廢止し、且つ、これらの條約に代るものとする。

第十一條 適用される地域
いづれの政府も、批准若しくは加入の時又はその後いつでも、國際關係に關して当該政府が責任を有する地域の全部又は一部にこの條約を適用する旨の宣言をFAOの事務局長に通告することができ、その宣言を受領した日以後三十日目に、その宣言で指定するすべての地域に適用するものとする。

2 本條1に従つてFAOの事務局長に宣言を通告した政府は、いつでも、その宣言の適用範圍を変更し、又はこの條約の規定のいづれかの地域に關する適用を停止する旨の宣言を更に通告することができ、前記の変更又は停止は、事務局長がその旨の宣言を受領した日以後三十日目に効力を生ずる。

3 FAOの事務局長は、本條に基いて受領した宣言をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第十二條 批准及び加入
この條約は、千九百五十二年五月一日まですべての政府の署名のために開放して置くものとし、且つ、できる限りすみやかに批准されなければならない。批准書は、FAOの事務局長に寄託しなければならない。事務局長は、その寄託の日付を各署名政府に通告する。

2 この條約は、第十四條に従つて効力を生ずると同時に、非署名政府の加入のために開放して置く。加入は、FAOの事務局長に加入書を寄託することによつて行い、事務局長は、すべての署名政府及び加入政府に通知する。

第十三條 改正

1 この條約の改正に關する締約政府の提案は、FAOの事務局長に通告しなければならない。

2 FAOの事務局長が締約政府から受領したこの條約の改正案は、FAOの總會の通常会期又は特別会期に承認のため提出するものとする。その改正案が重大な技術的変更を含み、又は締約政府に新たな義務を課するものである場合には、その改正案は、總會に先立ちFAOが招集する専門家諮問委員会によつて審議されなければならない。

3 この條約の改正案の通告は、当該事項が審議されるべき總會の会期の議事日程が発送される時以前に、FAOの事務局長が締約政府に送付する。

4 この條約の改正案は、FAOの總會の承認を必要とし、締約政府の三分の二の受諾後三十日から効力を生ずる。但し、締約政府に對する新たな義務を含む改正案は、各締約政府については、当該政府が受諾したときにのみ、その受諾後三十日から効力を生ずる。

5 新たな義務を含む改正の受諾書は、FAOの事務局長に寄託しなければならない。事務局長は、その受諾書の受領及び改正の効力発生をすべての締約政府に通報する。

第十四條 効力発生

この條約は、三署名政府の批准と同時に、当該三政府間に効力を生ずる。その後批准し、又は加入する各政府については、その批准書又は加入書の寄託の日から効力を生ずる。

第十五條 廢棄

1 締約政府は、いつでも、FAOの事務局長あての通知により、この條約の廢棄を通告することができ、事務局長は、直ちに、すべての署名政府及び加入政府に通報する。

2 廢棄は、FAOの事務局長がその通知を受領した日から一年後に効力を生ずる。

附屬書

植物防疫證明書格式

番号.....

下記の植物、植物の部分若しくは植物生産物又はそれらの見本は、
の種限のある公務員により十分に検査され、その知識の限りにおいて、危険な病害虫に感染し、或は上乗せされていないと認められたものであり、且つ、この検査は、この證明書の追加記載及びその他のものの双方に掲げる輸入国の現行植物防疫法規に適合すると信ぜられることを証明する。

輸入又は運搬の処理（輸入国の要求がある場合）

日付..... 処理.....
署名及び蓋印.....

追加記載

(議決印)

19 年 月 日
(署名)
(印)

賛 荷 明 細

輸出者の住所氏名
荷受人の住所氏名
この包の数量及び明細
識別記号
生産地 (輸出国の要求がある場合)
製造方法
輸入地
生産物の数量及び名称
輸出者名 (輸入国の要求がある場合)

千九百五十一年十二月六日にイタリアのローマにおいて、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語で本書一通を作成した。この本書は、国際連合食糧農業機関の記録に寄託する。国際連合食糧農業機関の事務局長は、認証謄本を各署名政府及び加入政府に送付する。
以上の証拠として、下名は、このために正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日に各自の政府に代つてこの條約に署名した。

オーストリアのために
R・フイリツプ

千九百五十一年十二月六日

ベルギー王国のために
アルベルト・ファン・ハウテ

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

政府の承認を條件として

ブラジルのために
ジョゼ・デ・カストロ

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

カナダのために
H・バートン

政府の承認を條件として
千九百五十一年十二月六日

セイロンのために

エジプトのために

エジプト王国政府はイスラエルの存在を認めず、且つ、現在まで認めていないので、この條約に対する私の署名は、私の政府をイスラエルに関してなんら拘束するものではなく、且つ、この点に關しすべての権利を留

保して許されたものである。

モハメッド・アリ・エルII
キラニー
千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

フランスのために
アンドレ・マイエ

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

インドのために

インドネシア連邦のために
S・スリオリディプロ

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

アイルランドのために
トーマス・ウオールシュ

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

イスラエルのために
S・モシ・イシヤイ

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

日本国

山添利作

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

レバノンのために

ルクセンブルグ大公国のために

オランダ王国のために
S・L・ラウエス

政府の承認を條件として
千九百五十一年十二月六日

ニュージーランドのために
C・ホップカーク

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

パキスタンのために

フィリピン共和国のために
S・カムス

ポルトガルのために
アントニオ・ビレス・デ・ソイザ・ダ・カマラ

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

スペインのために

スイスのために
L・メル

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

タイのために
ブラ・チュアン・カセート

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

南アフリカ連邦のために
S・G・ドウ・スウォート

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
カリングトン

政府の承認を條件として

アメリカ合衆国のために
P・V・カードン

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

グイエトナムのために

ユーゴスラヴィアのために
デリボール・ソルダティク

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

キューバのために
カルロス・マルティネス

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

デンマークのために
A・P・ヤコブセン

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

サルヴァドルのために
ロド・B・チヨネンベルグ

千九百五十一年十二月六日
政府の承認を條件として

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名議定書の締結について承認を求めるの件

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名議定書の締結について、日本国憲法第七十

三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名議定書

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約

ドイツ、オーストリア、ベルギー、ブラジル、英帝国（オーストラリア連邦、南アフリカ連邦、ニュー・ジーランド及びインドを含む）、ブルガリア、チリ、中国、デンマーク、エジプト、スペイン、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、イタリヤ、日本、リトアニア、ルクセンブルグ、フランス共和国、モロッコ保護領、ノールウェー、パラグアイ、オランダ、ポロランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、クロアチア、スロヴェニア王国、シヤム、スウェーデン、スイス、チェコスロヴァキア、テュニス（フランス保護領）及びウルグアイは、

国際通商を不必要な、過重な又はい意的な税関手続その他類似の手続の負担から解放することが前記の目的の達成への重要な一步であることを確信し、

この目的を達成する最良の方法が正当な相互主義に基く国際協定によることであることを考慮し、
この目的のため條約を締結すること

とに決定した。
よつて、締約国は、次のとおりその全権委員を任命した。

ドイツ大統領

ドイツ大蔵省参事官 ヴィリー・エルンスト

オーストリア共和国大統領

弁理公使、国際連盟におけるオーストリア連邦政府代表

M・E・プフリューゲル

ベルギー皇帝陛下
全権公使、関税表刊行国際事務局總裁 ジュール・ブリユネ

関税局長官 アルマン・L・J・ヤンセン

ブラジル合衆国大統領

在ロンドンブラジル大使館付商務官 ジュリオ・アウグスト・バルボザ・カルネイロ

グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国並びにグレート・ブリテン海外領土皇帝印度皇帝陛下

イギリス政府経済顧問 サイヒューバート・ルウエリン・スミス

オーストラリア連邦のために
在ロンドンオーストラリア連邦銀行支配人 C・A・B・カンピオン

南アフリカ連邦のために
イギリス政府経済顧問

サイ・ヒューバート・ルウエリン・スミス

ニュー・ジーランド自治領のために
在連合王国ニュー・ジーランド高等弁務官 サイ・ジェームズ・アレン

インドのために

枢密顧問官、前總督、前大使 ロード・ハーディング・オズ・ベンシアースト

ブルガリア皇帝陛下

ベルヌ駐在代理公使 D・ミコフ

チリ共和国大統領

前上院議員、在ロンドンチリ公使館商務顧問 ホルヘ・ブチアナン

中華民国大統領

スイス連邦駐在特命全権公使 J・R・ロウ・ツオン・チャン

デンマーク皇帝陛下

スイス連邦駐在特命全権公使、国際連盟におけるデンマーク代表 A・オルデシブルグ

エジプト皇帝陛下

エジプト関税局長官 T・C・マコーレイ

カイロ税関長

アーメッド・ベイ・アブデル・カレツク

スペイン皇帝陛下

スイス連邦駐在特命全権公使 エミリオ・デ・パラシオス・イ・フアウ

フィンランド共和国大統領

社会福祉省總務長官 ニイロ・マンニオ

公使館書記官

ウルホ・トイグオラ

フランス共和国大統領

参議院議員、大蔵省関税局長官 エルネスト・ボレイ

フランス共和国モロッコ保護

領に関する限り
モロッコ関税局長 F・P・セラ

テュニス（フランス保護領）

テュニス関税局長 シヤルル・オーロ

ギリシャ皇帝陛下

公使館参事官 V・コロコト

ロニス

外務省勤務公使館一等書記官 D・カプサリ

ハンガリー攝政陛下

ベルヌ駐在代理公使 フエリツクス・バルチエル・ド・テルイエクツアルヴァ

イタリヤ皇帝陛下

関税局長官 ドクトル カルロ・プリエシ

日本国天皇陛下

国際連盟帝國事務局次長 杉村陽太郎

リスニア共和国大統領

公使館参事官 ガエタン・ドブケヴィチウス

大蔵省工省参事官

ドクトル ベトラス・カルヴェリス

ルクセンブルグ大公陛下

ジュネーヴ駐在ルクセンブルグ領事 シヤルル・ヴェルメール

ノールウェー皇帝陛下

クリスティアニア大学教授 ドクトル フリチョフ・ナンセン

パラグアイ共和国大統領

パリ駐在代理公使 ドクトル ラモン・V・カバリエロ

オランダ皇帝陛下

オランダのために

ベルヌ駐在代理公使 E・メンテン

オランダ領インド、スリナム及びキュラソーのために

スイス連邦駐在特命全権公使 W・I・ダウデ・ファン・トローストヴァイク

ポーランド共和国大統領

スイス連邦駐在特命全権公使 ヤン・モズエレフスキ

ポルトガル共和国大統領

スイス連邦駐在ポルトガル共和国特命全権公使 A・バルトロメウ・フェレイラ

ルーマニア皇帝陛下

スイス連邦駐在特命全権公使 ニコラス・ペトレスコニコムネン

セルブ・クロアチア・スロヴェニア皇帝陛下

大蔵省税関監察官 ラドミロ・ブイディツチ

ザグレブ商業會議所書記

ザグレブ・ル・ル・ナチエツク

シヤム皇帝陛下

イタリヤ駐在特命全権公使 フィア・サンパキツチ・ブリーチャ

スウェーデン皇帝陛下

国際連盟理事会スウェーデン代表 ヤルマル・ブランタイ

スイス連邦政府

ベルヌ関税管理局第三区監察長官 サムエル・ホイゼルマン

ジュネーヴ第六税関区長

エ

ミール・フエルディナンド・ロイテ
チエツコスロヴァキア共和国大統領
全権公使、外務省経済局長
ヤン・ドヴォラチエツク
大蔵省参事官 アウグステ・シエンバツハ
ウルグアイ共和国大統領
スイス連邦駐在ウルグアイ共和国特命全権公使 ドクトル D・エンリケ・E・ブエロ

以上の委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一條

締約国は、通商の衡平な待遇に関する国際通商規約第二十三條の原則及び規定を締約国間に適用するため、締約国間の通商関係を過重な、不必要な又は恣意的な税関手続その他類似の手続によつて妨げないことを約束する。

よつて、締約国は、その法律又はその行政機関の発する命令、規則若しくは訓令で定める税関手続その他類似の手続を簡素化し、及びこれを対外貿易の必要に随時適合させ、並びに対外貿易に対するすべての障害(国の緊要な利益を擁護するため絶対に必要なものを除く。)を除去するため、当該手続に関する規定をすべての適当な立法上又は行政上の措置により修正することを約束する。

第二條

締約国は、税関の規則又は手続その他類似の規則又は手続、許可の手続、鑑査又は分析の方法及びこの條約に規定する他のすべての事項に関

して衡平な待遇の原則を嚴格に遵守することを約束する。従つて、締約国は、これらの事項に關していづれの締約国の通商に対して不公平な差別をしないことに同意する。

前記の原則は、ある締約国がその法令又は通商取極に従いこの條約から生ずる便益よりも更に大きい便益を供與することを相互に約する場合にも、また同様に適用される。

第三條

締約国は、輸出入の禁止及び制限が国際貿易にもたらす重大な障害を考慮して、事情の許す限りすみやかにその禁止及び制限を最少に減ずるためのすべての措置を採用し、且つ、実施することを約束する。いかなる場合にも、締約国は、輸出入の許可に關して次のことを確保するため、できる限りの措置を執ることを約束する。

- (a) その許可を受けるため満たすべき條件及びふむべき手続は、最も明瞭な、且つ、最も正確な形式で直ちに公衆に周知させること。
- (b) 許可証の発給の方法は、できるだけ簡便且つ不変であること。
- (c) 申請の審査及び申請人に対する許可証の発給は、できるだけ遅滞なく行うこと。
- (d) 許可証の発給の制度は、許可証の取引を防止するようのものであること。このため、許可証が各人に交付されるときに所持人の名をこれに記載し、且つ、それが他人によつて使用されないようにすること。
- (e) 割当量を定める場合において輸入国が要求する手続は、輸入が許

可された貨物の数量の衡平な割当を妨げるようなものでないこと。

第四條

締約国は、まだ公表していない税関手続及び類似の手続に關するすべての規則並びにそのすべての変更をすみやかに公表して、関係者がこれらを知ることができ、且つ、関係者が知らない税関手続の適用から生ずる損害を避けることができるようにしなければならない。

締約国は、税関規則を自国の官報に又はその他の適当な公的若しくは私的公表手段によつて公表するまでは、その税関規則を実施しないことに同意する。

事前に公表することの義務は、関税率及び輸出入の禁止又は制限に關するすべての事項に適用する。

しかし、事前の公表が国の緊要な利益を害する虞がある例外的性質の場合には、本條第二項及び第三項の規定は、強制力を失ふ。但し、この場合には、公表は、できるだけ当該措置の実施と同時に進行しなければならない。

第五條

い、次の追加及び変更で多数の品目に關する関税率を修正した各締約国は、すべての現行措置に基き課されるすべての税金の完全な表を容易に入手することができる形式で発表しなければならない。

このため、輸入又は輸出の理由で税関官廳が課するすべての税金は、それが関税、附加税、消費税又は流通税、貨物取扱手数料又は類似の手数料及びその他すべての課税金のいずれであるかを整然と記載されなければならない。

ればならない。但し、前記の義務は、輸出入貨物に對し国のために、且つ、貨物の通關の理由で課する税金又は課税金に限るものとする。

貨物に對する課税金はこのように明記されなければならないので、国のために、且つ、貨物の通關の理由で課された消費税その他の税金の場合には、輸入国の貨物が例外的措置としてこの税金を課されないため又は單にその一部だけに課されるため、外国の貨物が特別の税金を負担することとなるかどうかを明白に表示しなければならない。

締約国は、商人が関税率、特に、一定の種類貨物に對する課税金の率に關する公的情報を入手することができるようになるため、必要な手段を執ることを約束する。

第六條

各締約国は、締約国及びその国民がそれらの商業に關係のある第四條及び第五條に掲げるすべての措置をできるだけすみやかに知ることができるようになるため、他の各国の外交代表又はその領域に駐在するその他の代表で特に指定されるものに対して、当該條項に従い発行されるすべての刊行物を送付することを約束する。

この送付は、発行の後直ちに二通をもつて行う。外交代表その他の代表がいけないときは、当該国が特に指定する経路によつてその国に送付される。

更に、各締約国は、第四條及び第五條に従い発行されるすべての刊行物の発行後直ちにその十部を國際連盟事務局に送付することを約束する。

各締約国は、また、千八百九十年七月五日の國際條約で關稅表の譯訳及び刊行を委託されたブラツセルの「關稅表刊行國際事務局」に對し、自國が制定するすべての關稅表又はその修正の發行後直ちにその十部を送付することを約束する。

第七條

締約国は、税関その他類似の事項に關する自國の法令及び規則の恣意的又は不正な適用を防止するため、並びにその法令及び規則の濫用により損害を受けた者に対し行政上、司法上又は仲裁の手続による救済を確保するため、自國の立法府及び行政府による最も適当な措置を執ることを約束する。

現に実施され、又は將來執られるすべての前記の措置は、第四條及び第五條に定める方法で公表しなければならない。

第八條

関税率の適用又は原産地、仕出地若しくは価格に關する争訟の對象となる貨物は、その輸入が禁止される場合及び争訟解決のためその提出を必要とする場合を除く外、申告者の請求により、争訟の解決を待たずに直ちに申告者の処置に任ぜられなければならない。但し、国の利益を擁護するため必要な措置に従うことを條件とする。申告者が税金に關して供託した金額の払い戻し又はその提供した担保の解除は、その争訟の解決後直ちに行わなければならない。その争訟の解決は、いかなる場合にもできるだけすみやかに行わなければならない。

第九條

各締約国は、前各條に掲げる税関手続その他類似の手続の簡易化に關するすべての事項についてなされた進歩を示すため、その簡易化を實施するため執つたすべての措置の摘要書をこの條約が自国について効力を生じた日から十二箇月以内に國際運盟事務總長に提出しなければならない。

同様の摘要書は、その後三年ごとに及び國際運盟理事會の要求があることに提出しなければならない。

第十條

輸入税を課される見本及びひな形でその輸入が禁止されていないものは、いずれかの締約国に居住する製造業者又は商人が自ら又は外交員の手を経て輸入するときは、輸入税の額を供託し、又は輸入税の支払を必要とする場合の担保を提供することを條件として、一時的に各締約国の領域への無税輸入を許される。

この特典を受けるためには、製造業者又は商人及び外交員は、当該国の定める關係法令、規則及び税関手続に従わなければならない。この法令及び規則は、それらの者に対し、身分証明書を所持すべきことを要求することができる。

本條の適用上、特定の種類の貨物を代表するすべての物品は、見本又はひな形とする。但し、第一に、当該物品は、再輸出の際その同一物であることを適当に認識することができものであること、第二に、こうして輸入された物品は、全体として見るとき、普通の意味では見本とはならないような数量又は価額のものではないことを條件とする。

いづれかの締約国の税関官憲は、他の締約国の税関官憲が付した記号を、見本又はひな形と同一物であることを将来認識するため充分なものであると認めなければならない。但し、当該見本又はひな形には、前記の他の締約国の税関官憲が証明する明細目録を添付するものとする。なお、輸入国の税関官憲が再輸出の際における見本又はひな形の同一物であることを認識を確保するために保証を追加する必要があると認める場合には、すべて、当該官憲は、見本又はひな形に追加記号を付することができる。税関の鑑査は、追加記号の場合を除く外、見本の同一物であることを認識すること並びに将来その見本に課される税金及び課徴金の総額を決定することに限るものとする。

再輸出までの期間は、六箇月より短くない期間内で定める。但し、輸入国の税関官憲が延長することを妨げない。この期間が満了したときは、再輸出されなかつた見本に対して税金を納付しなければならない。輸入の際供託された税金の額の見本及びひな形は、この税金の納付に対する担保の解除は、国境又は国内にある必要の権限を有するいづれの官署においても、遅滞なく、且つ、再輸出のため呈示されない見本又はひな形に対して納付される税金を控除

(ひな形)

(圖表)

(附錄)

身分證明書

次の日から起算して十二箇月間有効

して行わなければならない。締約国は、この権限を與えらるる官署の表を公表しなければならない。

身分証明書を要求する場合には、当該証明書を、本條に附屬するひな形によらなければならない。且つ、製造業者又は商人が業務上の本拠を置いている国が特に指定する機關により交付されなければならない。相互主義を條件として、身分証明書には、一國が特殊の又は例外の事情により必要を認める場合を除く外、領事官の査証その他の査証を免除する。査証が要求される場合には、その手数料は、できるだけ低くなければならない。且つ、発給の費用をこえてはならない。

締約国は、身分証明書の発給の権限を認められる機關の表を、できるだけすみやかに、直接相互に及び國際運盟事務局に送付する。前記の制度を採用するまでの間、締約国は、現に許與する便益を縮減してはならない。

本條の規定は、身分証明書に關する規定を除く外、輸入税を課される見本及びひな形でその輸入が禁止されていないものに対し、それがいづれかの締約国に居住する製造業者、商人又は外交員によつて輸入される場合に当該製造業者、商人又は外交員によつて携帶されていないときにも、適用があるものとする。

に有効 身分證明書番号.....
この證明書の所持人である 氏名..... 出生地..... 居住地..... は、住所..... 町..... において

の商業上の目的で
の所有者であること(1)
の商業上の目的で
を所有すること(2)
会社によつて使用されている外交員であること

を証明する。
本書の所持人は、前記の国で前記の会社のため注文を取り、及び買付を行うものである。その会社は、.....においてその業務及び取引を行うことを認められ、且つ、このため法律で定める税金を納付するものであることを証明する。
千九百 年 月 日

所持人に関する記載

姓.....
名.....
職.....
国籍.....
所持人の署名

(1) 製造所又は商品の表示
備考 前段の記入は、会社の長の場合にのみ行う。

第十一條

締約国は、原産地証明書を要求する場合をできるだけ少なくしなければならない。

締約国は、この原則に従い、且つ、税関当局が貨物の真正の原産地を審査する権利及び、従つてまた、證明書が提出されているにもかかわらず必要と認めるその他の証拠を要求する権限を完全に保有するという

了解の下に、次の規定に従うことに同意する。

1 締約国は、原産地証明書の発給及び承認に關する手続及び形式をできるだけ簡單且つ衡平にする措置を執り、また、当該証明書を要求する場合及びその発給の條件を公示しなければならない。

2 原産地証明書は、締約国の公的機關のみでなく、必要な権限を有

し、且つ、必要な保証があるその他の機関であらうかじめ各関係国が特に承認するものも、また発給することができ。各締約国は、原産地証明書の発給の目的のために指定した機関の表を国際連盟事務局に送るだけすみやかに送付しなければならぬ。各締約国は、こうして通知された機関が不当に証明書を発給したことが判明したときは、当該機関に対して承認を取り消す権利を留保する。

3 貨物が原産国から直接に輸入されず、且つ、締約国である第三国の地域を経由して輸送される場合には、税関当局は、その第三国の承認された機関が作成した原産地証明書を承認しなければならぬ。但し、当該当局は、当該証明書が原産国の発給した証明書の場合同様に完備しているものであることを認定する権利を留保する。

4 税関当局は、次の場合には、原産地証明書の提出を要求してはならない。
(a) 関係人が、当該証明書を提出することによつて適用がある制度の利益に対し、すべての要求を放棄する場合
(b) 貨物の性質がその原産地を明白に証明し、且つ、この点に関する取極が関係国間にあらかじめ締結されている場合
(c) 貨物が地方的名称を用いることができないものである旨の証明書が当該貨物に添付されている場合。但し、当該証明書は、このために指定され、且つ、輸入

国が承認する機関が発給したものであることを条件とする。
5 税関当局は、その属する国の法令が認める場合には、相互主義を条件として、
(a) 濫用の疑がある場合を除く外、明らかに商業的性質を有しない輸入品又は商業的性質を有するが価格が少額である輸入品に關しては、原産地の証明を免除する。
(b) 即時に輸出されない貨物に關して発給される原産地証明書を承認する。但し、輸出国と仕向国とが隣接するか又は隣接しないかによりそれぞれ一箇月又は二箇月の期間内に当該貨物が発送されることを条件とする。この期間は、当該貨物の輸送の遅延についての理由が充分であると認める場合には、延長することができる。

6 輸入業者がその貨物を輸入する際充分な理由で原産地証明書を提出することができないときは、税関当局は、将来納付される課徴金を保証するため必要と認める条件で、この証明書の提出に必要な猶予期間をその輸入業者に與えることができる。証明書がその後提出されたときは、納付された課徴金又は余分に供託した金額は、できるだけすみやかに払い戻さなければならない。
7 前記の規定の適用に當つては、割当制度の下で輸入される数量の満了から生ずる状況を考慮しなければならない。
8 証明書は、輸入国の国語又は輸

出の国語によることができる。但し、輸入国の税関官憲は、証明書の意味に關して疑がある場合にその翻訳を要求する権利を留保する。
9 原産地証明書は、特に、税関当局の発給に係る場合には、領事官の査証を原則として必要としな。例外的場合として領事官の査証を必要とするときは、関係人は、その選択に従ひ原産地証明書をその地域の領事官又は隣接地域の領事官のいずれかに査証のため呈示することができる。査証の手数料は、できるだけ低くなければならず、且つ、発給の費用をこえてはならない。特に、貨物の価格が少額である場合には、そうである。
10 本條の規定は、原産地証明書として用いるすべての文書に適用される。

第十二條

「領事仕入書」と称される文書は、輸入貨物の原産地がその輸入の條件に影響する場合にその原産地を証明するため、又は従價税率の適用上商業仕入書では不十分である場合に輸入貨物の価格を確定するためその提出が必要であるときを除く外、要求されない。
領事仕入書の様式は、複雑又は難解を避け、且つ、関係商人によるその文書の作成を容易にするため、簡易化しなければならない。
領事仕入書に対する査証の手数料は、一定の課徴金でなければならず、その課徴金は、できるだけ低くなければならない。一件の仕入書に

ついて要求する謄本の数は、三通をこえてはならない。
第十三條

ある種類の輸入貨物に適用される制度が貨物の構成、純粹度、品質、衛生状態、生産地域その他類似の事項に關する特殊の技術的條件の具備を必要とする場合には、締約国は、前記の條件を満たすことを保障するため輸出国と與えられ、又は付される証明書、印章又は記号が輸入国で貨物について再分析その他の試験を行わずに承認される（所要の條件を満たしていないと推定される場合には、特別の保障措置が執られることを條件とする）ような協定を締結することに努める。輸入国は、証明書の発給の機関並びに輸出国で行う試験の性質及び標準についてあらゆる保障を與えられなければならない。輸入国の税関当局は、また、再分析を必要とする特別の理由があるときはいつでもこれを行う権利を留保する。
前記の協定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることが、有益であると認める。
(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一樣に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。
(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生産物に対して要求する純粹度の標準は、事実上の禁止にひとしくないように定めることに充分留意するものとする。

第十四條

締約国は、單獨の又は共同の行為によつて貨物の迅速な通関、旅行者の荷物物の検査、貨物保稅制度、倉庫料その他本條附屬書に掲げる事項に關する手續を簡易化し、及び一層画一的且つ合理的にするのに最も適當な方法を考慮しなければならない。
締約国は、本條の実施に當つては、次の附屬書に掲げる勧告に対して好意的な考慮を払ふものとする。
第十四條附屬書

A 貨物の迅速な通関

1 国境の税関官署における滞貨を避けるため、国内の規則、運送條件及び貨物の性質が許す限り国境以外の官署又は倉庫における貨物の通関の慣行を奨励することが望ましい。
2 濫用の疑がない限り、且つ、自国の法令に基く国の権利を留保して、通過中の又は倉庫に向う途中の貨物に対して一國が付する鉛封その他の税関封印が他の國によつて承認され、且つ、尊重されることを望ましい。但し、前記の他の國が鉛封その他の封印の外、新たな税関記号を付することを妨げない。
3 貨物の通関
(a) 各国は、特別課徴金を課するその権利を害することなく、できるだけ次の措置を執ることが望ましい。
(b) 通常の執務時間外に及び執務日以外の日に腐敗しやすい貨物の通関を容易にすること。
(c) 自国の法令が許す限り、税関

の通常の執務日及び執務時間外にも船舶及び舟艇の荷積及び荷卸を許すこと。

貨物申告者に與える便宜

4 千九百十六年九月十九日のベルヌ條約で改正された貨物の鉄道輸送に關する千八百九十年十月十四日のベルヌ條約第十條に別に規定する場合を除く外、荷受人は、通關すべき貨物を自ら申告すること又はその指定する者にこの申告をさせることが常に自由であることが望ましい。

5 關係者が記入すべき税關申告書並びに鑑査証明書及び、當該國が便宜と認める場合には、輸入税納付に対する受領証をあわせて印刷した書式を、この制度を有益に用いることができるものと認められる場合には、採用することが望ましい。

6 各國は、税關の手續又は規則の輕微な違反に對しきびしい罰を科することをできるだけ慎重に望ましい。特に、貨物の通關のため文書の提出を要求する場合において、明白に詐欺の意志がなく、且つ、容易に是正することができ、脱漏又は過誤があつたときは、科すべき罰金は、できるだけ負担を軽くするように、且つ、形式的の罰、すなわち單なる警告の性質以外の性質を有しないようにできるだけ少額にしなければならない。

7 關稅の納付又は保証のために永続的性質の担保を提供して郵便為替又は小切手を使用することの可能性について、考慮を払うべきである。

8 税關官憲は、貨物の同一物であることが充分証明される場合において、その貨物が引き続き税關官憲の管理の下にあつたときは、その輸入の際納付された税金をその再輸出の際払いもどす権限をできるだけ與えられることが望ましい。また、その貨物の再輸出の際輸出税を課さないことが望ましい。

9 広告用の商品目録その他同種の印刷物の通關について、それが郵送され、又はその關係貨物とともに包装される場合に生ずるすべての遅延を避けるため、適當な措置を執るべきである。

10 税關手續のため必要な文書が領事官その他の官憲の査証を受けることを必要とする場合には、査証を與える官署は、その官署が所在する地方の商業界における慣習となつていゝ營業時間におけるだけ従うように努めることが望ましい。また、執務時間外における取扱について手数料を課するときは、その手数料は、できるだけ合理的な額に定めることが望ましい。

11 通關車だけで編成される列車内において、進行中又は國境停車場に停車の際手荷物の検査を行う慣行は、できるだけ一般化することが望ましい。

B 手荷物の検査

12 旅行者の手荷物の検査に關して前記の11で勧告する慣行は、できるだけ海上及び河川の旅行にも及ぼすことが望ましい。検査は、できるだけ船内で、航行中（航行が

長くない場合）又は着港のときに行うべきである。

13 旅行者が通常携行する主要物品に課される課徴金及び税金並びに輸入禁止品目を記載する広告は、税關内並びにできるだけ鉄道客車内及び船内に掲示することが望ましい。

C 倉庫における貨物の取扱及び倉敷料

14 特殊の性質のために特別な注意を必要とする貨物のために用いられるいわゆる「一時の」及び「特定の」倉庫がまだ存在していない国は、これを設立し、又はこの設立を承認することが望ましい。

15 倉敷料は、原則として一般的費用及び投下資本の利子を償うに足るものより多くないよう合理的な基礎で定められることが望ましい。

16 倉庫内に貨物を有するすべての者は、損傷貨物の引出しを許されることが望ましい。當該貨物は、税關官吏の立会の下に破壊し、又はいかなる關稅も納付することなく荷送人に返還すべきである。

D 積荷目録に記載されているが荷卸されていない貨物

17 積荷目録に記載されているが実際に國內に搬入されていない貨物については、充分な事實の証明が税關官憲の指定する期間内に運送人又は船長によつて行われることを條件として、輸入税の納付を要求しないことが望ましい。

E 關係機關の協力

18 國際鐵道停車場の制度を發展さ

せること及びその停車場内に設けられる各種の國家機關の間に有効な協力を実現することが望ましい。

また、道路、河川又は鐵道のいずれの場合におけるを問わず、隣接二國の相當官署の職務及び執務時間の間にできるだけ緊密な一致を保つことが望ましい。隣接國の税關官署を同一の場所及び、実行可能なならば、同一の建物内に設置する慣行は、できるだけ一般化すべきである。

このEに掲げる勧告を実行するため、すべての關係當局及び關係機關の代表者が参加する國際會議を招集することが望ましい。

第十五條

各締約國は、運送業者が充分な保証を提供するときは、詐欺又は不法な輸入の場合における法定の罰を留保して、託送手荷物が、當然の權利として、且つ、國境における税關検査を受けずに、外國の發源地からその領域内の國境以外の税關官署でこの權限のある者にあつて輸送されることを許すことを約束する。締約國は、その權限を有する税關官署の表を公表しなければならない。旅行者は、その選択によつて手荷物を入國後最初の税關官署に申告することができるものとする。

第十六條

締約國は、一時的の輸出入に關する自國の法制に關するすべての權利を留保して、製造工程を経るため輸出入される貨物、工業、商業、芸術又は學術のいずれを目的とするかを問わず公共的性質を有する展覽會用の物

品、実験用又は展示用の裝置及び物品、乗用車又は家具運搬車、見本、荷造用箱及び包裝材料、返送される約束の下に輸出される貨物その他類似的の貨物に適用される制度に關して、本條附屬書に定める原則をできるだけ指針とするものとする。

第十六條附屬書

1 一時的の輸出入に關する法令及び規則の規定は、事情の許す限り簡易化し、且つ、この條約の第四條及び第五條に規定する方法で公表することが望ましい。

2 適用される措置は、關係人又は關係會社がこれを知り、且つ、これを利用することができるようになるだけ一般的規則の對象とすることが望ましい。

3 貨物の同一物であることを認識するため執られる手續をできるだけ簡易化すること及びこのため次の措置を執ることが望ましい。

(a) 他國の税關當局が付した記号が物品上にあるときは、そのことから生ずる保証を考慮に入れること。

(b) 時に記号を付けることができず、又は不便である場合には、ひな形若しくは見本、圖画又は完全且つ詳細な記述により同一物であることを認識する制度を設定すること。

4 申告及び鑑査に關する手續は、國境の官署においてだけではなく、その國の國內官署で必要な權限を有するものにおいても実行することが望ましい。

5 一時的の輸出入を伴う事業を遂行するために適當な期間を與える

こと、その履行を遅延させる不測の事情に対し妥当な考慮を払うこと及び必要な場合にその期間を延長することが望ましい。

6 保証は、正当に担保された証書又は現金支払のいずれの形式であつてもこれを認めることが望ましい。

7 提供された担保は、負担したすべての義務が履行されたときは、直ちに払いもとされ、又は解除されることが望ましい。

第十七條

この條約は、締約国がその国の安全又は重大な利益に影響を與える緊急事態の場合にやむを得ず執る一般的又は特定の例外的措置を妨げるものではない。但し、通商の衡平な待遇の原則は、できるだけ広い範囲にわたつて遵守しなければならない。また、この條約は、締約国が人間、動物又は植物の健康を確保するために執る措置を妨げるものではない。

第十八條

この條約は、締約国に対し、國際連盟の加盟国としてのその権利及び義務に反するいかなる義務をも課するものではない。

第十九條

この條約の効力発生は、千九百二十三年十一月三日前に締約国が締結した條約又は協定に基づく規則に關するその締約国の義務を排除するものではない。

締約国は、前記の條約又は協定が引き続いて効力を有することを考慮して、事情の許す限りすみやかに、且つ、いかなる場合にもそれらの條約又は協定の期限が満了するとき

は、引き続いて効力を有する條約又は協定でこの條約の規定に反するものに対してこの條約の規定と調和させるため必要な修正を加えることを約束する。但し、この義務は、千九百十四年から千九百十八年までの戦争を終結した諸條約の規定には適用がないものとする。同諸條約は、この條約によつてなんら影響されないものとする。

第二十條

國際連盟規約第二十三條(e)に従い、締約国で千九百十四年から千九百十八年までの戦争中その土地で行われた破壊行為の結果生じた重大な経済状態を理由としてその領域の一部又は全部にこの條約のある規定の適用が困難なことを充分に証明することができるときは、その規定の適用から生ずる義務を一時免除されるものとす。但し、締約国が拘束力を有するものと認めた通商の衡平な待遇の原則は、できるだけ広い範囲にわたつて遵守されなければならない。

第二十一條

この條約は、同一主権国の一部を構成し、又はその保護の下にある地域が個々に締約国であるかどうかを問はず、その地域相互間の権利及び義務をなんらかの意味で規制するものと解釈してはならない。

第二十二條

この條約の規定の解釈又は適用に關し二以上の締約国間に紛争が生じ、且つ、直接に当事者間で又は他の解決方法の採用でその紛争が解決されないときは、紛争当事者は、仲裁手続又は司法手続に訴える前に、

國際連盟理事會が特に任命する専門機關に友好的な解決のためその紛争を付託することができ。その機關は、当事者について聴聞し、且つ、必要があれば当事者間の会合を行つた後、勧告的意見を與えるものとする。

その機關が與えた勧告的意見は、すべての紛争当事者が受諾しなければ、紛争当事者に対し拘束力を有しないものとする。また、その紛争当事者は、前記の手続に訴えた後又はその手続の代りとして、その選択する仲裁手続又は司法手続（常設國際司法裁判所規程に基き常設國際司法裁判所の権限内にある事項に關しては、同裁判所に付託することを含む）に訴える自由を有する。

本條第一項に掲げる性質の紛争がこの條約の第四條若しくは3又は第七條の解釈又は適用に關して生じた場合には、当事者は、そのいずれかの要請により、本條第一項に定める手続にあらじめ訴えたかどうかを問はず、当該事件を常設國際司法裁判所の決定に付さなければならない。

前記の機關に対する付託の手続の採用又は当該機關が與える意見は、いかなる場合にも争点となつた措置の停止をもたらしものではない。常設國際司法裁判所規程第四十一條に基き常設國際司法裁判所が反対の決定をしない限り、同裁判所に對して執られた訴訟手続の場合にも、同様とする。

第二十三條

この條約は、フランス語及び英語の本文をひとしく正文とし、本日の日付を有し、且つ、ジュネーヴ會議

に代表された国、國際連盟加盟国及び國際連盟理事會がこの條約の謄本を送付した国による署名のため、千九百二十四年十月三十一日まで開放される。

第二十四條

この條約は、批准されなければならない。批准書は、國際連盟事務局長に寄託しなければならない。事務局長は、この受領をこの條約の署名国である連盟国及び他の署名国に通報しなければならない。

第二十五條

第二十三條に掲げる會議に代表された国でこの條約に署名しなかつたもの、國際連盟の加盟国又は國際連盟理事會がこの條約の謄本を送付した国は、千九百二十四年十月三十一日後この條約に加入することができ。

加入は、國際連盟事務局の記録に寄託するため國際連盟事務局長に送付する文書によつて行ふ。事務局長は、直ちにその寄託をこの條約の署名国であるすべての國際連盟加盟国及び他の署名国に通告しなければならない。

第二十六條

この條約は、五国が批准するまでは効力を生ずることがない。その効力発生の日は、國際連盟事務局長が第五番目の批准書を受領した日の後九十日目とする。その後、この條約は、各國の批准書又は加入通告書の受領の日の後九十日で当該國に關して効力を生ずる。

事務局長は、國際連盟規約第十八條の規定に従い、この條約をその効力発生の日に登録するものとする。

第二十七條

國際連盟事務局長は、この條約に署名し、これを批准し、これに加入し、又はこれを廢棄した国を表示する特別の記録を備えなければならない。この記録は、連盟国にいつでも開放され、また、連盟理事會の指示に従い得るだけしばしば公表されなければならない。

第二十八條

この條約は、國際連盟事務局長にあてた文書による通告で廢棄することができ。廢棄は、事務局長が隨棄の文書を受領した日の後一年で効力を生じ、且つ、その通告を行つた國際連盟加盟国又は非加盟國に關してのみ効力があるものとする。

國際連盟事務局長は、この條約の署名国又は加入国であるすべての國際連盟加盟国及び他の署名国又は加入国にその廢棄の通告の受領を通知しなければならない。

第二十九條

この條約に署名し、又は加入する国は、この條約の受諾がその殖民地、海外屬地、保護領又はその主権若しくは権力の下にある海外領土の一部又は全部を含まない旨をその署名、批准又は加入の際宣言することができ。また、その宣言で除外される当該殖民地、海外屬地、保護領又は領土のためにその後第二十五條の規定に従い加入することができ。

廢棄は、また、前記の殖民地、海外屬地、保護領又は領土について各別に行ふことができる。第二十八條の規定は、その廢棄に適用される。

第三十條

国際連盟理事会は、締約国の三分の一の要請があるときは、この條約の改正のために會議を招集することの可否を考慮することを要請されるものとする。

以上の証據として、前記の各全權委員は、この條約に署名した。

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで本書一通を作成した。この本書は、國際連盟事務局の記録に寄託される。認証本は、この會議に代表されたすべての國に送附される。

ドイツ

ヴァイリー・エルンスト

オーストリア

E・プフリユーグ

ベルギー

J・ブリユート

A・ヤンセン

ブラジル

J・A・バルボザ・カルネイロ

イロ

英帝國

H・ルウエリン・スミス

南アフリカ連邦

H・ルウエリン・スミス

オーストラリア

C・A・B・カンピオン

ニュージーランド

J・アレク

私は、私の署名が西サモアの委任統治地域を含むことをここに宣言する。

インド

ハーディング・オヴ・ベンシ

アースト

ブルガリア

D・ミコフ

チリ

ホルヘ・ブチアナン

中国

J・R・ロウ・ツオン・チャン

デンマーク

A・オルデンブルグ

エジプト

T・C・マコーレイ

A・アブデル・カレック

スペイン

エミリオ・デ・パラシオス

フィンランド

ニイロ・A・マンニオ

フランス

ウルホ・トイヴォラ

E・ボレイ

ギリシャ

V・コロクトロニス

D・カプサリ

ハンガリー

F・ド・パルチエル

イタリア

カルロ・ブリエシ

日本國

杉村陽太郎

リビア

ドブケヴィチウス

ドクトル

P・カルヴェリス

ルクセンブルグ

シャルル・G・ヴェルメール

モロッコにおけるフランス保護領

P・セラ

ノールウェー

フリチヨフ・ナンセン

パラグアイ

R・V・カバリエロ

オランダ

この條約の第二十九條に關して、私は、オランダ政府が、オ

ランダ本國のためにのみこの條約を受諾するものであるが、海外領土に關してはその加入を明白に拒否するものでなく、同政府が、その加入を延期すること及び將來その海外領土の全部又は一部の加入する権利を留保することを宣言する。

E・メンテン

オランダ海外領土、すなわち、オランダ領インド、スリナム及びキユラス

W・ダウデ・ファン・トローストヴァイク

ポーランド

J・モズエレフスキ

ポルトガル

A・M・バルトロメウ・フェレイラ

ルーマニア

ルーマニア王國政府の名において、私は、諸政府が行つた留保(議定書の6に掲げるもの)と同一の留保をし、且つ、ルーマニア政府が、この條約の第二十二條が同條に定める手続を一般的性質の問題に關して執る權利を締約國にのみ與えるものであり、私人が王國官憲との間の紛争の場合には国内司法手続にのみ訴えることができるものであると了解することを表明する。

N・P・コムネン

セルブ・クロアチア・スロヴェニア王國

ラドミロ・ブイディツナ

ドクトル ヴアルデマル・ルーナデニツク

シヤム

フィア・サンパキツ・プリー

チア

スウェーデン

H・フランテイング

スイス

ホイゼルマン

E・ロイテ

チエツコスロヴァキア

J・ドヴォラチエツク

D・シエニンバツハ

テュニス(フランス保護領)

オード

ウルグアイ

E・E・ブエロ

税関手続の簡易化に關する國際條約議定書

税関手続の簡易化に關する本日付の條約に署名するに當り、正當に委任を受けた下名は、次のとおり協定した。

1 前記の條約に基く締約國の義務は、締約國が人間、動物若しくは植物の健康の保全に關する國際條約若しくは協定(特に國際公約)又は公衆道德の維持若しくは國際安全に關する國際條約若しくは協定に基いて現に負担し、又は將來負担する義務になんら影響を及ぼすものではないものとす。

2 第三條の適用に關しては、カナダが受諾する義務は、連邦政府のみを拘束するものであり、且つ、領域内へのある種の生産物の輸入を禁止し、又は制限する権限を憲法上所有する州政府を拘束するものではない。

3 第四條及び第五條の適用に關しては、ブラジル及びカナダによる當該條項の受諾は、これらの國の場合には、連邦政府が當該條項に掲げる關稅率又は規則に關する措置を執る範圍においてのみ連邦政府の責任を含むものとする。但し、國の憲法によつて與えられる權利に基いて各州が執る措置に關しては、その責任を負うものではない。

4 第四條及び第五條第二項の適用に關しては、ドイツがする約束は、國が徵收するある種の輕微な租稅又は國が實施するある種の特別な手続で國が定めるものでなく州又は地方官憲が定めるものを公表するドイツの義務を伴うものではない。

5 第十一條の適用に關しては、締約國は、その定める規則が、すべての締約國が要求することができ、最小限度の保障であり、且つ、締約國相互間に任意に締結される二國間協定その他の協定によつてその規則を任意に擴張し、又は適応させることを妨げないものであることを認める。

6 スペイン、フィンランド、ポーランド及びポルトガルの政府は、その置かれていた特殊事情にかんがみ、批准に當り第十條を除外する權利を留保すること及び本日から五年の期間の後まで同條を適用する義務がないことを宣明した。スペイン、ギリシャ及びポルト

ガルの政府は、この條約の第十一條8に關し、スペイン及びポルトガルの政府は、同條3に關し、同様の宣言をした。ポーランド政府は、この條約の自国に關する効力發生の時から適用することに同意する第十一條1、2、4、5、7及び9を除く外、同條全部の適用に關し、同様の宣言を行つた。

他の締約国は、こうしてされた留保を受諾することを宣明するとともに、その留保をした国に關しては、当該規定がその国によつて適用されるまでの間、自国に關係のある留保事項について拘束されないことを宣言する。

第十條、第十一條又はこれらの條の特定の規定に關し、他の政府が將來批准又は加入の際行ふ除外は、國際連盟理事會がこの條約の第二十二條に掲げる專門機關に諮問した後決定するときは、前記の第一項に掲げる期間中、且つ、第三項に規定する條件に従つて、受諾されるものとする。

この議定書は、本日付の條約と同一の効力及び期間を有するものであり、且つ、この條約の不可分の一部とみなされる。

以上の証據として、前記の全權委員は、この議定書に署名した。

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで本書一通を作成した。この本書は、國際連盟事務局の記録に寄託される。認証書は、この會議に代表されたすべての国に送付される。

ドイツ

ヴァイリー・エルンスト
オーストリア

E・プフリューグル
ベルギー

J・ブリュネ
A・ヤンセン
ブラジル

J・A・バルボザ・カルネイロ
英帝国
H・ルウェリン・スミス
南アフリカ連邦

H・ルウェリン・スミス
オーストラリア

C・A・B・カンピオン
ニュージーランド
J・アレン

私は、私の署名が西サモアの委任統治地域を含むことをここに宣言する。

インド

ハーディング・オヴ・ベンシ
アースト
ブルガリア

D・ミコフ
チリ

ホルヘ・ブチアナン
中国

J・R・ロウ・ツオン・チャ
デンマーク

A・オルデンブルグ
エジプト

T・C・マコーレイ
A・アブデル・カレック

スペイン
エミリオ・デ・パラシオス
フィンランド

ニイロ・A・マンニオ

ウルホ・トイヴォラ
フランス

E・ボレイ
ギリシヤ

V・コロクトロニス
D・カプサリ
ハンガリー

F・ド・バルチエル
イタリア
カルロ・プリエシ

日本国
杉村陽太郎
リスアニア
ドブケイ・イチュウ

ドクトル P・カルヴェリス
ルクセンブルグ
シヤルル・G・ザエルメール

モロッコにおけるフランス保護領
P・セラ
ノールウエー

フリチヨフ・ナンセン
パラグアイ
R・V・カバリエロ

オランダ
この條約に掲げる留保の下に
E・メンテン

王国海外領土、すなわち、オランダ領インド、スリナム及びキュラソーのために
W・ダウデ・ファン・ト

ローストグアイク
ポランド
J・モズエレフスキ

ポルトガル
A・M・バルトロメウ・フェレイラ

ルーマニア
この條約の署名の際掲げた留保及び説明を條件として

N・P・コムネン
セルブ・クロアチア・スロヴェニア王国
ラドミロ・ブイディッチ

ドクトル ヴアルデマル・ルーナチエツク
シヤム
フィア・サンパキツ・ブリー

チア
スウェーデン
ヤルマル・ブランテイング

スイス
ホイゼルマン
E・ロイテ

チエツコスロヴァキア
J・ドヴォラチエツク
D・シエニンバツハ

テュニス(フランス保護領)
オード
ウルグアイ

E・E・ブエロ

○石原(幹)政府委員 ただいま議題となりました國際植物防疫條約につきまして、提案の理由を御説明いたします。

この條約は、わが国が昨年の末に加盟いたしました國際連合食糧農業機關の提唱によつて作成されたもので、昨年十二月六日にローマで關係各國が署名して成立したものであります。現在まで三十箇国が署名いたしております。

この條約は、三署名政府の批准書の寄託と同時に効力を発生することとなつておりますが、すでにこの條約は、本年四月三日にセイロン、スペイン及びチリの間で効力を発生いたしております。

この條約は、植物の病害虫の防除を國際的協力によつて促進することを目的とするものであります。そのために、國際取引に關連する植物及び植物生産物に対する防疫事業の強化、統一された植物検査証明書様式の採用、植物の病害虫の発生状況に關する情報の交換等の実現をはかるものであります。

わが国は、この條約に加入して植物の病害虫の防除に關して國際的に協力することは、はなはだ有意義であると認めまして、昨年十二月六日にこの條約に署名いたしました。

以上の事情を了察せられ、慎重御審議の上すみやかにこの條約の締結について御承認あらんことを希望いたします次第であります。

次に千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に關する國際條約及び署名議定書につきまして、提案理由を御説明いたします。

この國際條約及び署名議定書は、一九二三年、大正十二年であります。十一月三日にジュネーヴで署名されたものであります。その加盟國は三十六箇国に上つております。

この條約及び署名議定書は、税関手続の簡易化をはかることが、通商の衡平な待遇を実現する重要な手段であることにかんがみ、税関手続の簡易化及び衡平な適用並びに關稅率及び關稅規則の公表について、國際的に協力することを目的として作成されたものであります。

この條約は、さきに述べましたように加盟國も多く、すでに公私の貿易及び通商において國際的に承認された公平な慣行となつております。わが国は一九二四年三月十七日にこの條約に署名

名いたしました。その後歴代の内閣は、しばしばこの條約の批准方を奏請したのでありますが、その都度内閣更迭等の事情により、その奏請は返戻されて、遂に今日まで批准されるに至らなかつたのであります。

わが国は昨年九月八日にサンフランシスコにおいて、この條約及び署名議定書に加入することを宣言しておりますから、これに一日も早く加入することとは、わが国の國際信用を高めるゆえんであると考えられます。よつてこの條約及び署名議定書への加入について御承認を求め次第であります。

以上の事情を察せられ、慎重御審議の上、これまたすみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。

○仲内委員長 次に國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めめるの件及び國際通貨基金協定への加入について承認を求めめるの件を一括議題といたします。政府側より提案理由の説明を求めます。石原外務事務次官。

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めめるの件
國際復興開發銀行協定への加入について、日本國憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求め。

〔参照〕

國際復興開發銀行協定

國際復興開發銀行協定

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

序

國際復興開發銀行は、次の規定に従つて設立し、且つ、運営する。

第一條 目的

銀行の目的は、次のとおりである。

(i) 戦争により破壊され、又は解体された經濟の回復、生産施設の平時需要への再轉換並びに開發の程度が低い国における生産施設及び生産資源の開發を含む生産的目的のための資本投下を容易にすることにより、加盟國の領域の復興及び開發を援助すること。

(ii) 民間投資者が行う貸付その他の投資を保證し、又はこれに参加することにより民間の對外投資を促進すること及び、民間資本が相當の條件で得られないときは、銀行の自己資本、銀行が調達する資金その他の銀行の資金から生産的目的のための金融を適當な條件で供與することにより民間投資を補足すること。

(iii) 加盟國の生産資源の開發のための國際投資を助長し、もつてその領域内における生産性、生活水準及び労働條件の向上を援助することにより國際貿易の長期にわたる均衡のとれた増大及び國際收支の均衡の維持を促進すること。

(iv) 銀行が行い、又は保證する貸付について、他の徑路による國際貸付との關係において有用度及び緊要度の高い事業計画が大小を問はず優先して取り扱われ

るようにすること。

(v) 國際投資が加盟國の領域内における經濟活動の状況に及ぼす影響を適當に考慮して銀行の業務を行うこと及び、戦争直後の数年間は、戦時經濟から平時經濟への円滑な推移の實現を援助すること。

銀行は、いかなる決定をするについても、本條に掲げる目的を指針としなければならない。

第二條 銀行の加盟國の地位及び銀行の資本

第一項 銀行の原加盟國とは、國際通貨基金の加盟國で第十一條第二項(e)に明記する日の前に銀行の加盟國の地位を受諾するものをいう。

(b) 加盟國の地位は、銀行が定める時期に、且つ、銀行が定める條件に従つてその他の基金の加盟國にも開放される。

第二項 授權資本

(a) 銀行の授權資本は、千九百四十四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆國ドルによる百億ドルとする。資本は、各十萬ドルの額面価額を有する十萬株に分ち、この株式は、加盟國のみが応募することができ、

(b) 資本は、銀行が総投票權数の四分の三の多数によつて適當と認めたときは、増額することができる。

第三項 株式の応募

(a) 各加盟國は、銀行の資本の株式に応募しなければならない。原加盟國が応募すべき株式の最

小限は、附表Aに掲げるものと

する。その他の加盟國が応募すべき株式の最小限は、銀行が定め、銀行は、その資本のうちこの加盟國の応募のために充分な部分を留保する。

(b) 銀行は、規則を設けることによつて、加盟國がその応募すべき株式の最小限の外銀行の授權資本の株式に応募することができ、

(c) 銀行の授權資本が増額されたときは、各加盟國は、銀行が定める條件に基いて、それまでに応募した額が銀行の資本の總額に対する割合と同一の割合で増額について応募する適當な機会を與えられる。但し、加盟國は、増加資本のいかなる部分についても応募の義務を負わな

第四項 株式の発行價格

原加盟國が応募すべき最小限の株式は、額面で發行する。その他の株式は、銀行が総投票權数の過半数によつて特別の場合に他の條件で發行することを決定するときの外、額面で發行する。

第五項 応募額の区分及び払込請求各加盟國の応募額は、次の二部に分ける。

(i) 二十パーセントは、銀行の業務上の必要に応じて、本條第七項(i)に基いて払い込まれ、又は払込請求を受ける。

(ii) 残余の八十パーセントは、第四條第一項(ii)及び(iii)に基いて起された銀行の債務の支

払のために必要とするときに限り、銀行から払込請求を受ける。

未払込の応募額に対する払込請求は、全株式に対して一律とする。

第六項 責任の限度

株式に基く責任は、当該株式の發行價格の未払込部分相當額を限度とする。

第七項 株式応募額の払込方法

株式応募額の払込は、金又は合衆國ドル及び加盟國通貨により、次のとおり行う。

(i) 本條第五項(i)に基いて、各株式の價格の二パーセントは金又は合衆國ドルで払い込まれ、残余の十八パーセントは払込請求があつたときに当該加盟國通貨で払い込まれる。

(ii) 本條第五項(ii)に基いて払込請求があつたときは、払込は、当該加盟國の選択により、金、合衆國ドル又は払込請求の目的となつた銀行の債務履行に必要な通貨で行うことができる。

(iii) 加盟國が前記の(i)及び(ii)に基いていすれかの通貨で払込をするときは、その払込の額は、その加盟國の払込請求に係る責任額相當額とする。この責任額は、本條第二項で授權され且つ定められる銀行の資本の応募された額の比例的部分とする。

第八項 応募額の払込の時期

(a) 本條第七項(i)に基いて金又は合衆國ドルで各株式について払い込むべき二パーセントの額

は、次の例外を除く外、銀行の業務開始の日の後六十日以内に払い込まなければならない。

(i) 銀行の原加盟国でその本土地域が現在の戦争中において敵国の占領又は敵対行為の下にあるものは、前記の日の後五年間、二分の一パーセントの額の払込を延期する権利を與えられる。

(ii) 原加盟国で戦争の結果としてなお押收され、又は凍結されている金準備の占有を回復していないためにこの払込をすることができないものは、銀行が定める日まで二パーセントの額の払込を延期することができる。

(b) 本條第七項(i)に基づいて払い込むべき各株式の価格の残余は、銀行が次の条件により払込請求をした時に、それに従つて払い込まなければならない。

(i) 銀行は、業務開始の後一年以内に、前記の(a)に掲げる二パーセントの額の払込の外、株式の価格の八パーセント以上の額の払込請求をする。

(ii) 銀行は、いずれの三箇月の期間内にも、株式の価格の五パーセントをこえる額の払込請求をすることはしない。

第九項 銀行保有通貨の価値の維持
(a) (i) 加盟国通貨の価値が引き下げられた場合は、(ii) 加盟国通貨の外国為替相場がその国の領域内で著しく低落したと銀行が認めた場合には、その加盟国は、その加盟国が本條第七項(i)に基

いて銀行に当初に払い込んだ通貨、第四條第二項(b)に掲げる通貨又は本項(a)の規定に基づいて追加提供された通貨のいずれかに由来する当該加盟国通貨の銀行保有額で、その加盟国が金又は銀行の受け入れることができるいづれかの加盟国の通貨と引換に買ひもどしてはいないものの当初の応募の時ににおける価値を維持するに足りる自国通貨の追加額を、相当の期間内に銀行に支払わなければならない。

(b) 加盟国通貨の価値が引き上げられた場合には、銀行は、前記の(a)に掲げる通貨の額の価値の増加額に等しい額のその国の通貨を相当の期間内にその加盟国に返還しなければならない。

(c) 前記の(a)及び(b)の規定は、国際通貨基金が銀行の全加盟国の通貨の価値の一律の比例による変更を行ったときは、銀行がその適用を免除することができる。

第十項 株式の処分に対する制限
株式は、方法のいかんを問はず、質入をし、又は担保に供してはならない。株式は、銀行に対してのみ譲渡することができるものとする。

第三條 貸付及び保証に関する一般規定

第一項 資金の使用
(a) 銀行の資金及び便宜は、開業計画及び復興計画のいずれにも公平な考慮を払つて、もつぱら加盟国の利益のために使用しなければならない。

(b) 本土地域が敵国の占領又は敵対行為によつて著しく荒廃した加盟国の経済の回復及び復興を容易にするために、銀行は、これらの加盟国に対してされる貸付の条件を決定するに當つては、財政負担の軽減並びにその回復及び復興の完成の促進について特別の考慮を払わなければならない。

第二項 加盟国と銀行との取引

各加盟国は、自国の国庫、中央銀行、安定基金その他これに類似する財務機関を通じてのみ銀行と取引を行うものとし、銀行は、これらの機関によつてのみ又はこれらの機関を通じてのみ加盟国と取引を行う。

第三項 銀行の保証及び貸付の限度

銀行がする保証、貸付参加及び直接の貸付の現在高総額は、その増額によつて総額が銀行のき、損されてはいない応募済資本、準備金及び剰余金の合計の百パーセントをこえることとなるときは、いかなる時でも増額してはならない。

第四項 銀行が保証又は貸付をすることが出来る条件

銀行は、次に掲げる条件に従つて、加盟国又はその行政区画並びに加盟国の領域内にあるすべての商業、工業及び農業の企業に対して保証、貸付参加又は貸付をすることが出来る。

(i) 当該事業計画が領域内で実施される加盟国自身が借入人でないときは、当該加盟国又は当該加盟国の中央銀行若しくはこれに準ずる機関で銀行

が受諾することが出来るものが、元本の償還並びに当該貸付に対する利子及び他の手数料の支払を完全に保証すること。

(ii) 銀行が、借入人が当該市況の下において他の方法では当該借入人について合理的であると銀行が認める条件で貸付を得ることができないと認め

(iii) 第五條第七項に定める権限のある委員会が、申請について慎重に調査した上、当該事業計画を勧告する報告書を提出したこと。

(iv) 銀行が、利率及び他の手数料を合理的であると認め、且つ、この利率、手数料及び元本償還計画を当該事業計画に適していると認めること。

(v) 銀行が、貸付をし、又は貸付の保証をするに當つては、借入人及び、借入人が加盟国でないときは、保証人が当該貸付に基づくその債務を履行することが出来る見込について適当な考慮を払うべきこと並びに当該事業計画が領域内で実施される特定の加盟国及び全加盟国のいずれの利益のためにも慎重に行動すべきこと。

(vi) 銀行が、他の投資者がする貸付を保証するに當つては、その危険に対して適当な補償を受けること。

(vii) 銀行がする貸付又は銀行が保証する貸付が、特別の場合を除く外、復興又は開発の特定された事業計画のためのものであること。

第五項 銀行が保証し、貸付参加し、又は貸し付けた貸付金の使用

(a) 銀行は、貸付金が特定の又は二以上の加盟国の領域内で費消されなければならないという条件を課さないものとする。

(b) 銀行は、節約及び能率の点に適當に留意した上、政治的その他の経済外の影響及び考慮を顧慮することなく、すべての貸付金が当該貸付の供與された目的のためにのみ使用されることを確保するための措置をとるものとする。

(c) 銀行がする貸付の場合には、銀行は、借入人名義の勘定を開くものとし、当該貸付の額は、当該貸付に用いた一又は二以上の通貨でこの勘定に貸記するものとする。銀行は、借入人が当該事業計画に關して実際に生じた費用に充てるためにのみこの勘定から引き出すことを許容する。

第四條 業務

第一項 貸付をし、又は貸付を促進する方法

(a) 銀行は、次の方法のいずれかによつて、第三條の一般的条件を満たす貸付をし、又はこれを促進することができる。

(i) き損されていない払込済資本及び剰余金に相当する自己資金並びに、本條第六項の制

限の範囲内において、準備金に相当する自己資金から直接の貸付をし、又はこれに参加すること。

(ii) 加盟国の市場における調達その他の方法により銀行が借り入れた資金から直接の貸付をし、又はこれに参加すること。

(iii) 民間投資者が通常の投資経路によつてする貸付の全部又は一部を保証すること。

(b) 銀行の前記(ii)に基く資金の借入又は(iii)に基く貸付の保証は、当該資金が調達される市場の属する加盟国及び当該貸付が表示される通貨の属する加盟国の同意によつてのみ、且つ、これらの加盟国が当該貸付金が他の加盟国の通貨に制限なく引き換えられるべきことに同意したときのみ、行うことができる。

第二項 通貨の利用及び引換

(a) 第二條第七項(i)に基いて銀行に払い込まれた通貨は、各場合に關係通貨の属する加盟国の同意を受けなければ、貸し付けてはならない。但し、銀行の応募済資本の全額の払込請求がされた後において、必要があるときは、これらの通貨は、銀行自身の借入金についての利子、他の手数料若しくは償却の契約による支払に充てられるため、又は銀行が保証する貸付についての同様の契約による支払に關する銀行の債務を履行するため、提供される。

(b) 銀行が前記(a)に掲げる通貨でされた直接の貸付の元本として借入人又は保証人から支払を受けた通貨は、各場合に關係通貨の属する加盟国の同意を受けなければ、他の加盟国の通貨と引き換え、又は再貸付してはならない。但し、銀行の応募済資本の全額の払込請求がされた後において、必要があるときは、これらの通貨は、銀行自身の借入金についての利子、他の手数料若しくは償却の契約による支払に充てられるため、又は銀行が保証する貸付についての同様の契約による支払に關する銀行の債務を履行するため、提供される。

(c) 本條第一項(a)(ii)に基いて銀行がした直接の貸付の元本として銀行が借入人又は保証人から支払を受けた通貨は、銀行自身の債務の償却の支払のため、又は当該債務の全部若しくは一部の期限前償還若しくは買戻しのため、当該加盟国から制限を受けずに保有され、及び使用されるものとする。

(d) その他銀行が利用することができるすべての通貨は、本條第一項(a)(ii)に基いて市場における調達その他の方法により借り入

れた通貨、金の売却により得た通貨、第一項(a)(i)及び(ii)に基いてされた直接の貸付に關する利子及び他の手数料として支払を受けた通貨並びに第一項(a)(iii)に基いて保証手数料及び他の手数料として支払を受けた通貨を含む。提供される通貨の属する加盟国から制限を受けずに使用され、又は銀行の業務上必要とする他の通貨若しくは金と引き換えられるものとする。

(e) 本條第一項(a)(iii)に基いて銀行が保証する貸付の借入人が加盟国の市場において調達した通貨も、これらの加盟国から制限を受けずに使用され、又は他の通貨と引き換えられるものとする。

第三項 直接の貸付のための通貨の供給

本條第一項(a)(i)及び(ii)に基く直接の貸付については、次の規定を適用する。

(a) 銀行は、借入人に対し、当該事業計画が領域内で実現される加盟国以外の加盟国の通貨でその領域内において当該借入人が当該貸付の目的の達成のためにすべき支出に必要なものを供與しなければならぬ。

(b) 銀行は、例外的な場合において、借入人が当該貸付の目的のために必要な国内通貨を合理的な條件の下に調達することができないときは、借入人に対し当該通貨の適当な額を当該貸付の一部として供與することができる。

(c) 銀行は、当該事業計画が領域内で実現される加盟国の外国為替の需要の増加が当該事業計画によつて間接に引き起される場合において、例外的な事情があるときは、借入人に対し、借入人が当該貸付の目的に關連して行う国内支出の額をこえない範囲内で金又は外国為替の適当な額を当該貸付の一部として供與することができる。

(d) 銀行は、例外的な場合において、領域内で当該貸付の一部が費消される加盟国の要請があつたときは、費消された当該加盟国の通貨の一部を金又は外国為替で買戻し、又は金又は外国為替で買戻すことができる。但し、いかなる場合においても、買戻しとされる部分は、その領域内における当該貸付の支出による外国為替の需要の増加額相当額をこえてはならない。

第四項 直接の貸付に対する支払に關する規定

本條第一項(a)(i)又は(ii)に基く貸付契約は、支払に關する次の規定に従つて締結するものとする。

(a) 各貸付の利子及び償却支払の條件、満期並びに支払期日は、銀行が決定する。この貸付に關して負担すべき手数料の率その他の條件も、銀行が定める。

銀行の業務開始後最初の十年間に本條第一項(a)(ii)に基いてされる貸付については、この手数料の率は、年一パーセント以上一・五パーセント以下とし、且つ、その貸付の現在高に課するものとする。この十年の期間を経過した時に、銀行が本條第六項に基いて積み立てた準備金及びその他の収入に基く準備金が手数料の率の引下げを可とするのに充分であると認めたときは、銀行は、既にされた貸付の現在高及び将来の貸付のいずれについてもこの率を引き下げることを得る。将来の貸付については、銀行は、その経験上引上げを適當とするときは、その裁量により前記の限度をこえて手数料の率の引上げを行うこともできる。

(b) すべての貸付契約には、銀行に對して契約に基く支払をするのに用いる一又は二以上の通貨を定めるものとする。但し、これらの支払は、借入人の選択により、金又は、銀行の同意を得て、当該契約に定める加盟国通貨以外の加盟国通貨であることができる。

(i) 本條第一項(a)(i)に基いてされる貸付については、貸付契約には、銀行に對する利子、他の手数料及び償却の支払は、貸し付けられた通貨の属する加盟国がこれらの支払を他の特定の二又は二以上の通貨ですべきことに同意した場合を除く外、貸し付けられた通貨で

すべきことを定めるものとす。これらの支払の額は、第二條第九項(c)の規定の適用を受ける場合を除く外、当該貸付当時における契約による支払の額を銀行が総投票権数の四分の三の多数によつて指定した通貨で表示した額とする。

(ii) 本條第一項(a)(i)に基いてされる貸付については、いずれかの一通貨で銀行に支払われるべき現在高総額は、いかなる時にも、銀行が第一項(a)(ii)に基いてした借入の現在高で同一通貨で支払われるべきものの総額をこえてはならない。

(c) 加盟国が急激な為替のひつ迫を被り、その結果当該加盟国が契約した貸付又は当該加盟国若しくはその一機関が保証した貸付の元利その他の支払が定められたとおり行ふことができないときは、当該加盟国は、銀行に対し支払条件の緩和を申請することができ。銀行は、緩和が当該加盟国並びに銀行の業務及びその全加盟国のために有利であると認めるときは、毎年の元利その他の支払の全部又は一部について次の一方又は双方の規定に基いて措置をとることができる。

(i) 銀行は、その裁量により、当該貸付に対する元利その他の支払を当該加盟国の通貨の使用及びその外国

為替価値の維持についての適当な条件の下に三年以内の期間当該加盟国の通貨で受け入れるための取極を当該加盟国とすることができ。但し、この受入れは、適当な条件による買入もどしを条件とする。

(ii) 銀行は、償却の条件を変更し、若しくは貸付の満期を延長し、又はその双方を行うことができる。

第五項 保証

(a) 通常の投資経路によりされる貸付を保証するに当つては、銀行は、銀行が定める率で当該貸付の現在高に対して定期的に支払われるべき保証手数料を課する。銀行の業務開始後最初の十年間は、この率は、年一パーセント以上一・五パーセント以下とする。この十年の期間を経過した時に、銀行が本條第六項に基いて積み立てた準備金及びその他の収入に基く準備金が保証手数料の率の引下げを可とするのに充分であると認めるときは、銀行は、既に保証した貸付の現在高及び将来の貸付のいずれについてもこの率を引き下げることができ。将来の貸付については、銀行は、その経験上引上げを適当とするときは、その裁量により前記の限度をこえて保証手数料の率の引上げを行うこともできる。

(b) 保証手数料は、借入人が直接に銀行に支払わなければならない。

(c) 銀行による保証には、借入人及び、保証人があるときは、保証人の債務不履行があつた場合において、銀行が保証された債務又は他の債務証券の買入れを額面価額とその買入れの申入れに指定した日までの経過利子とを加算した価格であることを申し入れたときは、銀行が利子に関するその責任を終了させることができる旨を定めるものとする。

(d) 銀行は、保証についてのその他の条件を決定する権限を有する。

第六項 特別準備金

銀行が本條第四項及び第五項に基いて受領した手数料の額は、特別準備金として保留するものとし、本條第七項に従つて銀行の債務を履行するために使用することができるようにして置くものとする。この特別準備金は、この協定に基いて許される流動資産のうち理事が決定するもので保有するものとする。

第七項 債務不履行の場合における銀行の債務履行の方法

銀行が行い、参加し、又は保証した貸付の債務不履行の場合には、次の規定による。

(a) 銀行は、本條第四項(c)に基く取極又は本條第四項(c)に定める取極に類似する取極を含めて、当該貸付に基く債務を調整するため実行可能な取極をするものとする。

(b) 本條第一項(a)(ii)及び(ii)に基く借入又は保証に対する銀行

の債務履行のための支払には、

(i) 第一に、本條第六項に定める特別準備金を充て、

(ii) 第二に、必要な程度において、且つ、銀行の裁量により、銀行が使用することができその他の準備金、剰余金及び資本を充てる。

(c) 銀行自身の借入金についての利子、他の手数料若しくは償却の契約による支払に充てるため、又は銀行が保証する貸付についての同様の支払に關する銀行の債務を履行するために必要な場合には、銀行は、第二條第五項及び第七項に従つて加盟国の未払込募集額中の適当な額についての払込請求をすることができ。更に、銀行は、債務不履行が長期間にわたる處があると認めるときは、次に定める目的のために、未払込募集額中のいずれの一年についても加盟国の応募総額の一パーセントをこえない額について更に払込請求をすることができ。

(i) 銀行が保証した貸付で債務者が不履行中であるものの未償還元本額の全部若しくは一部を期限前に償還すること又はその他の方法でこれに關する銀行の債務を免れること。

(ii) 銀行自身の借入の未償還額の全部若しくは一部を買

方法でこれに關する銀行の債務を免れること。

第八項 雑業務
この協定中に別に明記する業務の外、銀行は、次の権限を有する。

(i) 銀行が発行した証券を売買すること及び銀行が保証し、又は投資した証券を売買すること。但し、銀行は、領域内で証券が売買される加盟国の同意を得るものとする。

(ii) 銀行が投資した証券の売却を容易にするためにその証券を保証すること。

(iii) 加盟国の同意を得て当該加盟国の通貨を借り入れること。

(iv) その他の証券で理事会が総投票権数の四分の三の多数によつて本條第六項に基く特別準備金の全部又は一部の運用のために適当と認めるものを売買すること。

本項によつて與えられた権限の行使に當つては、銀行は、加盟国の領域内にある人、組合、団体、会社その他の法律上の主体と取引をすることができ。

第九項 証券面に記載すべき注意書

銀行が保証し、又は発行する各証券には、その証券面にいかなる政府の債務でもない旨の目につきやすい記載をしなければならぬ。但し、当該証券面に反対の明示がある場合は、この限りでない。

第十項 政治活動の禁止
銀行及びその役員は、加盟国の

政治問題に關與してはならず、また、決定を行うに當つて關係加盟国の政治的性質に影響されてはならない。その決定は、経済的事項のみを考慮して行うものとし、これらの事項は、第一條に掲げる目的の達成のため公平に考慮されなければならない。

第五條 組織及び運営

第二項 銀行の機構

銀行に、総務会、理事会、総裁並びに銀行が定める任務を遂行するためのその他の役員及び職員を置く。

第二項 総務会

(a) 銀行のすべての権限は、各加盟国がその決定する方法で任命する総務一人及び代理一人からなる総務会に付與される。各総務及び各代理は、任命した加盟国に異議がない限り、五年間在任するものとし、再任されることとができる。代理は、総務が不在である場合を除く外、投票することができない。総務会は、総務のうちの一人を議長に選定する。

(b) 総務会は、その権限を行使することを理事会に委任することができる。但し、次の権限を除く。

- (i) 新加盟国の加盟を承認し、及びその加盟の承認の條件を決定する権限
- (ii) 資本を増加し、又は減少する権限
- (iii) 加盟国の資格停止を行う権限
- (iv) 理事会が行つたこの協定の

解釈に關する異議の申立を裁決する権限

(v) 他の國際機關と協力するための取極（暫定的及び事務的性質の非公式取極を除く。）を結ぶ権限

(vi) 銀行の業務を永久的に停止すること及び銀行の資産を分配することを決定する権限

(vii) 銀行の純益の分配を決定する権限

(c) 総務会は、年次会合の外、総務会が定め、又は理事会が招集する会合を開く。理事会は、五加盟国又は投票権数の合計が総投票権数の四分の一に達する諸加盟国が要請したとき、総務会を招集する。

(d) 総務会の会合の定足数は、総務の過半数でその行使する投票権数が総投票権数の三分の二以上であるものとする。

(e) 総務会は、規則を設けることによつて、理事会が銀行に最も有利であると認めるとき総務会の会合を招集することなしに特定の問題に關する総務の表決を得ることができ、手続を定めることができる。

(f) 総務会及び、委任された範圍内、理事会は、銀行の業務上必要な又は適當な規則及び細則を採択することができる。

(g) 総務及び代理は、その資格においては、銀行から報酬を受けないで勤務する。但し、銀行は、これらの者に、会合への出席に際して負担する相当の費用を支払う。

(h) 総務会は、理事に支払う報酬並びに総裁の給料及び勤務に關する契約の條件を定める。

第三項 投票

(a) 各加盟国は、二百五十票の外、保有する一株式ごとに各一票の票数を有する。

(b) 別段の明文規定がある場合を除く外、銀行が決定すべきすべての事項は、投票の過半数によつて決定する。

第四項 理事会

(a) 理事会は、銀行の一般的業務を運営する責任を有し、このため、総務会から委任されたすべての権限を行使する。

(b) 理事は、十二人とし、総務であることを必要としない。そのうち、

(i) 五人は、最大の株式数を有する五加盟国が各一人を任命する。

(ii) 七人は、(i)に掲げる五加盟国が任命した総務以外のすべての総務が附表Bに從つて選舉する。

本項(b)の適用上、加盟国とは、原加盟国であると第二條第一項(b)に從つて加盟国となつたとを問わず、附表Aに掲げる国の政府をいう。その他の国の政府が加盟国となつたときは、総務会は、選任されるべき理事の数を総投票権数の五分の四の多数により増加することができる。

理事は、二年ごとに任命され、又は選任される。

(c) 各理事は、不在のときに自己に代つて行動する完全な権限を有する代理を任命する。代理を任命した理事が出席しているときは、代理は、会合に参加することはできるが、投票することはできない。

(d) 理事は、後任者が任命され、又は選任されるまで在職する。選任された理事が任期終了前九十日をこえて欠員となつたときは、前任理事を選任した総務は、前任理事を選任した総務を必要とする。欠員の間は、前任理事の代理は、代理を任命する権限を除く外、理事の権限を行使する。

(e) 理事会は、銀行の主たる事務所で常にその職務を行い、銀行の業務の必要に応じて会合する。

(f) 理事会の会合の定足数は、理事の過半数で投票権数の二分の一以上を行使するものとする。

(g) 各任命理事は、本條第三項に基いて各自を任命した加盟国に割り当てられた票数を投票する資格を有する。各選任理事は、各自の選出のために算入された票数を投票する資格を有する。理事が投票する資格を有する票数は、すべて一括して投票しなければならない。

(h) 総務会は、規則を採択することによつて、前記(b)に基いて理事を任命する資格がない加盟国が、自国の行つた要請又は自国に特に關係がある事項について審議が行われている間理事会の

の会合に出席する代表者一人を送ることができるようになる。

(i) 理事会は、有益と認める委員会を任命することができる。委員会の委員は、総務若しくは理事又はそれらの代理に限る必要はない。

第五項 総裁及び職員

(a) 理事会は、総裁一人を選定する。総裁は、総務若しくは理事又はそれらの代理であつてはならない。総裁は、理事会の議長となるが、可否同数の場合の決定投票を除く外、投票権を有しない。総裁は、総務会の会合に参加することができるが、その会合では投票してはならない。総裁は、理事会の決定により退任する。

(b) 総裁は、銀行に従事する職員の下に、銀行の通常業務を行う。総裁は、理事会の一般的監督の下に、役員及び職員の組織及び任免の責任を負う。

(c) 銀行の総裁、役員及び職員は、その職務の執行に當つて、銀行に對してのみ責任を負ふものとし、その他の当局に對しては負われない。各加盟国は、この責任の國際的な性質を尊重し、これらの者の職務執行についてこれらの者を左右しようとするすべての企圖を慎まなければならない。

(d) 役員及び職員の任命に當つては、最高水準の能率及び技術的能力を確保することが最も重要であるが、総裁は、役員及び職

員をなるべく広い地理的基礎に基いて採用することの重要性について十分な考慮を払わなければならない。

第六項 諮問委員会

(a) 諮問委員会を置き、銀行業、商業、工業、労働及び農業の各界の代表者を含む七人以上の者で、総務会がなるべく広はん、各国から代表者が出るように選定するものでこれを構成する。国際的専門機関が存在する分野においては、当該分野を代表する諮問委員は、これらの機関と協議して選定しなければならぬ。諮問委員会は、銀行に対し一般方針に関する事項について助言する。諮問委員会は、毎年、銀行が要請したときとに会合する。

(b) 諮問委員は、二年間在任するものとし、再任されることが出来る。諮問委員に対しては、銀行のために負担する相当の費用を支払うものとする。

第七項 貸付委員会

第三條第四項に基く貸付に関する報告をすることを要求される委員会は、銀行が任命する。この各委員会は、当該事業計画が領域内で実現される加盟国を代表する総務会によって選定される専門家一人及び銀行の専門職員中の一人以上の者を含むものとする。

第八項 他の国際機関との関係

(a) 銀行は、一般的国際機構及び関係分野で専門的責任を有する公的国際機関との協定の條項の範囲内で協力する。この協力の

のための取極でこの協定の規定の変更をたらすものは、第八條に基いてこの協定を改正した後、に限り、締結することが出来る。

(b) 前記の(a)に明記する種類の国際機関で銀行の加盟国が主として参加しているものの権限内の事項に直接に關係する貸付又は保証の申請について決定するに當つては、銀行は、当該機関の見解及び勧告を考慮するものとする。

第九項 事務所の所在地

(a) 銀行の主たる事務所の所在地は、最大の株式数を保有する加盟国の領域内とする。

(b) 銀行は、銀行のいかなる加盟国の領域内にも代理事務所又は支事務所を設けることができる。

第十項 地区事務所及び地区諮問委員会

(a) 銀行は、地区事務所を設け、且つ、各地区事務所を設け、及び受持区域を決定することが出来る。

(b) 各地区事務所は、当該全区域を代表する地区諮問委員会で銀行が定める方法で選定されるものの助言を受けるものとする。

第十一項 寄託所

(a) 各加盟国は、自国通貨の銀行保有全額の寄託所として中央銀行を指定し、また、中央銀行がないときは、銀行が受託することが出来る他の機関を指定する。

(b) 銀行は、金を含む他の資産を、

最大の株式数を有する五加盟国が指定した寄託所及び銀行が選定するその他の指定寄託所において保有することが出来る。当初は、銀行の金保有額の少くとも五十パーセントは、銀行の主たる事務所有る加盟国が指定した寄託所において保有し、少くとも四十パーセントは、前記の五加盟国のうちの残余の四国が指定した寄託所において保有する。この各寄託所は、当初は、それぞれを指定した加盟国の株式について払い込まれた金相当額以上を保有しなければならぬ。この場合において、すべて銀行による金の移動は、輸送費及び予想される銀行の必要に充分な考慮を払つて行わなければならない。緊急のときは、理事会は、銀行の金保有額の全部又は一部を、適当に保護することが出来るいかなる場所にも移すことができる。

第十二項 通貨保有の形式

銀行は、いかなる加盟国の通貨でも、第二條第七項(i)に基いて銀行に払い込まれるもの又はその通貨でされた貸付に対する償却の支払に充てるために銀行に対し支払われるものの一部が自己の業務に必要でないときは、その代りに、当該加盟国の政府又は当該加盟国が指定した寄託所が發行する手形その他の債務証券を当該加盟国から受領する。この手形その他の債務証券は、譲渡禁止且つ無利子のもので、指定寄託所における銀行の勘定に貸記することによつて要求次第額面で支払われるものでなければならない。

第十三項 報告の公表及び情報提供

(a) 銀行は、監査済の計算書を含む年次報告を公表し、且つ、三箇月以内の期間ごとに、その財政状況の概要書及び業務の結果を示す損益計算書を加盟国に送付する。

(b) 銀行は、その目的の達成に望ましいと認めるその他の報告を公表することが出来る。

(c) 本項に基いて作成されるすべての報告、論文書及び刊行物は、加盟国に配布する。

第十四項 純益の割当

(a) 総務会は、毎年、銀行の純益から準備金に関する控除を行つたものについて、剰余金への繰入額及び、分配するときは、分配額を決定する。

(b) 分配すべき額があるときは、ある年度の分配額の第一次支払として、各加盟国に対し、第四條第一項(a)(i)に基いてその加盟国が払い込んだ通貨に相当する通貨からされた貸付のその年度における未償還額の平均額の二パーセント以内の非累積的支払を行う。第一次支払として二パーセントが支払われた後、なお分配すべき残額があるときは、その残額は、すべての加盟国に対しその株式に比例して支払う。各加盟国に対する支払は、当該各加盟国の通貨であるものとし、その通貨がないときは、当該加盟国が受託すること

ができるその他の通貨であるものとする。この支払が当該加盟国の通貨以外の通貨でされたときは、支払後における受け取つた加盟国によるその通貨の移動及び使用は、当該加盟国から制限を受けなければならない。

第六條 脱退及び資格停止並びに業務停止

第一項 加盟国の脱退権

加盟国は、銀行に対する通告書を主たる事務所に送付することにより、いつでも銀行から脱退することが出来る。脱退は、通告を受領した日に効力を生ずる。

第二項 資格停止

加盟国が、銀行に対するいづれかの義務を履行しなかつたときは、銀行は、総務会の過半数で総投票権数の過半数を行使するもの決定によつて、その加盟国の資格を停止することが出来る。資格停止を受けた加盟国は、同様の過半数によつて当該加盟国の資格を復活する決定がされた場合を除く外、その資格停止の日から一年で自動的に加盟国でなくなるものとする。

資格停止中は、加盟国は、脱退権を除く外、この協定に基くいかなる権利も行使することができない。但し、引き続きすべての義務に従わなければならない。

第三項 国際通貨基金の加盟国の地位の喪失

国際通貨基金の加盟国でなくなつた加盟国は、三箇月後に自動的に銀行の加盟国でなくなるものとする。但し、銀行が総投票権数の四分の三により引き続き加盟国

とすることに同意したときは、この限りでない。

第四項 加盟国でなくなった政府との勘定の決済

(a) ある政府が加盟国でなくなったときは、その政府は、加盟国でなくなる前に契約された貸付又は保証の一部が償還未済中は、銀行に対する直接の債務及び銀行に対する偶発債務について引き続き責任を負う。但し、その後銀行が新たにした貸付及び保証については責任を負わなくなるものとし、また、銀行の収入にあらずからず、且つ、銀行の経費を分担しなくなるものとする。

(b) ある政府が加盟国でなくなったときは、銀行は、その政府との間の勘定の決済の一部として次の(c)及び(d)の規定に従つて株式の買いもとしについて取極をするものとする。買いもとしについては、その株式の買いもとし価格は、その政府が加盟国でなくなった日における銀行の帳簿価額とする。

(c) 本項に基いて銀行が買いもとした株式の代金の支払は、次の条件による。

(i) 当該政府に対してその株式の代金として支払うべき金額は、当該政府又はその中央銀行若しくは機関が借入人又は保証人として銀行に対し引き続いて責任を負う間は、留保するものとし、且つ、銀行の選択によつて、この責任に係る債務にその期限が到来した

ときに充てることができる。

第二條第五項(i)に基く当該政府の株式応募から生ずる当該政府の責任を理由としては、いかなる支払も留保してはならない。いかなる場合にも、加盟国の株式の代金としてその加盟国に支払うべき金額は、その政府が加盟国でなくなった日の六箇月後までは支払わないものとする。

(ii) 株式の代金の支払は、旧加盟国が買いもとし価格の全額を受領するまで、当該政府が株式を引き渡すつど、前記の(b)の買いもとし価格として支払うべき金額が前記の(c)(i)の貸付及び保証に対する責任額の合計をこえる額の範囲内ですることができる。

(iii) 支払は、支払を受ける国の通貨又は、銀行の選択により、金とするものとする。

(iv) 当該政府が加盟国でなくなった日に未償還額がある保証、貸付参加又は貸付について銀行が損失を受けた場合において、損失の金額が当該政府が加盟国でなくなった日における損失引当準備金の額をこえるときは、その政府は、株式の買いもとし価格の決定の際にその損失が考慮されていたらとすれば株式の買いもとし価格から減額されていたはずである額を要求次第払いもどす義務を負うものとする。更に、旧加盟国の政府は、第

二條第五項(ii)に基く未払込応募額に対する払込請求について

て、株式の買いもとし価格の決定の際に資本に損が生じていて払込請求がされていたとすれば要求されていたはずである額の範囲内で引き続き責任を負うものとする。

(a) ある政府が加盟国でなくなった日から六箇月以内に銀行が本條第五項(b)に基いてその業務を永久的に停止したときは、その政府のすべての権利については、本條第五項の規定により定める。

第五項 業務の停止及び債務の決済

(a) 緊急の場合には、理事会は、総務会が審議して措置をとるまでの間、新規の貸付及び保証について業務を一時的に停止することができる。

(b) 銀行は、総務の過半数で総投票権数の過半数を行使するものの投票により、新規の貸付及び保証についてその業務を永久的に停止することができる。業務停止後においては、銀行は、その資産の秩序ある換価、保全及び管理並びにその負債の決済に附随する活動を除く外、すべての活動を直ちに停止する。

(c) すべての加盟国が銀行の資本に対する払込請求未済の応募額について有する責任及び自国通貨の減価について有する責任は、すべての偶発的な請求権を含む債権者のすべての請求権の履行が完了するまでの間、継続するものとする。

(d) 直接の請求権を有するすべての債権者に対しては、銀行の資産から、次に、未払込応募額に対する払込請求に基く銀行への払込金から弁済するものとする。直接の請求権を有する債権者に対し支払をするに先だつて、理事会は、偶発的な請求権を有する者に対し直接の請求権を有する債権者と比例して分配するようにするために必要と認める措置をとるものとする。

(e) 銀行の資本に対する応募を理由とする分配は、次の二条件を満たすまでは、加盟国に対して行わないものとする。

(i) 債権者に対するすべての債務の履行又はその用意の完了

(ii) 総務の過半数で総投票権数の過半数を行使するものによる分配の決定

(f) 前記(e)に基いて分配をする旨の決定がされた後は、理事会は、投票の三分の二の多数により、すべての資産が分配されるまで加盟国に対し銀行の資産を順次分配することができる。この分配に当つては、各加盟国に対する銀行の請求権の未償還全額があらかじめ決済されていないければならない。

(g) 資産の分配がされるに先だつて、理事会は、銀行の買いもとし未済株式の総額に対する各加盟国の株式保有額の割合に応じ、各加盟国の分配割合を定めるものとする。

産を分配の日現在で評価した後、次の方法により分配するものとする。

(i) 分配すべき総額中各加盟国の分配割合に相当する額を、分配に使用することができ、各自国の債務証券又はその公的機関若しくは各自国の領域内にある法律上の主体の債務証券で各加盟国に支払うものとする。

(ii) 前記(i)に基く支払がされた後に加盟国に支払うべき残額があるときは、それをその残額相当額まで銀行が保有する各自国の通貨で支払うものとする。

(iii) 前記(i)及び(ii)に基いて支払がされた後に加盟国に支払うべき残額があるときは、それをその残額相当額まで銀行が保有する金又は当該加盟国が受諾することができる通貨で支払うものとする。

(iv) 前記(i)、(ii)及び(iii)に基いて加盟国に支払がされた後に銀行が保有する残余の資産があるときは、それを加盟国間に比例的に分配するものとする。

(i) 前記(h)に従つて銀行が分配する資産を受け取つた加盟国は、その資産について銀行がその分配前に享有していた権利と同一の権利を享有する。

第七條 地位、免除及び特権
第一項 本條の目的
銀行が與えられた任務を遂行す

ることができるようになるため、銀行に、各加盟国の領域において本條に掲げる地位、免除及び特権を與える。

第二項 銀行の地位

銀行は、完全な法人格を有し、特に、次の能力を有する。

- (i) 契約をすること。
 - (ii) 動産及び不動産を取得し、及び処分すること。
 - (iii) 訴を提起すること。
- 第三項 訴訟手続に関する銀行の地位
- 銀行に対する訴は、当該領域内に銀行が事務所を有しており、若しくは訴訟に関する送達を受けるため代理人を任命している加盟国又は当該領域内で銀行が証券の発行若しくは保証をしていた加盟国の管轄裁判所においてのみ提起することができ、しかし、加盟国若しくはその代理人又は加盟国から請求権を承継した者は、訴を提起してはならない。銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなる開わず、銀行に対する裁判の確定前は、あらゆる形式の押収、差押又は強制執行を免除される。

第四項 資産に対する強制処分の免除

銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなる開わず、行政上又は立法上の措置による搜索、徵発、沒收、收用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第五項 文書に関する免除

銀行の文書は、不可侵とする。

第六項 資産に対する制限の免除

銀行のすべての財産及び資産は、この協定に定める業務を遂行するために必要な範囲内において及びこの協定の規定に従うことを条件として、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムも免除される。

第七項 通信に関する特権

各加盟国は、銀行の公的通信に對して、他の加盟国の公的通信に對して與える待遇と同一の待遇を與えなければならない。

第八項 役員及び使用人の免除及び特権

銀行の総務、理事、代理、役員及び使用人は、すべて、

- (i) 公的資格で行う行為について訴訟手続を免除される。但し、銀行がこの免除を放棄するときは、この限りでない。
- (ii) 当該加盟国の国民でないときは、加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して與える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜を與えられる。

- (iii) 加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して與える旅行上の便宜に関する待遇と同一の待遇を與えられる。

第九項 課税の免除

(a) 銀行並びにその資産、財産及

び収入並びにこの協定によつて認められるその業務及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。銀行は、また、公租公課の徴収又は納付の責任を免除される。

(b) 銀行がその理事、代理、役員又は使用人に支払う給料その他の給與に對し又はこれらに關しては、これらの者が当該加盟国の市民、臣民その他の国民でないときは、いかなる租税も課してはならない。

(c) 銀行が発行する債務証券その他の証券（その配当又は利子を含む）に對しては、保有者のいかなる開わず、次のいかなる種類の課税も行つてはならない。

(i) 銀行が発行したことのみを理由として債務証券その他の証券に對して不利な差別を設ける課税

(ii) 債務証券その他の証券の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は銀行が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

(d) 銀行が保証する債務証券その他の証券（その配当又は利子を含む）に對しては、保有者のいかなる開わず、次のいかなる種類の課税も行つてはならない。

(i) 銀行が保証したことのみを理由として債務証券その他の証券に對して不利な差別を設ける課税

(ii) 銀行が維持する事務所又は業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

第十項 本條の適用

各加盟国は、本條に掲げる原則を自国の法律において実施するために自国領域で必要な措置をとり、且つ、その措置の詳細を銀行に通報しなければならない。

第八條 改正

(a) この協定を変更しようとする提案は、加盟国、総務又は理事会のいずれから提議されたものであつても、総務会の議長に送付し、議長は、この提案を総務会に提出する。改正案を総務会が承認したときは、銀行は、すべての加盟国に對し改正案を受諾するかどうかを同文の書簡又は電報で照会する。加盟国の五分の三で総投票権数の五分の四を有するものが改正案を受諾したときは、銀行は、すべての加盟国に對してこの協定の通報によつてその事実を確認する。

(b) 前記の(a)にかかわらず、次のものを變更する改正の場合には、すべての加盟国の受諾が必要である。

- (i) 第六條第一項に定める銀行から脱退する権利
- (ii) 第二條第三項(c)により確保される権利
- (iii) 第二條第六項に定める責任の限度

(c) 改正は、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。但し、同文の書簡又は電報中にそれより短い期間を明記したときは、この限りでない。

第九條 解釈

(a) この協定の規定の解釈について

加盟国と銀行との間又は銀行の加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に提出して解決する。疑義が理事を任命する資格がない加盟国に特に關係があるときは、その加盟国は、第五條第四項(b)に従つて代表者を出す資格を有する。

(b) 理事会が前記の(a)に基いて決定を與えた場合には、加盟国は、その疑義を総務会に付託することを要求することができる。総務会の決定は、最終的とする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、銀行は、必要と認める限り、理事会の決定に基いて行動することができ、

(c) 銀行と加盟国でなくなつた国との間又は、銀行の永久的業務停止中において、銀行と加盟国との間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付託する。仲裁人の一人は銀行が、他の一人は当該国が任命し、審判すべき一人は、当事者が別に協定しない限り、當該国際司法裁判所長又は銀行が採択した規則で定める他の当局が任命する。審判すべき人は、いかなる手続問題に關して当事者の意見が相違する場合にも、その問題を解決する完全な権限を有する。

第十條 承認とみなされる場合

銀行が行爲をする前に加盟国の承認を必要とする場合には、第八條の場合を除く外、銀行が当該行為の提案を当該加盟国に通知するに當つて定める相當の期間内に当該加盟国が

異議を申し立てないときは、承認が與えられたものとみなす。

第十一條 最終規定

第二項 効力発生

この協定は、応募すべき株式の最少限の合計が附表Aに掲げる応募総額の六十五パーセントに達する諸政府のために署名され、且つ、本條第二項(a)に掲げる文書がこれらの政府のために寄託された時に、効力を生ずる。但し、いかなる場合にも、千九百四十五年五月一日前に効力を生ずることはない。

第二項 署名

(a) この協定の各署名政府は、その国内法に従つてこの協定を受諾したと及びこの協定に基づくすべての義務を履行するため必要とする措置をとつたことを述べた文書をアメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

(b) 各政府は、前記の(a)に掲げる文書を寄託した日から銀行の加盟国となる。但し、いかなる政府も、この協定が本條第一項に基いて効力を生ずる前に加盟国となることはない。

(c) アメリカ合衆国政府は、附表Aに列記するすべての国の政府及び第二條第一項(b)に従つて加盟を承認されたすべての政府に、この協定のすべての署名及び前記の(a)に掲げるすべての文書の寄託を通知する。

(d) 各政府は、この協定に署名した時に、銀行の運営費に充てるため、各株式価額の一パーセントの百分の一を金又は合衆国ドルでアメリカ合衆国政府に送付するものとする。この支払額は、第二條第八項(a)に従つてされるべき払込として貸記するものとする。アメリカ合衆国政府は、この資金を特別預り金勘定として保有し、銀行の総務会に、本條第三項に基いてその最初の会合が招集された時に送付するものとする。この協定が千九百四十五年十二月三十一日まで効力を生じなかつたときは、アメリカ合衆国政府は、この資金を送付した政府にその資金を返却するものとする。

(e) この協定は、千九百四十五年十二月三十一日まで、附表Aに列記する国の政府のワシントンにおける署名のために開放しておく。

(f) この協定は、千九百四十五年十二月三十一日後は、第二條第一項(b)に従つて加盟を承認された国の政府の署名のために開放しておく。

(g) すべての政府は、この協定の署名により、その政府のために、また、そのすべての植民地、海外領土及びその保護、宗主権又は權威の下にあるすべての地域並びにその政府が委任統治を行うすべての地域についても、この協定を受諾する。

(h) 本土地域が敵国の占領下にある政府の場合には、前記の(a)に掲げる文書の寄託は、その地域が解放された日の後百八十日間延期することができる。但し、これらのいずれかの政府がこの期間の満了前に寄託をしなかつたときは、その政府が行つた署名は、無効となり、前記の(d)に基いて払込込んだ一部分の出資額は、その政府に返却するものとする。

第三項 銀行の発足

(i) 本項(d)及び(h)は、各署名政府について、その署名の日から効力を生ずる。

(a) この協定が本條第一項に基いて効力を生じたときは、直ちに、各加盟国は、総務を任命し、附表Aによつて最大の株式数を割り当てられている加盟国は、総務会の第一回会合を招集する。

(b) 総務会の第一回会合では、臨時の理事の選定のための取極を行う。附表Aにおいて最大の株式数を割り当てられている五国の政府は、臨時の理事を任命する。これらの政府のうち一又は二以上が加盟国となつていないときは、当該一又は二以上の政府が任命する資格がある理事の職は、その政府が加盟国となる時又は千九百四十六年一月一日のいずれか早い方の時まで空席とする。七人の臨時の理事は、附表Bの規定に従つて選任され、千九百四十六年一月一日後においてできる限り早く行われ理事の第一回定例選挙の日まで在任する。

(c) 総務会は、理事会に委任することができない権限を除く外、いかなる権限も臨時の理事会に委任することができる。

(d) 銀行は、業務を開始することのできる時期を加盟国に通知するものとする。

るものとする。

本書一通をワシントンで作成した。この本書は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託しておく。同政府は、附表Aに列記するすべての政府及び第二條第一項(b)に従つて加盟を承認されたすべての政府に、その認証原本を送付する。

オーストラリア

L・A・ゴフアン
千九百四十五年十二月二
十七日

ポリヴィア
V・アンドラーデ
千九百四十五年十二月二
十七日

ブラジル
フェルナンド・ロポ
千九百四十五年十二月二
十七日

カナダ
レスター・B・ピアソン
千九百四十五年十二月二
十七日

チリ
マルシアル・モラ・M
千九百四十五年十二月三
十一日

中国
ウエイ・タオリミン
千九百四十五年十二月二
十七日

コロンビア

コスタ・リカ

F・グティエレス
千九百四十五年十二月二
十七日

キューバ
グモ・ベルト
千九百四十五年十二月三
十一日

チエツコスロヴァキア
V・S・フルバン
千九百四十五年十二月二
十七日

ドミニカ共和国
エミリオ・G・ゴドイ
千九百四十五年十二月二
十八日

エクアドル
ガロ・ブラサ
千九百四十五年十二月二
十七日

エジプト
アニス・アゼル
千九百四十五年十二月二
十七日

サルヴァドル
エティオピア
千九百四十五年十二月二
十七日

G・テセンマ
千九百四十五年十二月二
十七日

H・ボネ
千九百四十五年十二月二
十七日

ギリシャ
G・P・ディアマントプーロ
千九百四十五年十二月二
十七日

グアテマラ

ホルヘ・ガルシア・グラナド ス 千九百四十五年十二月二 十七日	ハイテイ 千九百四十五年十二月二 十七日	ホンデユラス フリアン・R・カセレス 千九百四十五年十二月二 十七日	アイスランド トル・トルス 千九百四十五年十二月二 十七日	インド G・S・バジパイ 千九百四十五年十二月二 十七日	イラン フセイン・アラ 千九百四十五年十二月二 十八日	イラク アリ・ジャワダット 千九百四十五年十二月二 十七日	リベリア 千九百四十五年十二月二 十七日	ルクセンブルグ ユーグ・ル・ガレ 千九百四十五年十二月二 十七日	メキシコ A・エスピノサ・デ・ロス・ モンテロス 千九百四十五年十二月三 十一日	オランダ A・ルードン
千九百四十五年十二月二 十七日	ニュー・ジーランド 千九百四十五年十二月二 十七日	ニカラグア 千九百四十五年十二月二 十七日	ノールウェー W・ムンテ・モルゲンステイ ルネ 千九百四十五年十二月二 十七日	パナマ 千九百四十五年十二月二 十七日	パラグアイ セルソ・R・ベラスケス 千九百四十五年十二月二 十七日	ペルー H・フエルナンデス・ダビラ 千九百四十五年十二月三 十一日	フィリピン連邦 カルロス・P・ロムロ 千九百四十五年十二月二 十七日	ポーランド オスカル・ラング 千九百四十五年十二月二 十七日	南アフリカ連邦 H・T・アンドルーズ 千九百四十五年十二月二 十七日	ソヴィエト社会主義共和国連邦 グレート・ブリテン及び北部アイ erland連合王国 ハリファックス
千九百四十五年十二月二 十七日	アメリカ合衆国 フレッド・M・ヴィンソン 千九百四十五年十二月二 十七日	ウルグアイ セザール・モンテロ・B 千九百四十五年十二月二 十七日	ヴェネズエラ 千九百四十五年十二月二 十七日	ユーゴスラヴィア スタノイエ・シミツク 千九百四十五年十二月二 十七日	附表A 応募額 (百万ドル) オーストラリア 二〇〇 ベルギー 二二五 ボリヴィア 七 ブラジル 一〇五 カナダ 三二五 チリ 三五 中国 六〇〇 コロンビア 三五 コスト・リカ 二 キューバ 三五 チエツコスロヴァキア 二五 デンマーク 二 ドミニカ共和国 二 エクアドル 三・二 エジプト 四〇 サルヴァドル 一 エタイオピア 三 フランス 四五〇 ギリシャ 二五	グアテマラ 二 ハイテイ 二 ホンデユラス 一 アイスランド 四〇 インド 二四 イラン 六 イラク 〇・五 リベリア 一〇 ルクセンブルグ 六五 メキシコ 二七五 オランダ 五〇 ニュー・ジーランド 五〇 ニカラグア 〇・八 ノールウェー 〇・二 パナマ 〇・八 パラグアイ 一七・五 ペルー 一五 フィリピン連邦 一二五 ポーランド 一〇〇 南アフリカ連邦 一二〇 ソヴィエト社会主義 共和国連邦 一三〇 連合王国 三二五 アメリカ合衆国 一〇・五 ウルグアイ 一〇・五 ヴェネズエラ 四〇 ユーゴスラヴィア 九一〇 合計 九一〇	1 選任理事の選挙は、第五條第四 項(b)に基いて投票する資格を有す る総務の投票による。 2 選任理事について投票するに当 つては、投票する資格を有する各 総務は、各自を任命する加盟国が 第五條第三項に基いて権利を與え られたすべての票数を一人に投票 しなければならぬ。最大の票数 を得た七人は、理事となる。但し、 得票数が投票可能な票数(有権票 数)の総数の十四パーセントに達 しなかつた者は、選出されなかつ たものとする。 3 第一回の投票で七人が選出され なかつたときは、第二回の投票を 行う。この投票においては、第一 回の投票で最小の票数を得た者 は、選出される資格がないものと し、(a)第一回の投票で選出されな かつた者にその際投票した総務及 び(b)総務のうち、次の4に基い て、第一回の投票で選出された者 にその際投票した票数によつてそ の者の得票数が有権票数の十五 パーセントをこえることとなつた とみなされる者のみが投票する。 4 いずれの総務が投票した票数に よつてある者の得票数が有権票数 の十五パーセントをこえることと なつたとみなすかを決定するに当 つては、この十五パーセントは、 まずその者に対して最大の票数を 投票した総務の票数を、次に第二 位の票数を投票した総務の票数 を、以下順次十五パーセントに達 するまでの票数を含むものとみな す。 5 ある者の得票数が十四パーセン トをこえることとなるためにいず れかの総務の票数の一部が計上さ れなければならぬときは、その 総務のすべての票数は、その者の			

得票数がこれにより十五パーセントをこえるときでも、その者に投票したものとみなす。

6 第二回の投票後七人が選出されなかつたときは、七人が選出されるまで同じ原則で更に投票を行う。但し、六人が選出された後は、第七の者は、残余の票数の単純多数決で選出することができるものとし、その者は、残余の票数のすべてによつて選出されたものとみなす。

序 條及び項の目次

- 一 目的
- 二 銀行の加盟国の地位及び銀行の資本
- 一 加盟国の地位
- 二 授權資本
- 三 株式の応募
- 四 株式の発行価格
- 五 応募額の区分及び払込請求責任の限度
- 六 株式応募額の払込方法
- 七 応募額の払込の時期
- 八 銀行保有通貨の価値の維持
- 九 株式の処分に対する制限
- 十 貸付及び保証に関する一般規定
- 一 資金の使用
- 二 加盟国と銀行との取引
- 三 銀行の保証及び貸付の限度
- 四 銀行が保証又は貸付をするにことができる條件
- 五 銀行が保証し、貸付参加し、又は貸し付けた貸付金の使用
- 六 貸付をし、又は貸付を促進する方法

- 二 通貨の利用及び引換
- 三 直接の貸付のための通貨の供給
- 四 直接の貸付に対する支払に関する規定
- 五 保証
- 六 特別準備金
- 七 債務不履行の場合における銀行の債務履行の方法
- 八 雑業務
- 九 証券面に記載すべき注意書
- 十 政治活動の禁止
- 五 組織及び運営
- 一 銀行の機構
- 二 総務会
- 三 投票
- 四 理事会
- 五 総裁及び職員
- 六 諮問委員会
- 七 貸付委員会
- 八 他の国際機関との関係
- 九 事務所のある地区諮問委員会
- 十 地区事務所及び地区諮問委員会
- 十一 寄託所
- 十二 通貨保有の形式
- 十三 報告の公表及び情報の提供
- 十四 純益の割当
- 六 脱退及び資格停止並びに業務停止
- 一 加盟国の脱退権
- 二 資格停止
- 三 国際通貨基金の加盟国の地位の喪失
- 四 加盟国でなくなつた政府との勘定の決済
- 五 業務の停止及び債務の決済
- 七 地位、免除及び特権
- 一 本條の目的

- 二 銀行の地位
- 三 訴訟手続に関する銀行の地位
- 四 資産に対する強制処分の免除
- 五 文書に関する制限の免除
- 六 資産に対する制限の免除
- 七 通信に関する特権
- 八 役員及び使用人の免除及び特権
- 九 課税の免除
- 十 本條の適用
- 八 改正
- 九 解釈
- 十 承認とみなされる場合
- 十一 最終規定
- 一 効力発生
- 二 署名
- 三 銀行の発足
- 附 表
- 附 表 A 資本応募額
- 附 表 B 理事の選挙
- 【参照】
- 国際通貨基金協定
- 国際通貨基金協定
- この協定の署名政府は、次のとおり協定する。
- 序 國際通貨基金は、次の規定に従つて設立し、且つ、運営する。
- 第一條 目的
- 國際通貨基金の目的は、次のとおりである。

- (i) 國際通貨問題に関する協議及び協力のための機構となる常設機關を通じて、通貨に関する國際協力促進すること。
 - (ii) 國際貿易の拡大及び均衡の増大を助長し、もつて經濟政策の第一義的目標たる全加盟国の高水準の雇用及び實質所得の促進及び維持並びに生産資源の開発に寄與すること。
 - (iii) 為替の安定を促進し、加盟国間の秩序ある為替取極を維持し、及び競争的為替減価を防止すること。
 - (iv) 加盟国間の經常取引に関する多角的支払制度の樹立と世界貿易の増大を妨げる外國為替制限の除去とを援助すること。
 - (v) 適當な保障の下に基金の資金を加盟国に利用させ、こうして國內的又は國際的の繁榮を破壊するような措置に訴へることなしに國際收支の失調を是正する機会を供することにより加盟国に安心感を与えること。
 - (vi) 前諸号に従つて、加盟国の國際收支の不均衡の持續期間を短縮し、且つ、その程度を軽減すること。
- 基金は、いかなる決定をするにいても、本條に掲げる目的を指針としなければならない。
- 第二條 加盟国の地位
- 第一項 原加盟国
- 基金の原加盟国とは、連合國通貨金融會議に代表された國でその政府が第二十條第二項(e)に明記する日の前に加盟国の地位を受諾するものをいう。

- 第二項 その他の加盟国
- 加盟国の地位は、基金が定める時期に、且つ、基金が定める條件に従つてその他の國の政府にも開放される。
- 第三條 割当額及び出資
- 第一項 割当額
- 各加盟国は、割当額を割り当てられる。連合國通貨金融會議に代表された加盟国で第二十條第二項(e)に明記する日の前に加盟国の地位を受諾するものの割当額は、附表Aに掲げる額とする。その他の加盟国の割当額は、基金が定める。
- 第二項 割当額の調整
- 基金は、五年ごとに加盟国の割当額を検討し、適當と認めるときはその調整を提議する。基金は、また、その他のいかなる時期においても、適當と認めるときは、加盟国の要請に基いてその割当額の調整を考慮することが出来る。割当額の変更には、總投票権数の五分の四の多数を必要とし、また、加盟国の同意なしにはその割当額を変更しない。
- 第三項 出資—その払込の時期、場所及び形式
- (a) 各加盟国の出資額は、その國の割当額と同額とし、その加盟國が第二十條第四項(c)又は(d)に基いて基金から通貨を買い入れる資格を有するに至る日以前に、適當な寄託所でその全額を基金に払い込むものとする。
- (b) 各加盟国は、最小限として、次のもののうち少ない方を金で払い込むものとする。

- (i) 自国の割当額の二十五パーセント
- (ii) 基金が近く為替取引を開始することができるときは、第二十条第四項(a)に基いて加盟国に通告する日における自国の金及び合衆国ドルの公的純保有額の十パーセント
- (c) 各加盟国は、自国の割当額の残額を自国通貨で払い込むものとする。
- (d) 加盟国の領域が敵国に占領されているため前記の(ii)に掲げる日におけるその国の金及び合衆国ドルの公的純保有額を定めることができないときは、基金は、その額を決定するために適当な代りの日を定める。この日が第二十條第四項(c)又は(d)に基いてその国が基金から通貨を買入れる資格を有するに至る日の後である場合には、その公的純保有額が確められたときにその国と基金との間で適当な調整を行うことを条件として、基金及び当該加盟国は、前記の(ii)に基く金の払込を暫定的に行うことについて協定し、当該加盟国の出資の残額は、その国の通貨で払い込まれるものとする。
- 第四項 割当額が変更された場合の支払
- (a) 自国の割当額の増加に同意した各加盟国は、その同意の日の後三十日以内に、増加額の二十

- 五パーセントを金で、残額を自国通貨で基金に払い込むものとする。但し、加盟国が増加に同意した日にその国の通貨準備が新割当額よりも少いときは、基金は、増加額のうち金で払い込まれるべき割合を減少することができる。
- (b) 加盟国が自国の割当額の減少に同意した場合には、基金は、その同意の日の後三十日以内に、減少額に等しい額をその加盟国に払い出す。この払いもどしは、その加盟国の通貨及び金で行われ、金による払いもどしの額は、基金の当該通貨の保有額が新割当額の七十五パーセント未満に減少するのを防止するために必要な額とする。
- 第五項 証書による通貨の代用
- 基金は、いかなる加盟国の通貨でも、その一部が自己の業務に必要でないとき、その代りに、当該加盟国又は第十三條第二項に基いて当該加盟国が指定した寄託所が発行する手形その他の債務証券を当該加盟国から受領する。この手形その他の債務証券は、譲渡禁止且つ無利子のもので、指定寄託所における基金の勘定に貸記することによって要求次第額面で支払われるものでなければならぬ。本項は、加盟国が出資する通貨に対してだけでなく、他の事由で基金に支払うべき通貨又は基金が取得すべき通貨にも適用する。
- 第四條 通貨の平価

- 第一項 平価の表示
- (a) 各加盟国の通貨の平価は、共通尺度たる金により、又は千九百四十四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルにより表示する。
- (b) この協定の規定の適用上、加盟国通貨に関するすべての計算は、その平価を基礎として行われる。
- 第二項 平価を基礎とする金の買入れ
- 基金は、加盟国による金の取引のために、平価の上下のマージンを定める。加盟国は、平価に所定のマージンを加えた額をこえる価格で金を買入れ、又は平価から所定のマージンを差し引いた額未満の価格で金を売つてはならない。
- 第三項 平価による相場を基礎とする外国為替取引
- 加盟国の領域内で行われる加盟国通貨間の為替取引の最高及び最低の相場は、平価による相場との間に次の差があつてはならない。
- (i) 直物為替取引の場合には、一パーセントをこえる差
- (ii) その他の為替取引の場合には、直物為替取引のためのマージンに基金が合理的と認めるマージンを加えたものをこえる差
- 第四項 為替の安定に関する義務
- (a) 各加盟国は、為替の安定を促進し、他の加盟国との秩序ある為替取引を維持し、且つ、為替の競争的変更を防止するため、基金と協力することを約束する。

- 各加盟国は、この協定に合致する適当な方法によつて、自国の領域内では自国通貨と他の加盟国の通貨との間の為替取引が本條第三項に基いて定められる限度内においてのみ行われるようにすることを約束する。加盟国の通貨当局が国際取引の決済のために本條第二項に基いて基金の定める限度内において事実上自由に金を売買しているときは、その加盟国は、この約束を履行しているものとみなす。
- 第五項 平価の変更
- (a) 加盟国は、基礎的不均衡を是正しようとする場合を除く外、自国通貨の平価の変更を提議してはならない。
- (b) 加盟国通貨の平価の変更は、その加盟国の提議があつたときに限り、且つ、基金と協議した後に行うことができる。
- (c) 変更が提議された場合には、基金は、第二十條第四項に基いて決定する加盟国通貨の当初の平価が既に変更されているときは、この変更をまず考慮に入れなければならない。提議された変更が、引上げであると引下げであるかを問わず、従前のすべての変更を算入して、
- (i) 当初の平価の十パーセントをこえないときは、基金は、異議を唱へてはならない。
- (ii) 当初の平価の十パーセントをこえないときは、基金は、同意すること異議を唱へるこ

- ともできる。但し、その加盟国が要請するときは、基金は、七十二時間以内にその態度を表明しなければならぬ。
- (iii) 前記の(i)又は(ii)に該当しないときは、基金は、同意することも異議を唱へることもできる。但し、その態度を表明するについては、七十二時間をこえることができる。
- (d) 本條第七項に基いて行われる平価の一律変更は、提議された変更が前記の(c)の(i)、(ii)又は(iii)のいずれに該当するかを決定するに当つては、考慮に入れられない。
- (e) 加盟国は、自国通貨の平価の変更が基金加盟国の国際取引に影響を與えない場合には、基金の同意なしにその変更を行うことができる。
- (f) 基金は、提議された変更で前記の(c)の(ii)又は(c)の(iii)の條項に該当するものが基礎的不均衡の是正に必要であると認めるときは、その変更に同意しなければならない。特に、基金は、このように認める限り、変更を提議した加盟国の国内の社会的又は政治的政策を理由としてその変更に関する異議を唱へてはならない。
- 第六項 認められない変更の効果
- 基金が異議を唱へることができるとき、基金の異議があつたにもかかわらず加盟国が自国通貨の平価を変更したときは、その加盟国は、基金が別段の決定を

しない限り、基金の資金を利用する資格を失う。相当な期間の経過後もその加盟国と基金との間の意見の相違が継続しているときは、第十五條第二項(b)の規定を適用する。

第七項 平価の一律変更

本條第五項(b)の規定にかかわらず、基金は、総投票権数の過半数によつて、全加盟国の通貨の平価の一律の比例による変更を、各変更が総割当額の十パーセント以上を有する加盟国のすべてによつて承認されることを条件として、行うことができる。但し、基金の措置の後七十二時間以内に加盟国が自国通貨の平価がこの措置によつて変更されることを希望しない旨を基金に通告したときは、その加盟国の通貨の平価は、この規定に基づいて変更されることはない。

第八項 基金の資産の金による価額の維持

(a) 基金の資産の金による価額は、いずれかの加盟国の通貨の平価又は外国為替相場の変動にかかわらず、維持されなければならない。

(b) (i) 加盟国通貨の平価が引き下げられた場合又は(ii)加盟国通貨の外国為替相場がその国の領域内で著しく低落したとき基金が認めた場合には、その加盟国は、基金が保有する自国通貨の金による価額の減少に等しい額の自国通貨を相当の期間内に基金に支払わなければならない。

(c) 加盟国通貨の平価が引き上げられた場合には、基金は、基金が

保有するその国の通貨の金による価額の増加に等しい額のその国の通貨を相当の期間内にその国に返還しなければならない。

(d) 本項の規定は、全加盟国の通貨の平価の一律の比例による変更にも適用する。但し、このような変更が提議された場合において、基金が別段の決定をしたときは、この限りでない。

第九項 加盟国の管轄地域内における別個の通貨

自国通貨の平価の変更を提議した加盟国は、別段の宣言をしない限り、この加盟国が第二項第二項(g)に基いてこの協定を受諾したすべての地域の別個の通貨の平価についてこれに相当する変更を提議したものとみなされる。但し、加盟国は、その提議が本国通貨のみに関するものであること、指定する一若しくは二以上の別個の通貨のみに関するものであること又はは本国通貨及び指定する一若しくは二以上の別個の通貨に関するものであることを宣言することができ。

第五條 基金との取引

第一項 基金と取引を行う機関

各加盟国は、自国の国庫、中央銀行、安定基金その他これに類似する財務機関を通じてのみ基金と取引を行うものとし、基金は、これらの機関とのみ又はこれらの機関を通じてのみ取引を行う。

第二項 基金の取引に対する制限

この協定中別段の規定がある場合を除く外、基金の計算で行われる取引は、加盟国の発意で、その加

盟国に対して、金又は買入れを希望するその国の通貨と引換に他の加盟国の通貨を供給することを目的とする取引に限る。

第三項 基金の資金の利用に関する条件

(a) 加盟国は、次の条件に従つて、自国通貨と引換に他の加盟国の通貨を基金から買入れることができ。

(i) 通貨の買入れを希望する加盟国が、この協定の規定に合致する支払をその通貨で行うために、その通貨が現に必要である旨を示すこと。

(ii) 基金が、希望される通貨の基金保有額が不足となつていて、基金の買入国通貨保有額の増加が買入れの日に終る十二箇月の間に買入国の割当額の二十五パーセントをこえないこと。

(iii) 申し込まれた買入れによつて、基金の買入国通貨保有額の増加が買入れの日に終る十二箇月の間に買入国の割当額の二十五パーセントをこえないこと。但し、二十五パーセントの制限は、基金の買入国通貨保有額が買入国の割当額の七十五パーセント未満である場合には、七十五パーセントをこえる部分に対してのみ適用する。

(iv) 基金が、買入れを希望する加盟国に基金の資金を利用する資格がない旨を本條第五項、第四條第六項、第六條第一項又は第十五條第二項(a)に

基いて宣言したことがないこと。

(b) 加盟国は、基金の許可がなければ、先物為替取引のための用意として保有する通貨を取得するために基金の資金を利用することができない。

第四項 条件の免除

基金は、その裁量により、且つ、その利益を擁護するような条件で、本條第三項(a)に定めるいずれの条件も免除することができる。特に、基金の資金の巨額な又は継続的な利用を回避してきた加盟国の場合には、そうすることができ。条件の免除に當つて、基金は、免除を要請する加盟国の周期的又は例外的な需要を考慮に入れる。基金は、また、その利益を保護するのに充分であると認める価額の金、銀、証券その他の受け入れることができ、資産を加盟国が担保に提供しようとするときは、その加盟国の意向を考慮に入れるものとし、また、免除の条件としてこのような担保の提供を要求することができ。

第五項 基金の資金を利用する資格の喪失

基金は、加盟国が基金の目的に反する方法で基金の資金を利用していることを認めるときは、基金の見解を述べ且つ適當な回答期限を定めた報告をその加盟国に與えなければならない。この報告を加盟国に與えた後は、基金は、その加盟国に與えた基金の資金の利用を制限することができる。所定の期限までに加盟国から報告に対する回答

が得られなかつたとき、又は回答が不足であつたときは、基金は、その加盟国による基金の資金の利用を引き続き制限し、又は、その加盟国に相当の通告を與えた後、その国が基金の資金を利用する資格がないことを宣言することができる。

第六項 金による基金からの通貨の買入れ

(a) 他の加盟国の通貨を金で直接又は間接に取得することを希望する加盟国は、同等の利益を得てこれをするのできる限りは、基金に金を売ることによつてその通貨を取得しなければならない。

(b) 本項の規定は、加盟国がその領域にある鉱山から新たに生産された金をいかなる市場で売ることにも妨げるものとみなしてはならない。

第七項 加盟国による基金保有自国通貨の買入

(a) 加盟国は、自国通貨の基金保有額のうち自国割当額をこえる部分を金で買入もどすことができるものとし、基金は、これに応じて売らなければならない。

(b) 基金の各会計年度末に、加盟国は、附表Bに従つて定められるところにより、自国通貨の基金保有額の一部を金又は交換可能通貨で次の条件で基金から買入もどさなければならない。

(i) 各加盟国は、基金から自国通貨を買入もどすに當つては、自国の通貨準備のうち、その年度内に自国通貨の基金保有

額に生じた増加額の半額にその年度内に自国の通貨準備に生じた増加額の半額を加えた額に相当する額又はその年度内に自国通貨の基金保有額に生じた増加額の半額からその年度内に自国の通貨準備に生じた減少額の半額を減じた額に相当する額を使用しなければならぬ。加盟国の通貨準備が、その年度内に自国通貨の基金保有額が増加した額をこえて減少した場合には、この原則を適用しない。

(ii) 前記の(i)に定める買いもと

し(必要とされた場合とす)が行われた後、加盟国における他の加盟国の通貨(又は同国から取得した金)の保有額が他の加盟国又はその領域内にある者とのこの通貨による取引の結果増加していることが明らかになったときは、この通貨(又は金)の保有額がこうして増加した加盟国は、この増加額を基金からの自国通貨の買いもとに使用しなければならぬ。

(c) 前記の(b)に定める調整は、次に掲げる程度に及んではならぬ。

(i) その加盟国の通貨準備が割当額未満となる程度

(ii) その加盟国の通貨の基金保有額が割当額の七十五パーセント未満となる程度

(iii) 買いもとに使用されるべき通貨の基金保有額が当該加

国連の割当額の七十五パーセントをこえる程度

第八項 手数料

(a) 自国通貨で他の加盟国の通貨を基金から買い入れる加盟国は、平価による相場に基く価格の外、全加盟国にとつて一律である四分の三パーセントの事務手数料を支払わなければならない。基金は、その裁量でこの手数料を一パーセントまで引き上げ、又は二分の一パーセントまで引き下げることができる。

(b) 基金は、基金から金を買い入れ、又は基金に金を売る加盟国に相当の取扱手数料を課すること

ができる。

(c) 基金は、その保有する加盟国通貨の毎日の残高の平均がその国の割当額をこえる部分につき、全加盟国にとつて一律である手数料を課する。手数料の率は、次のとおりである。

(i) 割当額をこえることが二十五パーセント以下である部分については、最初の三箇月間は無料、次の九箇月間は年に二分の一パーセント、その後一年ごとに二分の一パーセント増し

(ii) 割当額をこえることが二十五パーセントをこえ五十パーセント以下である部分については、最初の一年間は二分の一パーセント増し、その後一年ごとに二分の一パーセント増し

(iii) 割当額をこえることが五十パーセントをこえる部分につ

いては二十五パーセントごとに、最初の一年間は二分の一パーセント増し、その後一年ごとに二分の一パーセント増し

(d) 加盟国通貨の基金保有額が、いずれかの部分に対していずれかの期間につき課せられる手数料が年に四パーセントの率に達する額になつたときは、基金及び当該加盟国は、その通貨の基金保有額を減少させることができる方法を考慮しなければならない。その後は、手数料は、前記の(c)の規定に従つて五パーセントに達するまで増加し、協定が成立しないときは、基金は、適当と認める手数料を課すること

ができる。

(e) 前記の(c)及び(d)に掲げる率は、総投票権数の四分の三の多数で変更することができる。

(f) 手数料は、すべて金で支払わなければならない。但し、加盟国の通貨準備がその割当額の二分の一未満であるときは、その加盟国は、支払うべき手数料のうち、通貨準備が割当額の二分の一に対して占める割合のみを金で支払うものとし、残額は、自国通貨で支払う。

第六條 資本移動

第一項 資本移動のための基金の資金の利用

(a) 加盟国は、巨額な又は持続的な資本の流出に應ずるために、純計して基金の資金を利用することとなつてはならない。基金は、基金の資金のこのような利

用を防止するための管理を実施するように加盟国に要請することとができる。この要請を受けた後、加盟国が適当な管理を実施しなかつたときは、基金は、その加盟国が基金の資金を利用する資格がないことを宣言することとができる。

(b) 本項の規定は、

(i) 輸出拡張のため又は貿易業、銀行業その他の事業の通常の経営において必要とされる相当の額の資本取引のために基金の資金を利用すること

を妨げるものとみなしてはならない。また、

(ii) 加盟国自身の金及び外国為替の資金で行う資本移動に影響を及ぼすものとみなしてはならない。但し、加盟国は、この資本移動を基金の目的に従つて行うことを約束する。

第二項 資本移動に関する特別規定

加盟国通貨の基金保有額が現に六箇月以上の期間引き続いて割当額の七十五パーセント未満であるときは、その加盟国は、本條第一項、第四條第六項、第五條第五項又は第十五條第二項(a)に基き基金の資金を利用する資格がないことを宣言されていない限り、本條第一項(a)の規定にかかわらず、資本移動を含むいかなる目的のために、自国通貨で基金から他の加盟国の通貨を買い入れることができる。但し本項に基く資本移動のための買入れは、その結果として、買入れを希望する国の通貨の基金保有額がその割当額の七十五パー

セントをこえるとき、又は希望される通貨の基金保有額が希望される通貨の属する加盟国の割当額の七十五パーセント未満に減少するときは、許されない。

第三項 資本移動の管理

加盟国は、国際資本移動の規制に必要な管理を実施することができ。但し、いかなる加盟国も、第七條第三項(b)及び第十四條第二項に定める場合を除く外、經常取引のための支払を制限し、又は契約の決済上の資金移動を不当に遅延させるような方法で、この管理を実施してはならない。

第七條 不足通貨

第一項 通貨の一般的不足

基金は、特定の通貨の一般的不足が進展していると認めたときは、そのことを加盟国に通知し、及び不足の原因を述べ且つ不足の解決のための勧告を含む報告を發表することができる。この通貨の属する加盟国の代表者一人は、この報告の作成に参加する。

第二項 不足通貨の基金保有額を補充する措置

基金は、加盟国通貨の保有額を補充するため適当と認めるときは、次の措置の一方又は双方をとることができる。

(i) 加盟国が基金と加盟国との間で協定した條件で基金に自国通貨を貸し付けること又は基金が加盟国の承認を得てその通貨を加盟国の領域の内外を問わず他の源泉から借り入れることを、加盟国に提議すること。但し、加盟国は、基

金にこの貸付をする義務又は
自国通貨を基金が他の源泉か
ら借り入れることを承認する
義務を負わない。

(ii) 加盟国に対し自国通貨を金
で基金に売することを要求する
こと。

第三項 基金保有額の不足

(a) 加盟国通貨の需要がその通貨
を供給する基金の能力を著しく
脅かすことが基金にとつて明白
となつたときは、基金は、本條
第一項に基いて報告を發表した
かどうかを問わず、その通貨が
不足であることを公式に宣言
し、その後は、加盟国の相対的
必要度、一般国際経済情勢そ
他適切な事情を充分に考慮し
て、この不足通貨の現在及び將
来の基金による供給額を割り当
てる。基金は、また、その措置
について報告を發表する。

(b) 前記の(a)に基く公式の宣言
は、いずれの加盟国に対して
も、基金との協議の後、一時的
にこの不足通貨の為替取引の自
由に制限を課する権限を與え
る。第四條第三項及び第四項の
規定に従ふことを條件として、
加盟国は、この制限の性質を決
定する完全な権限を有するが、
この制限は、この不足通貨の需
要を現在又は将来の当該加盟国
による供給額の範囲内に制限す
るのに必要である以上に制限的
であつてはならない。この制限
は、事情の許す限りすみやかに
緩和し、且つ、撤廃しなければ
ならない。

(c) 前記の(b)に基く権限は、その
通貨が不足でなくなつたと基金
が公式に宣言したときに終了す
る。

第四項 制限の適用

本條第三項(b)の規定に従ひ他の
加盟国の通貨について制限を課す
る加盟国は、その制限の適用につ
いて当該他の加盟国から受ける申
入れに対し好意的な考慮をしなけ
ればならない。

第五項 制限に対する他の国際協定の
効果

加盟国は、この協定に先立つて
他の加盟国と締結した協定の義務
を援用して本條の規定の運用を妨
げることをしてしないことに同意す
る。

第八條 加盟国の一般的義務
第二項 序言

この協定の他の條に基く義務の
外、各加盟国は、本條に定める義
務を負う。

第二項 經常的支払に対する制限の
回避

(a) 第七條第三項(b)及び第十四條
第二項の規定を留保して、加盟
国は、基金の承認なしに經常的
国際取引のための支払及び資金
移動に制限を課してはならな
い。

(b) 加盟国通貨に関する為替契約
で、この協定に合致して存続さ
れ、又は設定される加盟国の為
替管理に関する規制に違反する
ものは、いずれの加盟国の領域
においても強制力をもたない。
更に、加盟国は、相互の合意に
より、相互のいずれの為替管理

に関する規制を一層効果的にす
るための措置についても協力す
ることが出来る。但し、この措
置及び規制は、この協定に合致
しなければならない。

第三項 差別的通貨措置の回避

加盟国は、この協定に基いて權
限を與えられ、又は基金の承認を
得た場合を除く外、差別的通貨取
扱若しくは複數通貨措置を行つて
はならず、又は第五條第一項に掲
げる自国の財務機關がこれを行う
ことを許してはならない。この協
定が効力を生ずる日にそれらの取
扱及び措置が行われていたときは
は、当該加盟国は、その漸進的撤
廃について基金と協議しなければ
ならない。但し、それらが第十四
條第二項に基いて存続され、又は
設定されるときは、この限りでな
い。この場合には、同條第四項の
規定を適用する。

第四項 外国保有残高の交換可能性

(a) 各加盟国は、他の加盟国が買
入れを要請するに當つて次のい
ずれかの事実を示すときは、そ
の国が保有する自国通貨の残高
を買い入れなければならない。
(i) 買い入れられる残高が經常
取引の結果最近において取得
されたこと。

(ii) その交換が經常取引のため
の支払をするのに必要である
こと。

(b) 前記の(a)の義務は、次の場合
には適用しない。

(i) 買入れる加盟国は、要請した
加盟国の通貨又は金のいずれで
支払うかを選択する權利を有す
る。

(i) その残高の交換可能性が本
條第二項又は第六條第三項に
合致して制限されている場合

(ii) 第十四條第二項に基いて存
続され、又は設定された制限
を加盟国が撤廃する前に行わ
れた取引の結果その残高が生
じている場合

(iii) その残高が買入れを要請さ
れた加盟国の為替に関する規
制に違反して取得されている
場合

(iv) 買入れを要請する加盟国の
通貨が第七條第三項(a)に基
いて不足であると宣言されてい
る場合

(v) 買入れを要請された加盟国
が何らかの理由によつて自国
通貨で他の加盟国の通貨を基
金から買い入れる資格を失つ
ている場合

第五項 情報の提供

(a) 基金は、加盟国に対し、任務
の効果的な遂行のために最低限
度に必要な次の事項に関するそ
の国の資料を含めて、業務のた
めに必要と認める情報の提供を
要求することが出来る。

(i) 国内及び国外における(1)金
及び(2)外国為替の公的保有額
及(3)公的機關以外の銀行及び金
融機關による国内及び国外に
おける(1)金及び(2)外国為替の
保有額

(ii) 金の生産

(iii) 相手国別の金の輸出及び輸
入

(iv) 自国通貨で表示した相手国

(v) 別の商品の輸出及び輸入の総
額

(vi) (1)商品及び役務の貿易、(2)
金の取引、(3)判明している資
本取引並びに(4)その他の項目
を含む国際收支

(vii) 情報を提供することができ
る限りにおける国際投資状
況、すなわち、加盟国の領域
内における外国人所有の投資
及び加盟国の領域内にある者
が所有する在外投資

(viii) 国民所得

(ix) 物価指数、すなわち、卸売
及び小売市場における商品価
格の指数並びに輸出及び輸入
の価格の指数

(x) 外国通貨の売相場及び買相
場

(xi) 為替管理、すなわち、基金
に加盟する時に実施中の為替
管理の包括的説明及び、その
後に変化があつたときは、そ
の詳細

(xii) 公的清算取極があるとき
は、商業取引及び金融取引に
関する未清算額の詳細並びに
この未清算額が存続している
期間の詳細

(b) 基金は、情報を要請するに當
つて、加盟国が要請された資料
を提供する能力に差があること
を考慮する。加盟国は、個人又
は団体の事情が明らかにされる
ほど詳細な情報を提供する義務
を負わない。但し、加盟国は、
希望された情報をできるだけ詳
細且つ正確に提供し、また、單
なる推定をできる限り避けるこ
と。

とを約束する。

(c) 基金は、加盟国との協定によつて、更に他の情報を得るように取りきめることができる。基金は、通貨及び金融の問題に関する情報の収集及び交換の中心となり、こうして、基金の目的を促進する政策の実施について加盟国を援助するような研究が行われることを助長する。

第六項 現行の国際協定に関する加盟国間の協議

加盟国がこの協定に明記する特別の又は一時的の状況において為替取引に対する制限を存続し、又は設定する権限をこの協定に基づいて與えられており、且つ、その制限の適用と軋触する他の約定がこの協定に先立つて加盟国間に締結されているときは、その約定の當事国は、相互に受諾することができ、必要な調整をする目的で協議するものとする。本條の規定は、第七條第五項の適用を妨げるものではない。

第九條 地位、免除及び特權

第一項 本條の目的
基金が與えられた任務を遂行することができるようになるため、基金に、各加盟国の領域において本條に掲げる地位、免除及び特權を與える。

第二項 基金の地位

基金は、完全な法人格を有し、特に、次の能力を有する。
(i) 契約をすること。
(ii) 動産及び不動産を取得し、及び処分すること。
(iii) 訴を提起すること。

第三項 訴訟手続の免除

基金並びに、所在地及び占有者のいかなる問はず、その財産及び資産は、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。但し、基金がいづれかの訴訟手続のため又は契約の條件によつて免除を明示的に放棄するときは、この限りでない。

第四項 その他の行為の免除

基金の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなる問はず、行政上又は立法上の措置による搜索、徵発、沒收、收用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。

第五項 文書に関する免除

基金の文書は、不可侵とする。第六項 資産に対する制限の免除

基金のすべての財産及び資産は、この協定に定める業務を遂行するために必要な範囲内において、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリアムも免除される。

第七項 通信に関する特權

加盟国は、基金の公的通信に対して、他の加盟国の公的通信と同じ待遇を與えなければならない。

第八項 職員及び使用人の免除及び特權

基金の総務、理事、代理、職員及び使用人は、すべて、
(i) 公的資格で行う行為について訴訟手続を免除される。但し、基金がこの免除を放棄するときは、この限りでない。
(ii) 当該加盟国の国民でないときは、加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員

及び使用人に対して與える出入国制限、外国人登録義務及び国民的服役義務の免除並びに為替制限に関する便宜と同一の免除及び便宜を與えられる。

(iii) 加盟国が他の加盟国の同等の地位の代表者、公務員及び使用人に対して與える旅行の便宜に関する待遇と同一の待遇を與えられる。

第九條 課税の免除

(a) 基金並びにその資産、財産及び収入並びにこの協定によつて認められるその業務及び取引は、すべての内国税及び関税を免除される。基金は、また、公租公課の徵收又は納付の責任を免除される。

(b) 基金がその理事、代理、職員又は使用人に支払う給料その他の給與に対して又はこれらに關しては、これらの者が当該加盟国の市民、臣民その他の国民でないときは、いかなる租税も課してはならない。

(c) 基金が発行する債務証券その他の証券に対しては、その配当又は利子に対する場合を含めて、保有者のいかなる問はず、次のいかなる種類の課税も行つてはならない。
(i) 発行者のみを理由として債務証券その他の証券に対して不利な差別を設ける課税
(ii) 債務証券その他の証券の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は基金が維持する事務所若しくは

業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

第十項 本條の適用

各加盟国は、本條に掲げる原則を自国の法律において実施するため自国領域で必要な措置をとり、且つ、その措置の詳細を基金に通報しなければならない。

第十條 他の国際機関との關係

基金は、一般的国際機構及び關係分野で専門的責任を有する公的国際機関との協定の條項の範囲内で協力する。この協力のための取極でこの協定の規定の変更をもたらすものは、第十七條に基いてこの協定を改正した後に限り、締結することができる。

第十一條 非加盟国との關係

第一項 非加盟国との關係に関する約束
各加盟国は、次のことを約束する。
(i) この協定の規定又は基金の目的に反する取引を非加盟国又はその領域内にある者を行わないこと、また、第五條第一項に掲げる自国の財務機關がこれを行うことを許さないこと。

(ii) この協定の規定又は基金の目的に反する慣行について非加盟国又はその領域内にある者と協力しないこと。

(iii) この協定の規定又は基金の目的に反する取引を非加盟国又はその領域内にある者が行うことを防止する適当な措置を自国の領域内において実施

するため基金と協力すること。

第二項 非加盟国との取引に対する制限

この協定の規定は、加盟国が非加盟国又はその領域内にある者との為替取引に制限を課する権利を害するものではない。但し、その制限が加盟国の利益を害し、且つ、基金の目的に反すると基金が認定したときは、この限りでない。

第十二條 組織及び運営

第一項 基金の機構
基金に、総務会、理事会、専務理事一人及び職員を置く。

第二項 総務会

(a) 基金のすべての権限は、各加盟国がその決定する方法で任命する総務一人及び代理一人からなる総務会に付與される。各総務及び代理は、任命した加盟国に異議がない限り、五年間在任するものとし、再任されることのできる。代理は、総務が不在である場合を除く外、投票することができない。総務会は、総務のうちの一人を議長に選定する。

(b) 総務会は、その権限を行使することを理事会に委任することができる。但し、次の権限を除く。
(i) 新加盟国の加盟を承認し、及びその加盟の承認の條件を決定する権限
(ii) 割当額の改訂を承認する権限
(iii) 全加盟国の通貨の平価の一

律変更を承認する権限

(iv) 他の国際機関と協力するた
めの取極(暫定的又は事務的
性質の非公式取極を除く。)を
結ぶ権限

(v) 基金の純収入の分配を決定
する権限

(vi) 加盟国に脱退を要求する権
限

(vii) 基金を清算することを決定
する権限

(viii) 理事会が行つたこの協定の
解釈に関する異議の申立を裁
決する権限

(c) 総務会は、年次会合の外、総
務会が定め、又は理事会が招集
する会合を開く。理事会は、五
加盟国又は投票権数の合計が総
投票権数の四分の一に達する諸
加盟国が要請したときに、総務
会を招集する。

(d) 総務会の会合の定足数は、総
務の過半数でその行使する投票
権数が総投票権数の三分の二以
上であるものとする。

(e) 各総務は、本條第五項に基い
て各自を任命した加盟国に割り
当てられた票数を投票する資格
を有する。

(f) 総務会は、規則を設けること
によつて、理事会が基金に最も
有利であると認めるときに総務
会の会合を招集することなしに
特定の問題に関する総務の表決
を得ることが出来る手続を定め
ることが出来る。

(g) 総務会及び、委任された範圍
内で、理事会は、基金の業務上
必要な又は適当な規則及び細則

を採択することができる。

(h) 総務及び代理は、その資格に
おいては、基金から報酬を受け
ないで勤務する。但し、基金
は、これらの者に、会合への出
席に際して負担する相当の費用
を支払う。

第三項 理事会

(a) 理事会は、基金の一般的業務
を運営する責任を有し、このた
め、総務会から委任されたすべ
ての権限を行使する。

(b) 理事は、十二人以上とし、総
務であることを必要としない。
そのうち、

(i) 五人は、最大の割当額を有
する五加盟国が任命する。

(ii) 二人以下は、次の(c)の規定
を適用するときに任命する。

(iii) 五人は、理事を任命する資
格がない加盟国でアメリカの
諸共和国以外のものが選挙す
る。

(iv) 二人は、理事を任命する資
格がないアメリカの諸共和国
が選挙する。

(c) 理事の第二回定期選挙の時に

後に、前記の(b)(i)に基いて理事
を任命する資格がある加盟国の
うちに、加盟国通貨の基金保有
額の過去二年間における平均額
が割当額未満に減少しており、
且つ、その減少の絶対額を共通
尺度としての金で表示したもの
が最大であった二加盟国を含ま
ないときは、場合により、その
加盟国の一又は二は、理事を任
命する資格を有する。

(d) 第二十条第三項(b)に従うこと
を条件として、選任理事の選挙
は、基金が適当と認める規則で
補足する附表Cの規定に従つて、
二年ごとに行う。総務会
は、前記の(b)に基いて選任され
るべき理事の数を増加するとき
は、附表Cの規定に基く理事の
選任に必要な票数の割合を適当
に変更する規則を設ける。

(e) 各理事は、不在のときに自己
に代つて行動する完全な権限を
有する代理を任命する。代理を
任命した理事が出席していると
きは、代理は、会合に参加する
ことはできるが、投票すること
はできない。

(f) 理事は、後任者が任命され、
又は選任されるまで在職する。
選任された理事が任期終了前九
十日をこえて欠員となつたとき
は、前任理事を選挙した加盟国
は、残任期間のため別の理事を
選挙する。選任は、投票の過半
数が必要とする。欠員の間は、
前任理事の代理は、代理を任命
する権限を除く外、理事の権限
を行使する。

(g) 理事会は、基金の主たる事務
所で常にその職務を行い、基金
の業務の必要に応じて会合す
る。

(h) 理事会の会合の定足数は、理
事の過半数で投票権数の二分の
一以上を代表するものとする。

(i) 各任命理事は、本條第五項に
基いて各自を任命した加盟国に
割り当てられた票数を投票する
資格を有する。各選任理事は、
各自の選出のために算入された
票数を投票する資格を有する。

(j) 総務会は、規則を採択するこ
とによつて、前記の(b)に基いて
理事を任命する資格がない加盟
国が、自国の行つた要請又は自
国に特に関係がある事項につい
て審議が行われている間理事会
の会合に出席する代表者一人を
送ることが出来るようにする。

(k) 理事会は、有益と認める委員
会を任命することが出来る。委
員会の委員は、総務若しくは理
事又はそれらの代理に限る必要
はない。

第四項 専務理事及び職員
(a) 理事会は、専務理事一人を選
定する。専務理事は、総務又は
理事であつてはならない。専務
理事は、理事会の議長となる

が、可否同数の場合の決定投票
を除く外、投票権を有しない。

(b) 専務理事は、基金に従事する
職員の下に、基金の通常業務を行
う。専務理事は、理事会の一般
的監督の下に、基金の職員の組
織及び任免の責任を負う。

(c) 基金の専務理事及び職員は、
その職務の執行に當つて、基金
に対してのみ責任を負ふものと
し、その他の当局に対しては負
わない。各加盟国は、この責任
の国際的な性質を尊重し、職員
の職務執行についてこれらの者
を左右しようとするすべての企
図を慎まなければならない。

(d) 職員の任命に當つては、最高
水準の能率及び技術的能力を確
保することが最も重要である
が、専務理事は、職員をなすべ
く広い地理的基礎に基いて採用
することの重要性についても充
分な考慮を払わなければならない。
い。

第五項 投票
(a) 各加盟国は、二百五十票の
外、自国の割当額の十万分衆国
ドル相当額ごとに各一票の票
数を有する。

(b) 第五條第四項又は第五項に基
いて投票が必要であるときは、
各加盟国が前記の(a)に基いて與
えられた票数は、次の調整を受

ける。但し、買入れ又は売却の純額は、いかなるときにも、その加盟国の割当額に等しい額をこえないものとみなす。

(i) 投票が行われる日までにその加盟国が行った自国通貨の売却の純額の四十万合衆国ドル相当額ごとに各一票を加える。

(ii) 投票が行われる日までにその加盟国が行った他の加盟国の通貨の買入れの純額の四十万合衆国ドル相当額ごとに各一票を加える。

(c) 本項に基づくすべての計算上、合衆国ドルは、千九百四十四年七月一日現在の量目及び純分のものとする。但し、第四條第七項に基づく一律変更の場合において、同條第八項(d)に基いて免除を行ったときは、その変更に応じて調整する。

(d) 別段の明文規定がある場合を除く外、基金のすべての決定は、投票の過半数によつて行ふ。

第六項 純収入の分配
(a) 総務会は、毎年、基金の純収入のうち準備金への繰入額及び、分配するときは、分配額を決定する。

(b) 分配を行うときは、各加盟国に対し、まず、その割当額の七十五パーセントが当該年度におけるその国の通貨の基金保有額の平均をこえる額について二パーセントの非累積的支払を行う。残額は、すべての加盟国に対しその割当額に比例して支払

う。各加盟国に対する支払は、その国の通貨で行う。

第七項 報告の公表
(a) 基金は、監査済の計算書を含む年次報告を公表し、且つ、三箇月以内の期間ごとに、取引並びに金及び加盟国通貨の保有額に関する概要書を発表する。

(b) 基金は、その目的の達成に望ましいと認めるその他の報告を公表することができる。

第八項 加盟国に対する見解の通知
基金は、いかなるときにも、この協定に基いて生ずる事項について基金の見解を加盟国に非公式に通知する権利を有する。基金は、加盟国の通貨又は経済の状況及び動向で直接に諸加盟国の国際收支の重大な不均衡を生ずる傾向を有するものについてその加盟国に與えた報告の公表を、総投票権数の三分の二の多数によつて決定することができる。その加盟国は、理事を任命する資格を有しないときは、本條第三項(i)に従つて代表者を出す資格を有する。基金は、加盟国の経済組織の基本的機構を変更することを内容とする報告を公表してはならない。

第十三條 事務所及び寄託所
第一項 事務所の所在地
基金の主たる事務所の所在地は、最大の割当額を有する加盟国の領域内とする。代理事務所又は支事務所は、その他の加盟国の領域に置くことができる。

第二項 寄託所
(a) 各加盟国は、自国通貨の基金保有全額の寄託所として中央銀行を指定し、また、中央銀行がないときは、基金が受託することができ他の機関を指定する。

(b) 基金は、金を含む他の資産を、最大の割当額を有する五加盟国が指定した寄託所及び基金が選定するその他の指定された寄託所において保有することができ。当初は、基金保有額の少くとも五十パーセントは、基金の主たる事務所がある加盟国が指定した寄託所において保有し、少くとも四十パーセントは、前記の五加盟国のうちの残余の四国が指定した寄託所において保有する。この場合において、すべて基金による金の移動は、輸送費及び予想される基金の必要に充分な考慮を払つて行わなければならない。緊急のときは、理事会は、基金の金保有額の全部又は一部を、適当に保護することができいかなる場所にも移すことができる。

第三項 基金の資産の保障
各加盟国は、基金の全資産について、自国が指定した寄託所の過失又は債務不履行から損失が生じないように保障する。

第十四條 過渡期
第一項 序言
基金は、救済若しくは復興のための便宜を與え、又は戦争から生じた国際的債務を処理することを目的とするものではない。

第二項 為替制限
戦後の過渡期には、加盟国は、この協定の他の條の規定にかかわらず、經常的国際取引のための支払及び資金移動に対する制限を存続し、及び変化する状況に適応させること(領域を敵国に占領されている加盟国の場合には、必要なとき設定すること)ができる。この場合において、加盟国は、その外国為替政策について基金の目的を常に尊重しなければならない。また、事情の許す限りすみやかに、国際支払及び為替安定の維持を容易にするような通商上及び金融上の取極を他の加盟国と締結するため、すべての可能な措置をとらなければならない。特に、加盟国は、本項に基いて存続し、又は設定した制限がなくとも、基金の資金の利用を過度に行わないような方法で支払残高を決済することができると認めたときは、その制限を直ちに撤廃しなければならない。

第三項 基金に対する通告
各加盟国は、本條第二項の過渡的取極の利用を意図するか、又は第八條第二項、第三項及び第四項の義務を要請する用意があるかを、第二十條第四項(c)又は(d)に基いて基金から通貨を買い入れる資格を有するに至る前に基金に通告しなければならない。過渡的取極を利用する加盟国は、その後前記の義務を受諾する用意ができたときは、直ちに基金に通告しなければならない。

第四項 制限に関する基金の措置
基金は、業務を開始した日の後三年以内に及びその後毎年、本條第二項に基いてなお実施されている制限について報告する。第八條

第二項、第三項又は第四項に合致しない制限をなお存続している加盟国は、基金が業務を開始した日の五年後及びその後毎年、将来の存続について基金と協議しなければならない。基金は、例外的状況において必要と認めたときは、この協定の他の條の規定に合致しない制限の特定のものの撤廃又は全般的な廃止に好都合な事情にあることを加盟国に表明することができ。加盟国は、その表明に回答するために適当な期間を與えられらるものとする。加盟国が基金の目的に合致しない制限の存続を固執すると基金が認めたときは、その加盟国は、第十五條第二項(d)の適用を受ける。

第五項 過渡期の性質
基金は、加盟国との関係において、戦後の過渡期が変化及び調整の期間であることを認め、それに起因する加盟国提出の要請に対しては加盟国に有利に決する。

第十五條 脱退
第一項 加盟国の脱退権
加盟国は、基金に対する通告書主たる事務所に送付することによつて、いつでも基金から脱退することができる。脱退は、通告を受領した日に効力を生ずる。

第二項 強制的脱退
(a) 加盟国がこの協定に基いていずれかの義務を履行しなかつたときは、基金は、その加盟国が基金の資金を利用する資格がないことを宣言することができる。本項の規定は、第四條第六項、

第五條第五項又は第六條第一項の規定を制限するものとみなしてはならない。

(b) 相当の期間の経過後加盟国がこの協定に基きいづれかの義務の不履行を続けているとき、又は第四條第六項に基き加盟国と基金との間の意見の相違が継続しているときは、総務の過半数で総投票権数の過半数を代表するものによつて行われる総務会の決定によつて、その加盟国に基金からの脱退を要求することができる。

(c) 前記の(a)又は(b)に基いて加盟国に対して措置がとられるに先立つて、加盟国が相当の期間前に自国に対する抗議を受けて口頭及び書面の双方で説明する適当な機会を與えられようにするために、規則が採択されるものとする。

第三項 脱退した加盟国との勘定の決済

加盟国が基金から脱退したときは、その国の通貨による基金の正常な取引を停止し、その国と基金との間のすべての勘定の決済を双方の間の協定によつて延滞なく行う。協定がすみやかに成立しないときは、附表Dの規定を勘定の決済に適用する。

第十六條 緊急措置

第一項 一時的停止

(a) 緊急の場合又は基金の業務を脅かす不測の事態が生じた場合には、理事会は、全会一致の表決により、百二十日以内の期間次の規定のいずれの適用も停止

することができる。

(i) 第四條第三項及び第四項(b)

(ii) 第五條第二項、第三項、第七項並びに第八項(a)及び(f)

(iii) 第六條第二項

(iv) 第十一條第一項

(b) 理事会は、前記の規定のいずれかの適用を停止することを決定したときは、それと同時に、できる限り早い日に総務会の会合を招集する。

(c) 理事会は、百二十日をこえる期間にわたつて停止をすることができない。但し、総務会が総投票権数の五分の四の多数で決定したときは、更に二百四十日以内の期間この停止を延長することができる。この停止は、第十七條に基きこの協定の改正による場合を除く外、更に延長することができない。

(d) 理事会は、総投票権数の過半数によつて、この停止をいつても解くことができる。

第二項 基金の清算

(a) 基金は、総務会の決定による場合を除く外、清算することができない。緊急の場合において、理事会は、基金の清算が必要であることを認めると決定したときは、総務会の決定があるまでの間、すべての取引を一時停止することができる。

(b) 総務会が基金を清算すると決定したときは、基金は、その資産の秩序ある取立及び清算並びにその負債の決済に附随する活動を除く外、いかなる活動に従

事することも直ちに停止する。

この協定に基き加盟国のすべての義務は、本條、第十八條(c)、附表Dの7及び附表Eに定めるものを除く外、終了する。

(c) 清算は、附表Eの規定に従つて行う。

第十七條 改正

(a) この協定を変更しようとする提案は、加盟国、総務又は理事会のいずれから提議されたものであつても、総務会の議長に送付し、議長は、この提案を総務会に提出する。改正案を総務会が承認したときは、基金は、すべての加盟国に對し改正案を受諾するかどうかを同文の書簡又は電報で照会する。加盟国の五分の三で総投票権数の五分の四を有するものが改正案を受諾したときは、基金は、すべての加盟国に對して公式の通報によつてその事実を確認する。

(b) 前記の(a)にかかわらず、次のものを變更する改正の場合には、すべての加盟国の受諾が必要である。

(i) 基金から脱退する権利 (第十五條第一項)

(ii) 加盟国の割当額の変更はその国の同意なしに行つてはならないという規定 (第三條第二項)

(iii) 加盟国通貨の平価はその国の提議があつたときを除く外変更することができないという規定 (第四條第五項(b))

(c) 改正は、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。但し、同文の書簡又は電報中にそれより短い期間を明記したときは、この限りでない。

第十八條 解釈

(a) この協定の規定の解釈について加盟国と基金との間又は基金の加盟国相互の間に生ずる疑義は、理事会に提出して解決する。疑義が理事を任命する資格がない加盟国に特に關係があるときは、その加盟国は、第十二條第三項(j)に従つて代表者を出す資格を有する。

(b) 理事会が前記の(a)に基いて決定を與えた場合には、加盟国は、その疑義を総務会に付託することとを要求することができる。総務会の決定は、最終的とする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、基金は、必要と認める限り、理事会の決定に基いて行動することができる。

(c) 基金と脱退した加盟国との間又は、基金の清算中において、基金と加盟国との間に意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は基金が、他の一人は加盟国又は脱退した加盟国が任命し、審判すべき一人は、当事者が別に協定しない限り、常設国際司法裁判所長又は基金が採択した規則で定める他の当局が任命する。審判すべき人は、いかなる手続問題に關して当事者の意見が相違する場合にも、その問題を解決する完全な権限を有する。

第十九條 用語の説明

この協定の規定を解釈するに當つては、基金及び加盟国は、次に定めるところによる。

(a) 加盟国の通貨準備とは、加盟国の金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的純保有額をいう。

(b) 加盟国の公的保有額とは、中央保有額(すなわち、国庫、中央銀行、安定基金その他これに類似する財務機關の保有額)をいう。

(c) 加盟国の他の公的機關又はその領域内の他の銀行の保有額は、個個の場合につき、基金が、当該加盟国と協議した後、運転資金を實質的にこえる部分に限り、公的保有額とみなすことができる。但し、個個の場合について保有額が運転資金をこえているかどうかを決定するためには、前記の保有額から、加盟国又は次の(d)に基いて指定される非加盟国の公的機關及びそれらの領域内の銀行に支払うべき通貨の額を控除しなければならぬ。

(d) 加盟国の交換可能通貨の保有額とは、第十四條第二項に基き過渡的取極を利用していない他の加盟国の通貨の保有額に、基金が随時指定する非加盟国の通貨の保有額を加えたものをいう。この(d)の適用上、通貨という語は、貨幣、紙幣、銀行残高、銀行引受手形及び十二箇月をこえない期限で発行される政府債務証券を含むものとし、且つ、これらに限られない。

(e) 加盟国の通貨準備は、中央保有額から、他の加盟国又は前記

(d)に基いて指定される非加盟国の国庫、中央銀行、安定基金その他これに類似する財務機関に対する通貨債務並びに他の加盟国又は前記(d)に基いて指定される非加盟国の他の公的機関及びそれらの領域内の他の銀行に対する類似の債務を控除して、計算する。これらの純保有額には、前記(c)に基いて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額を加えるものとする。

(f) 加盟国通貨の基金保有額は、第三條第五項に基いて基金が受領した証書を含むものとする。

(g) 基金は、第十四條第二項に基いて過渡的取極を利用して加盟国と協議した後、当該加盟国の通貨で他の通貨又は金に交換される特定の権利を伴うものの保有額を、通貨準備の計算上、交換可能通貨の保有額とみなすことができる。

(h) 第三條第三項に基く金出資額の計算上、加盟国の金及び合衆国ドルの公的純保有額は、金及び合衆国通貨の公的保有額から、自国通貨の他の中央保有額並びに自国通貨の他の公的機関及び他の銀行の保有額を、その自国通貨が金又は合衆国通貨に交換される特定の権利を伴う場合には、控除したものからなる。

(i) 経常取引のための支払とは、資本移動を目的としない支払をいい、次のものを含むものとし、且つ、これらに限られない。

(1) 外国貿易、役務を含むその他の経常的業務並びに正常な短期の銀行及び信用操作に關して行わなければならないすべての支払

(2) 貸付に対する利子として及びその他の投資による純収入として行わなければならない支払

(3) 貸付の賦払償還又は直接投資の消却のための多額でない支払

(4) 家族の生計費のための多額でない送金

基金は、関係加盟国と協議した後、個々の取引を経常取引と認めるか資本取引と認めるかを決定することができる。

第二十條 最終規定

第一項 効力発生

この協定は、割当額の合計が附表Aに掲げる割当額の総額の六十五パーセントに達する諸政府のために署名され、且つ、本條第二項(a)に掲げる文書がこれらの政府のために寄託された時に、効力を生ずる。但し、いかなる場合にも、千九百四十五年五月一日前に効力を生ずることはない。

第二項 署名

(a) この協定の各署名政府は、その国内法に従つてこの協定を受諾したこと及びこの協定に基づくすべての義務を履行するため必要とするすべての措置をとつたことを述べた文書をアメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

(b) 各政府は、前記(a)に掲げる文書を寄託した日から基金の加盟国となる。

加盟国となる。但し、いかなる政府も、この協定が本條第一項に基いて効力を生ずる前に加盟国となることはない。

(c) アメリカ合衆国政府は、附表Aに列記するすべての国の政府及び第二條第二項に従つて加盟を承認されたすべての政府に、この協定のすべての署名及び前記(a)に掲げるすべての文書の寄託を通知する。

(d) 各政府は、この協定に署名した時に、基金の運営費に充てるため、当該政府の総出資額の一パーセントの百分の一を金又は合衆国ドルでアメリカ合衆国政府に交付するものとする。アメリカ合衆国政府は、この資金を特別預り金勘定として保有し、基金の総務会に、本條第三項に基いてその最初の会合が招集された時に交付するものとする。

(e) この協定は、千九百四十五年十二月三十一日まで、附表Aに列記する国の政府のワシントンにおける署名のために開放しておく。

(f) この協定は、千九百四十五年十二月三十一日後は、第二條第二項に従つて加盟を承認された国の政府の署名のために開放しておく。

(g) すべての政府は、この協定の署名により、その政府のために、また、そのすべての植民地、海外領土及びその保護、宗主権又は権威の下にあるすべての地域並びにその政府が委任統治を行うすべての地域についても、この協定を受諾する。

署名により、その政府のために、また、そのすべての植民地、海外領土及びその保護、宗主権又は権威の下にあるすべての地域並びにその政府が委任統治を行うすべての地域についても、この協定を受諾する。

(h) 本土地域が敵国の占領下にある政府の場合には、前記(a)に掲げる文書の寄託は、その地域が解放された日の後百八十日間延期することができる。但し、これらのいずれかの政府がこの期間の満了前に寄託をしなかつたときは、その政府が行つた署名は、無効となり、前記(d)に基いて払い込んだ一部分の出資額は、その政府に返却するものとする。

(i) 本項(d)及び(h)は、各署名政府についてその署名の日から効力を生ずる。

第三項 基金の発足

(a) この協定が本條第一項に基いて効力を生じたときは、直ちに、各加盟国は、総務を任命し、最大の割当額を有する加盟国は、総務会の第一回会合を招集する。

(b) 総務会の第一回会合では、臨時の理事の選定のための取極を行う。附表Aに最大の割当額を掲げられる五国の政府は、臨時の理事を任命する。これらの政府のうち一又は二以上が加盟国となつていないときは、当該一又は二以上の政府が任命する資格がある理事の職は、その政府が加盟国となる時又は千九百四十六年一月一日のいずれか早い方の時まで空席とする。七人の臨時の理事は、附表Cの規定に従つて選任され、千九百四十六年一月一日後においてできる限り早く行われる理事の第一回定期選挙の日まで在任する。

(c) 総務会は、理事会に委任することができない権限を除く外、いかなる権限も臨時の理事会に委任することができる。

第四項 平価の第一次決定

(a) 基金は、近く為替取引を開始すべき状況になると認めるときは、加盟国にその旨を通告し、且つ、各加盟国に、この協定の効力発生の日の六十日前に行われていた為替相場に基くその国の通貨の平価を三十日以内に通知するように要請する。本土地域が敵国に占領されている加盟国は、その地域が主要な敵対行為の舞台である間又は基金が決定するその後の期間、この通知をすることを要求されない。その加盟国が自国通貨の平価を通知するときは、本項(d)の規定が適用される。

(b) 本土地域が敵国に占領されていらない加盟国が通知した平価は、この協定の適用上、その加盟国の通貨の平価とする。但し、前記(a)に掲げる要請を受けた後九十日以内に、(i)当該加盟国がその平価を不満足であると認める旨を基金に通告したとき、又は(ii)基金が、その平価を維持すれば基金及び諸加盟国に有害な程度に当該加盟国又はそ

他の加盟国が基金に依存することとなることを認める旨を当該加盟国に通告したときは、この限りでない。前記の(i)又は(ii)に基づいて通告が行われたときは、基金及び当該加盟国は、関係のあるすべての事情に照らして基金が定める期間内に、当該通貨について適当な平価を協定しなければならぬ。基金及び当該加盟国が前記の所定期間内に協定に達しないときは、その加盟国は、その期間の満了の日に基金から脱退したものとみなす。

(c) 加盟国通貨の平価が前記の(b)に基づいて通告なしで九十日の期間の満了により又は通告後の協定により確定したときは、その加盟国は、この協定で許される最大限度まで他の加盟国の通貨を基金から買い入れる資格を有する。但し、基金が既に為替取引を始めている場合に限る。

(d) 本土地域が敵国に占領されている加盟国の場合には、前記の(b)の規定は、次のように変更して適用する。

(i) 九十日の期間は、基金と当該加盟国との間の協定で定める日に終るよう延長する。

(ii) その延長された期間内に、当該加盟国は、基金が既に為替取引を始めているときは、自国通貨で他の加盟国の通貨を基金から買い入れることができる。但し、基金が定める条件及び金額においてのみ行う。

(iii) 前記の(i)に基づいて定める日

の前はいつでも、前記の(a)に基づいて通知した平価は、基金との協定で変更することができる。

(e) 本土地域が敵国に占領されている加盟国が前記の(d)(i)に基づいて定める日の前に新しい通貨単位を採用したときは、その加盟国は、新単位について定めた平価を基金に通知するものとし、この場合には、前記の(d)の規定が適用される。

(f) 本項に基づいて基金と協定した平価の変更は、提議された変更が第四條第五項(c)(i)、(ii)又は(iii)のいずれに該当するかを決定するに当り、考慮に入れない。

(g) 本土地域の通貨の平価を基金に通知する加盟国は、同時に、本條第二項(g)に基づいてこの協定を受諾した地域に別個の通貨があるときは、それらの各通貨について本土地域の通貨による価値を通知しなければならない。但し、加盟国は、敵国に占領されている地域、別個の通貨については、その地域が主要な敵対行為の舞台である間又は基金が決定するその後の期間、通知することを要求されない。基金は、こうして通知された平価を基礎として別個の通貨のおのの平価を計算する。前記の(a)、(b)又は(d)に基づく通貨の平価に関する基金への通知又は通告は、反対の表明がない限り、前記のすべての別個の通貨の平価に関する通知又は通告ともみなされる。但し、加盟国は、本土

地域の通貨又はいずれかの別個の通貨のみに関する通知又は通告をすることができ。加盟国がこの通知又は通告をしたときは、本項(g)（別個の通貨が存する地域が敵国に占領されているときは、前記の(d)を含む。）の規定が、これらの通貨のおのの平価に各別に適用される。

(h) 基金は、割当額の合計が附表Aに掲げる割当額の総額の六十五パーセントに達する諸加盟国が本項(a)から(g)までに従つて他の加盟国の通貨を買い入れる資格を有するに至つた後において基金が決定する日に、為替取引を開始する。但し、いかなる場合にも、ヨーロッパにおける主要な敵対行為が終了する前には、開始しない。

(i) 基金は、いずれかの加盟国と為替取引をすれば、その国の状況上、この協定の目的に反し、又は基金若しくは諸加盟国の利益を害するような基金の資金の利用を招来することとなると認めるときは、その国との為替取引を延期することができ。

(j) 千九百四十五年十二月三十一日後に加盟国となる希望を表明した政府の通貨の平価は、第二條第二項の規定に従つて決定する。

認められたすべての政府に、その認証謄本を送付する。

オーストラリア	千九百四十五年十二月二
ベルギー	千九百四十五年十二月二
L・A・ゴフアン	千九百四十五年十二月二
ポリアニア	千九百四十五年十二月二
V・アンドラーデ	千九百四十五年十二月二
ブラジル	千九百四十五年十二月二
フエルナンド・ロボ	千九百四十五年十二月二
カナダ	千九百四十五年十二月二
レスター・B・ピアソン	千九百四十五年十二月二
チリ	千九百四十五年十二月三
マルシャル・モラ・M	千九百四十五年十二月三
中国	千九百四十五年十二月二
ウエイ・タオ・ミン	千九百四十五年十二月二
コロンビア	千九百四十五年十二月二
C・S・デ・サンタマリア	千九百四十五年十二月二
コスタ・リカ	千九百四十五年十二月二
F・グティエレス	千九百四十五年十二月二
キューバ	千九百四十五年十二月二
グモ・ベルト	千九百四十五年十二月二
千九百四十五年十二月三	十一日
チエツコスロヴァキア	千九百四十五年十二月二
V・S・フルバン	千九百四十五年十二月二
ドミニカ共和国	千九百四十五年十二月二
エミリオ・G・ゴドイ	千九百四十五年十二月二
エクアドル	千九百四十五年十二月二
ガロ・ブラサ	千九百四十五年十二月二
エジプト	千九百四十五年十二月二
アニス・アゼル	千九百四十五年十二月二
サルヴァドル	千九百四十五年十二月二
エテリオ・オビエ	千九百四十五年十二月二
G・テセンマ	千九百四十五年十二月二
フランス	千九百四十五年十二月二
H・ボネ	千九百四十五年十二月二
ギリシャ	千九百四十五年十二月二
C・P・ディアマントブロー	千九百四十五年十二月二
グアテマラ	千九百四十五年十二月二
ホルヘ・ガルシア・グラナド	千九百四十五年十二月二
ハイティ	千九百四十五年十二月二

ホンデユラス フリアン・R・カセレス 千九百四十五年十二月二 十七日 アイスランド トル・トルス 千九百四十五年十二月二 十七日 インド G・S・バジバイ 千九百四十五年十二月二 十七日 イラン フセイン・アラ 千九百四十五年十二月二 十八日 イラク アリ・ジャウダット 千九百四十五年十二月二 十七日 リベリア ルクセンブルグ ユーグ・ル・ガレ 千九百四十五年十二月二 十七日 メキシコ A・エスピノサ・デ・ロス・ モンテロス 千九百四十五年十二月三 十一日 オランダ A・ルードン 千九百四十五年十二月二 十七日 ニュー・ジラランド 千九百四十五年十二月二 十七日 ニカラグア	ノールウェー W・ムンテ・モルゲンステ イルネ 千九百四十五年十二月二 十七日 パナマ 千九百四十五年十二月二 十七日 パラグアイ セルソ・R・ベラスケス 千九百四十五年十二月二 十七日 ペルー H・フエルナンデス・ダビラ 千九百四十五年十二月三 十一日 フィリピン連邦 カルロス・P・ロムロ 千九百四十五年十二月二 十七日 ボリビア オスカ・ランゲ 千九百四十五年十二月二 十七日 南アフリカ連邦 H・T・アンドルーズ 千九百四十五年十二月二 十七日 ソヴィエト社会主義共和国連邦 千九百四十五年十二月二 十七日 グレート・ブリテン及び北部アイ erland連合王国 ハリファックス 千九百四十五年十二月二 十七日 アメリカ合衆国 フレッド・M・ヴァインソン 千九百四十五年十二月二 十七日 ウルグアイ	セザール・モンテロ・B 千九百四十五年十二月二 十七日 ヴェネズエラ 千九百四十五年十二月二 十七日 ユーゴスラヴィア スタノイエ・シミツク 千九百四十五年十二月二 十七日 附表A 割当額 (単位百万合衆国ドル) オーストラリア 二〇〇 ベルギー 二二五 ポリヴィア 一〇〇 ブラジル 一五〇 カナダ 三〇〇 チリ 五〇 中国 五〇 コロンビア 五〇 コスタ・リカ 五〇 キューバ 五〇 チエツコスロヴァキア 一二五 デンマーク (注) 五 ドミニカ共和国 五 エクアドル 五 エジプト 四 サルヴァドル 二・五 エタイオピア 六 フランス 四・五 ギリシャ 四〇 グアテマラ 五 ハイチ 五 ホンデユラス 二・五 アイスランド 一 インド 四〇〇 イラン 二五 イラク 八	リベリア 一〇・五 ルクセンブルグ 九〇 メキシコ 二七五 オランダ 五〇 ニュー・ジラランド 二 ニカラグア 五〇 ノールウェー 五〇 パナマ 二〇・五 パラグアイ 二 ペルー 二五 フィリピン連邦 一五 ボリビア 一二五 南アフリカ連邦 一〇〇 ソヴィエト社会主義共和国連邦 一二〇 連合王国 一三〇 合衆国 二七五 ウルグアイ 一五 ヴェネズエラ 一五 ユーゴスラヴィア 六〇 (注) デンマークの割当額は、デ ンマーク政府がこの協定に署 名する用意があることを宣言 した後、署名を行う前に、基 金が定める。 附表B 加盟国による基金保有自国通 貨の買入もどしに関する規定 第五條第七項(b)に基き基金から の加盟国通貨の買入もどしを各種 の通貨準備、すなわち、金及び各 交換可能通貨で行う範囲を定める に当つては、次の2を留保して、 次の原則を適用する。 (a) 加盟国の通貨準備がその年度 内に増加しなかつたときは、基 金に支払うべき金額は、その年 度末において加盟国が保有する 各種の通貨準備の額により、す	べての種類の通貨準備にあん分 する。 (b) 加盟国の通貨準備がその年度 内に増加したときは、基金に支 払うべき金額のうちこの増加の 半額相当額は、各種の通貨準備 の増加額により、増加した種類 の通貨準備にあん分する。基金 に支払うべき金額の残額は、加 盟国が保有する各種の通貨準備 の残額により、すべての種類の 通貨準備にあん分する。 (c) 第五條第七項(b)に基き必要 なすべての買入もどしを行えば第 五條第七項(c)に明記する限度の いづれかをこえる結果となると きは、基金は、加盟国がこの限 度をこえない方法で比例的に買 入もどしを行うことを要求す る。 2 基金は、非加盟国の通貨を第五 條第七項(b)及び(c)に基いて取得す ることはない。 3 第五條第七項(b)及び(c)の適用上 通貨準備及び年度内の通貨準備の 増加を計算するに当つては、従前 交換不能であつた通貨で年度内に 交換可能となつたもの、年度内に 契約された長期若しくは中期の借 款により得た保有額又は次年度内 の借款の償還のために振替され若 しくは保留されている保有額に基 く通貨準備の増加は、算入しな い。但し、加盟国がこれらの通貨 又は保有額について別に控除して いるときは、この限りでない。 4 本土地域が敵国に占領されてい る加盟国の場合には、本土地域内
--	---	---	---	---

にある鉱山からこの協定の効力発生後五年間に新たに生産される金は、その国の通貨準備又はその増加の計算に入れない。

附表C

理事の選挙

1 選任理事の選挙は、第十二條第三項(b)(iii)及び(iv)に基いて投票する資格を有する総務の投票による。

2 第十二條第三項(b)(iii)に基いて選出すべき理事五人について投票するに当つては、投票する資格を有する各総務は、第十二條第五項(a)に基いて與えられたすべての票数を一人に投票しなければならぬ。最大の票数を得た五人は、理事となる。但し、得票数が投票可能な票数有権票数の総数の十九パーセントに達しなかつた者は、選出されなかつたものとする。

3 第一回の投票で五人が選出されなかつたときは、第二回の投票を行う。この投票においては、第一回の投票で最小の票数を得た者は、選出される資格がないものとし、(a)第一回の投票で選出されなかつた者にその際投票した総務及び(b)総務のうち、次の4に基いて、第一回の投票で選出された者にその際投票した票数によつてその者の得票数が有権票数の二十パーセントをこえることとなつたとみなされる者のみが投票する。

4 いずれの総務が投票した票数によつてある者の得票数が有権票数の二十パーセントをこえることとなつたとみなすかを決定するに当つては、この二十パーセントは、

まずその者に対して最大の票数を投票した総務の票数を、次に第二位の票数を投票した総務の票数を、以下順次二十パーセントに達するまでの票数を含むものとみなす。

5 ある者の得票数が十九パーセントをこえることとなるためにいづれかの総務の票数の一部が計上されなければならぬときは、その総務のすべての票数は、その者の得票数がこれにより二十パーセントをこえるときでも、その者に投票したものとみなす。

6 第二回の投票後五人が選出されなかつたときは、五人が選出されるまで同じ原則で更に投票を行う。但し、四人が選出された後は、第五の者は、残余の票数の単純多数決で選出することができるとし、その者は、残余の票数のすべてによつて選出されたものとみなす。

7 第十二條第三項(b)(iv)に基いてアメリカの諸共和国が選挙すべき理事は、次のとおり選出する。

(a) 各理事は、別個に選出する。

(b) 第一の理事の選挙では、選挙に参加する資格を有するアメリカの共和国を代表する各総務は、與えられたすべての票数を一人に投票する。最大の票数を得た者は、得票数が総票数の四十五パーセントに達しなかつた場合を除く外、選出されたものとする。

(c) 第一回の投票で何人も選出されなかつたときは、一人が前記の(b)に基いて選出されるに足り

る票数を獲得するまで、更に投票を行う。その各投票においては、前回の投票で最小の票数を得た者は、投票される資格がない。

(d) 総務のうちその票数が第一の理事の選出に寄與した者は、第二の理事の選挙に参加しない。

(e) 第一の理事の選挙で当選しなかつた者は、第二の理事として選出されることを妨げない。

(f) 第二の理事の選出には、投票可能な票数の過半数を必要とする。第一回の投票で何人も過半数を得なかつたときは、何人かが過半数を得るまで、更に投票を行う。その各投票においては、前回の投票で最小の票数を

得た者は、投票される資格がない。

(g) 第二の理事は、その者が選出された投票において投票可能であつた票数のすべてによつて選出されたものとみなす。

附表D

脱退した加盟国との協定の決

1 基金は、脱退した加盟国に対し、その割当額に等しい額に基金が支払うべき他の額を加えた額から、脱退の日の後に生じた手数料を含めて基金に支払われるべき額を減じたものを支払う義務を有する。但し、脱退の日の六箇月後までは支払を行わない。支払は、脱退した加盟国の通貨で行う。

2 脱退した加盟国の通貨の基金保有額が基金の支払うべき純額に足りないときは、残額は、金又は協定する他の方法で支払う。基金及び

脱退した加盟国が脱退の日から六箇月以内に協定に達しなかつたときは、基金が保有する脱退した加盟国の通貨は、その国に直ちに支払う。支払うべき残額は、その後の五年間に十回の半年賦で支払う。

この各賦払は、基金の選択により、脱退後に取得したその国の通貨で又は金の引渡しによつて行う。

3 基金が前記の2に従つて支払うべき賦払を行わなかつたときは、脱退した加盟国は、第七條第三項に基いて不足であることを宣言された通貨を除く外、基金が保有するいづれかの通貨で賦払を行うことを基金に要求する資格を有する。

4 脱退した加盟国の通貨の基金保有額がその国に支払うべき額を超過している場合において、脱退の日から六箇月以内に協定の決済の方法に関する協定が成立しなかつたときは、その旧加盟国は、その超過している通貨を金又は、自国の選択により、当時交換可能な加盟国通貨と引換に回収する義務を有する。回収は、基金からの脱退の時の平価による相場で行う。脱退した加盟国は、脱退の日から五年以内又は、基金がそれより長い期間を定めたときは、その期間内に回収を完了しなければならない。

但し、いづれの半年の期間内にも、脱退の日におけるその通貨の基金の超過保有額の十分の一にその半年の期間内におけるその通貨の新規取得額を加えた額をこえる額の回収を要求されることはない。脱退した加盟国が前記の義務

を履行しなかつたときは、基金は、回収されるべき額の通貨をいかなる市場においても秩序ある方法で清算することができ。

5 脱退した加盟国の通貨を取得することを希望する加盟国は、その加盟国が基金の資金を利用することのできる限度及び脱退した加盟国の通貨が前記の4に基いて使用可能である限度までは、基金からの買入れによつてその通貨を取得しなければならない。

6 脱退した加盟国は、前記の4及び5に基いて処分された通貨を貨物の買入れ又は自国若しくはその領域内の者に支払われるべき金額の支払のためいつでも無制限に使用することができるよう保障するものとする。その国は、脱退の日におけるその通貨の平価と前記の4及び5に基づく処分によつて基金が得たその通貨の価値との差から生ずる損失を基金に補償しなければならない。

7 加盟国が脱退した日から六箇月以内に基金が第六條第二項に基いて清算を開始する場合には、基金とその国の政府との協定は、第十六條第二項及び附表Eに従つて決済する。

附表E

清算の執行

1 清算の場合には、出資額の返還以外の基金の負債は、基金の資産の分配において優先する。この負債を弁済するに当つては、基金は、その資産を次の順序で使用する。

(a) その負債の支払に充てること

ができる通貨

(b) 金

(c) その他のすべての通貨。但し、できる限り加盟国の割当額に比例して使用することを要する。

2 前記の1に従つて基金の負債を弁済した後は、基金の資産の残額は、次のとおり分配し、及び割り当てる。

(a) 基金は、金の保有額を、加盟国のうちその国の通貨の基金保有額が割当額未満であるものの間に分配する。これらの加盟国は、こうして分配される金を、割当額が自国通貨の基金保有額をこえる額に比例して分配される。

(b) 基金は、各加盟国にその国の通貨の基金保有額の二分の一を分配する。但し、この分配は、その国の割当額の五十パーセントをこえてはならない。

(c) 基金は、各通貨の保有額の残額を、前記の(a)及び(b)に基づく分配の後に各加盟国に支払うべき額に比例して全加盟国の間に割り当てる。

3 各加盟国は、前記の2(c)に基づいて他の加盟国に割り当てられた自国通貨の保有額を回収し、清算の決定後三箇月以内に、この回収のための秩序ある手続について基金と協定しなければならない。

4 加盟国が前記の3に掲げる三箇月の期間内に基金と協定することができなかったときは、基金は、前記の2(c)に基づいてその加盟国に割り当てられた他の加盟国の通貨

を、他の加盟国に割り当てられたその加盟国の通貨を回収するために使用する。協定することができなかった加盟国に割り当てられた各通貨は、できる限り、その国の通貨で前記の3に基づいて基金と協定した加盟国に割り当てられたものを回収するために使用する。

5 加盟国が前記の3に従つて基金と協定したときは、基金は、前記の2(c)に基づいてその加盟国に割り当てられた他の加盟国の通貨を、この加盟国の通貨で前記の3に基づいて基金と協定した他の加盟国に割り当てられたものを回収するために使用する。こうして回収される額は、割当を受けた加盟国の通貨で回収する。

6 前記の1から5までを実施した後は、基金は、各加盟国に対し、その国の協定で保有する残余の通貨を支払う。

7 自国通貨が前記の6に基づいて他の加盟国に分配された各加盟国は、その通貨を金若しくは、自己の選択により、回収を要請する加盟国の通貨又は両国間で協定する他の方法で回収する。関係加盟国が別に協定した場合を除く外、回収する義務を負う加盟国は、分配の日から五年以内に回収を完了しなければならない。但し、いずれの半年の期間内にも、他の加盟国に分配された額の十分の一をこえる額の回収を要求されることはない。加盟国が前記の義務を履行しなかったときは、回収されるべき額の通貨は、いかなる市場においても秩序ある方法で清算すること

ができる。

8 自国通貨が前記の6に基づいて他の加盟国に分配された各加盟国は、自国通貨を貨物の買入れ又は自国若しくはその領域内の者に支払われるべき金額の支払のためいつでも無制限に使用することができ、るよう保障する。この義務を負う各加盟国は、基金の清算の決定の日における自国通貨の平価と自国通貨の処分当つて当該他の加盟国が得た自国通貨の価値との差から生ずる損失を当該他の加盟国に補償することに同意する。

序 條及び項の目次

一 目的

二 加盟国の地位

一 原加盟国

二 その他の加盟国

三 割当額及び出資

一 割当額

二 割当額の調整

三 出資——その払込の時期、場所及び形式

四 割当額が変更された場合の支払

五 証書による通貨の代用

四 通貨の平価

一 平価の表示

二 平価を基礎とする金の買入れ

三 平価による相場を基礎とする

外国為替取引

四 為替の安定に関する義務

五 平価の変更

六 認められていない変更の効果

七 平価の一律変更

維持

九 加盟国の管轄地域内における別個の通貨

五 基金との取引

一 基金と取引を行う機関

二 基金の取引に対する制限

三 基金の資金の利用に関する條件

四 條件の免除

五 基金の資金を利用する資格の喪失

六 金による基金からの通貨の買入れ

七 加盟国による基金保有自国通貨の買入れ

八 手数料

六 資本移動

一 資本移動のための基金の資金の利用

二 資本移動に関する特別規定

三 資本移動の管理

七 不足通貨

一 通貨の一般的不足

二 不足通貨の基金保有額を補充する措置

三 基金保有額の不足

四 制限の適用

五 制限に対する他の国際協定の効果

八 加盟国の一般的義務

一 序言

二 經常的支払に対する制限の回避

三 差別的通貨措置の回避

四 外国保有残高の交換可能性

五 情報の提供

六 現行の国際協定に関する加盟国間の協議

九 地位、免除及び特権

一 本條の目的

二 基金の地位

三 訴訟手続の免除

四 その他の行為の免除

五 文書に関する免除

六 資産に対する制限の免除

七 通信に関する特権

八 職員及び使用人の免除及び特権

九 課税の免除

十 本條の適用

十一 他国の機関との関係

十二 非加盟国との関係

十三 非加盟国との関係に関する制限

二 非加盟国との取引に対する制限

十二 組織及び運営

一 基金の機構

二 総務会

三 理事会

四 事務理事及び職員

五 投票

六 純収入の分配

七 報告の公表

八 加盟国に対する見解の通知

十三 事務所及び寄託所

一 事務所

二 寄託所

三 基金の資産の保障

十四 過渡期

一 序言

二 為替制限

三 基金に対する通告

四 制限に関する基金の措置

五 過渡期の性質

六 脱退

七 加盟国の脱退権

八 強制的脱退

三 脱退した加盟国との勘定の決着

- 十六 緊急措置
- 一 一時的停止
- 二 基金の清算
- 十七 改正
- 十八 解釈
- 十九 用語の説明
- 二十 最終規定
- 一 効力発生
- 二 署名
- 三 基金の発足
- 四 平価の第一次決定

附表A 割当額

附表B 加盟国による基金保有自国通貨の買いもどしに関する規定

附表C 理事の選挙

附表D 脱退した加盟国との勘定の決着

附表E 清算の執行

○石原(幹)政府委員 たいま議題となりました国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定につきまして提案理由を御説明いたします。

わが国は国際通貨基金への加盟によつて、わが国の必要とする特定の外貨を一定限度内で基金から買い入れることによつて、対外収支の一時的不均衡を調節し、わが国の対外信用を高め、他の国際機関、特に国際復興開発銀行への加盟を容易にすることを期待することができるとであります。

なおわが国は国際復興開発銀行への加盟によつて、復興開発のため必要な外貨資金を直接同銀行から借り入れ、また同銀行の保証を受けて民間の外貨

の導入を容易にすることを期待することができるとであります。

政府はこのような利益にかんがみ、昨年八月九日、それ／＼国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定への加入申請をいたしましたところ、最近その加入の見通しがつきました。よつてここにこれら両協定への加入について御承認を求める次第であります。

なおこの両案の詳細につきましては、さらに別の機会に他の政府委員から補足いたします。慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。

○仲内委員長 次に外国の領事官に交付する認可状の認可に関する法律案を議題といたします。政府側より提案理由の説明を求めます。

外国の領事官に交付する認可状の認可に関する法律案
外国の領事官に交付する認可状の認可に関する法律案
外国の領事官に交付する認可状は、天皇が、認証する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○石原(幹)政府委員 外国の領事官に交付する認可状の認可に関する法律案の提案理由及びその内容を御説明いたします。

去る四月二十八日に日本国との平和条約が効力を発生いたしましたことはすでに御承知の通りであります。この平和条約の効力発生に伴いまして、

現在までにわが国と二十四箇国との間に外交関係が回復した、相互に大使等々の外交使節を交換したることとなりましたのみならず、これらの国から、在外国民の保護や通商航海上の利益の保護増進に従事いたします領事官がわが国に派遣されて来ることも当然のことです。この領事官の派遣につきましまして、各領事官が本国の元首や政府から委任状を持つて参りまして、これをわが国の政府に提出し、わが国の政府からこの領事官に認可状または証認状を交付することによつて正式にわが国における領事官としての地位を獲得するというのが国際慣例となつてゐるのであります。相手国元首の委任状を提出した領事官に交付する認可状に對しましては、天皇の証認を必要とすることが慣例となつてゐるのであります。このため政府は、ここに、外国の領事官に交付する認可状の認可に関する法律案を提案いたす次第であります。慎重御審議の上、これまたすみやかに御承認あらんことをお願い申し上げます。

○仲内委員長 たいま提案理由の説明を聴取しました各件につきましては、次会に質疑を譲ることといたします。

○仲内委員長 なおこの際、岡崎外務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。岡崎外務大臣。

○岡崎外務大臣 私は、この機会に、日本と大韓民国政府との間に従来交渉を行つて参りましたその経過の概要を御報告したいと思ひます。

われ／＼は、韓国とは従来から非常に密接な関係がございましたので、独立後の両国の間の関係をできるだけ早く調整したいという考えから、いろいろ準備を進めておつたのであります。が、ちやうど韓国政府側からも同様の要請がございましたので、昨年の十月から話し合いを開始いたしました。主として国内に在留する朝鮮人約六十万の国籍とその待遇の問題、それから日韓の間に懸案になつておつた船の問題等について、まず協議を進めたのであります。

国籍と、処遇の問題と申します。これに付しましては、大韓民国側は、すべての在留朝鮮人が大韓民国の国籍を有するものであるというのを確認するといふ主張をいたしておりました。またわが方としては、これは日本の国籍を喪失するものであるといふことを当然認めて来たわけでありまして、この国籍の切りかへ等にあたりましては、財産権とかその他の／＼の関係におきまして、従来在留の朝鮮人が日本人として各種の事業を営み、権利を與へられて来たのでありますから、その人々、この国籍の切りかへによつて特に困難な事態が起ることのないように、政府としては特別の考慮を払うということについて、大体了解が成立して来たのであります。ただ細目の点においては、まだ若干意見の相違もありましたので、結局船舶の問題などとともに、今年の日韓会談のときまでこの話は持ち越されて、討議を継続して来たのであります。

そこで、本年の二月十五日から日韓会談を正式に開始いたしました。財産の問題あるいは請求権の処理の問題、漁業の問題、それから国交の基本を確立するいわゆる基本条約の問題等を議題の中心として、話し合いを進めて参りました。その中の、第一の財産及び請

求権の問題といふのは、サンフランシスコにおける平和條約第四條の(a)項によりまして、両国間で特別のとりきめをして解決することになつてゐるのであります。同時に、やはりこの第四條の(b)項によりますと、わが国は、朝鮮においてわが国及び国民が持つていた財産に對して米軍政府がとつた処分

の効力を承認することになつております。そこで問題は、この処分効力を承認するといふ「承認」が、どういふ意味であるかといふことになるのであります。この点では日韓双方の意見が食い違つておりました。話がまとまらなないのであります。韓国側では日本の朝鮮領有を不法であつたといふふうに、初めから前提をいたしておりました。かかる不法な領有の上に蓄積された日本の財産は、ことごとく非合法的性質を帯びたものである、従つて米軍政府の命令第三十三号、いわゆるヴェステイング・オーダーと申すものであります。及び米韓協定によつて一切韓国のものとこの財産はされたのである、日本はもはや何れも権利を持つていない、むしろ韓国側は連合国並に日本に對して賠償に近いある種の要求をし得るものであるといふような見解を表明して来たのであります。これに對してわが方は、韓国側のこのような主張は国際法上も歴史的にも問題とならぬのだといふ点を説明しておりました。

現にサンフランシスコの平和條約におきまして、日本の朝鮮にある財産の処理については明文の規定がありまして、両国間で協議をするということになつております。また問題となつております平和條約第四條の(b)項、すなわち日本が財産処分の効力を承認すると

求権の問題といふのは、サンフランシスコにおける平和條約第四條の(a)項によりまして、両国間で特別のとりきめをして解決することになつてゐるのであります。同時に、やはりこの第四條の(b)項によりますと、わが国は、朝鮮においてわが国及び国民が持つていた財産に對して米軍政府がとつた処分

の効力を承認することになつております。そこで問題は、この処分効力を承認するといふ「承認」が、どういふ意味であるかといふことになるのであります。この点では日韓双方の意見が食い違つておりました。話がまとまらなないのであります。韓国側では日本の朝鮮領有を不法であつたといふふうに、初めから前提をいたしておりました。かかる不法な領有の上に蓄積された日本の財産は、ことごとく非合法的性質を帯びたものである、従つて米軍政府の命令第三十三号、いわゆるヴェステイング・オーダーと申すものであります。及び米韓協定によつて一切韓国のものとこの財産はされたのである、日本はもはや何れも権利を持つていない、むしろ韓国側は連合国並に日本に對して賠償に近いある種の要求をし得るものであるといふような見解を表明して来たのであります。これに對してわが方は、韓国側のこのような主張は国際法上も歴史的にも問題とならぬのだといふ点を説明しておりました。

求権の問題といふのは、サンフランシスコにおける平和條約第四條の(a)項によりまして、両国間で特別のとりきめをして解決することになつてゐるのであります。同時に、やはりこの第四條の(b)項によりますと、わが国は、朝鮮においてわが国及び国民が持つていた財産に對して米軍政府がとつた処分

の効力を承認することになつております。そこで問題は、この処分効力を承認するといふ「承認」が、どういふ意味であるかといふことになるのであります。この点では日韓双方の意見が食い違つておりました。話がまとまらなないのであります。韓国側では日本の朝鮮領有を不法であつたといふふうに、初めから前提をいたしておりました。かかる不法な領有の上に蓄積された日本の財産は、ことごとく非合法的性質を帯びたものである、従つて米軍政府の命令第三十三号、いわゆるヴェステイング・オーダーと申すものであります。及び米韓協定によつて一切韓国のものとこの財産はされたのである、日本はもはや何れも権利を持つていない、むしろ韓国側は連合国並に日本に對して賠償に近いある種の要求をし得るものであるといふような見解を表明して来たのであります。これに對してわが方は、韓国側のこのような主張は国際法上も歴史的にも問題とならぬのだといふ点を説明しておりました。

いう意味も、その條文並びに一般國際法の原則、通則によつて解決せらるべきものであつて、朝鮮の米軍政府が占領軍としての資格において、日本の私有財産について敵産管理的の処分を行つた場合においても、その財産に対する元の所有権は消滅しない、たとへば売却行為が行われたときに、その売却代金に対しては日本側の所有者が請求権を持つてゐる。つまり売却の処分をしたというその処分は承認するけれども、その財産の元の権利はあるのであるから、売却によつて生じた代金は、われ／＼の方で請求できるものであるという主張をいたしておつたのであります。

それから第二に漁業の問題であります。サンフランシスコ條約によつて、韓国との間においても公海における漁業の規制とかあるいは制限、及び漁業の保護及び發展を規定する協定を締結することになっておりますが、本年一月日韓會議開始の直前、韓国政府はいわゆる李承晩大統領の宣言なるものを突然發表いたしました。韓国とわが国との間の公海において、韓国側の欲するところに従ひ国家主権を行使することを宣言したのであります。また會議におきましても、公海の一定水域において漁業管轄権を有するものであるという主張をいたして來たのであります。これに対してわが方は、魚族の保護のために科学的調査を行つて、必要な共同措置をとるということについてはやぶさかではないが、國際的にも認められていない漁業管轄権というような主張は、これは承認することはとうていできないことを強く表明したのであります。そこで漁業の問題につき

ましても双方の見解に大きな隔たりがあつて、容易に妥結に達しない状況であります。

それから第三に、國交の基本を樹立する條約の問題は、朝鮮の獨立に伴ひまして、日韓兩國が對等の主權國として善隣友好關係を結ぶというものが、その主眼であつたのであります。ところがその問題の協議におきましても、韓国側は何と申しますか、あたかも戰勝國としてわが国との間に平和條約を締結するものであるという態度を持つておりまして、たとへば韓国が日本の獨立を承認してやるとか、かつての日韓併合條約等は無効であるとかいうような主張をいたした経緯もあつたのであります。韓国側がこういう態度であつたので、この交渉も相當に骨が折れましたが、ようやく先方も日本側の意向を了解いたしまして、サンフランシスコ條約の精神に従つて、兩國間に基本關係を規律する條約案をつくるということについて、ほゞこれは合意が成立したのであります。

以上のように各問題について交渉が行われたうちで、請求権の問題につきましても、三月の終りに至りまして話がつたところからいへば、韓国側は請求権問題について話がまとまらない以上は、基本關係の條約も、あるいは國籍待遇の協定等も、締結することは意味がないというのを申し、ほとんど妥結しておりました。これらの問題も、一切御破算にすることという聲明をいたしたのであります。これに對してわが方は、話のつくものから漸次話合ひをつけて行くことが、双方の利益であることを説きまして、すでにほとんど妥結していた基本關係條約案

と國籍待遇協定案に署名をいたし、また船舶の問題についても、船舶の帰属問題というふうな議論を離れて、韓国の海運の發展を援助する趣旨から、若干の船舶を日本側で提供することにしまして、これで折れ合つて話合ひをつけたらどうかというのを申し、そしてさらに話合ひのとうてい急にはつきそうもない二つの問題、つまり請求権の問題と漁業の問題については、さらに十分協議を盡す意味で、常設共同委員會というふうなものを設置して審議を継続したかどうか、こういう提案をいたしたのであります。しかるに韓国側は、この提案が何かわが方に別の下心でもあつてやつたもののように誤解したらしくて、これに應じなかつたのであります。そこで日本側としては、なお盡すべき手は十分盡すという趣旨から、請求権問題については新たな構想を、従来の経緯に拘束されないという立場で、具体的な細目の審議を進めることをさらに提案しました。また常設共同委員會を設置した場合の運営の基準等についても、具体的提案を行つてみたのであります。

日韓兩國の交渉は、右に申しましたような経緯をたどつて今日に至つたのであります。しかもはなはだ残念なことは、韓国側でいろいろ事実上相違するようないふ言ひも行われて、交渉を円満に進めることが困難な状況になつたのであります。こういうふうな交渉がまとまらないことによつて、在留朝鮮人の諸君にとつても不便や不利が出て來ておると思われまゝで、われ／＼として一日もすみやかに韓国側が從來の態度を再考して、まとまるものはまとめるという氣持で相携えて交渉の

妥結に寄與して、兩國の國交の調整に協力することを、われ／＼としては望んでやまないような次第であります。

以上簡單であります。日韓會議の要点を申し上げまして、諸君の御參考にいたすとともに、また御意見等がありましたら、拜聴したいと考えておる次第であります。

○仲内委員長 ただいまの發言に關しまして、質疑の通告があります。逐次これを許します。並木芳雄君。

○並木委員 私はただいま大臣から御説明のあつた諸点について、本會議で緊急質問をしようと思ひまして通告をしておいたのでございます。しかし大臣の都合が悪かつたものでございますから、きよの外の務委員會に延びた次第であります。大要はただいまの説明でわかりました。しかしなお釈然としない点がありますので、その点について若干質問しておきたいと思ひます。

日本における在留朝鮮人が大韓民國人であるということを確認してほしいという條項が入つて來るのですか。それに対して日本の政府としては、日本在留の朝鮮人はすべて大韓民國人であるというふうに、これを認めるのであります。さういふことが、まずそれをお伺いしておきたい。

○岡崎國務大臣 日本側としましては、講和條約が成立いたしました日から、在留朝鮮人は日本の國籍を喪失するということだけは確かであります。そこで無國籍の人になるということも、なか／＼むずかしい点もありましよう。先方はこれに對して原則的には、在留朝鮮人はすべて大韓民國國民であるということをもろん主張しておる

わけであります。そこで實際上どうなりますかと申しますと、これには前に御審議を願つた、たとえば出入國管理令であるとか、その他いろいろの法律等もありまして、原則的には、大韓民國政府というものは、本来ならば國際連合の監督のもとに朝鮮全体に對して選挙を行つて、その選挙の結果できるべき政府であつたのであります。ところが實際上は北の方に対しては國連の監視員等が入ることを拒絶されましたので、南の方では選挙が行われなかつた。しかし國際連合の認めておる政府であることは疑いないのであります。大韓民國政府の議會等においても、北朝鮮側から選出せらるべき議員の議席を明けて待つておるといふようなかつこうにもなつておりますから、原則的には、いつの日かはこれを統一して、一つの政府になるであらうと思はれるのであります。現在の事態はそうはなつておらない。従つてこの在留朝鮮人の待遇につきましても、過渡的には種々の便法を講ずることになります。全部の者すべてが一ぺんに大韓民國の人であるということには、ただちにはならないであらうと思ひます。これにはさしあたり條約ができてから六箇月の期間とか、それから今度は二年の期間とかいふことがありまして、その間には種々の便法を講ずることになつておることは、先般御説明した通りであります。従つてその間に、どういふふうな事態に朝鮮がなるかという点にも関連がありまして、たとえば二年たつたあとの状況を見まして、まだ種々の困難なり、不便があるとすれ

ば、そのときにまた実際に適応するよ
うな方法も考慮しなければならぬかと
考へておられますけれども、まだそれま
では時間がありません、すぐそうい
うことに、つまり大韓民国の国籍をす
ぐさま現実に取得するということに
も、事実はありませんからして、もう
少しその間の様子を見てみたい、こう
考へておられるわけでありませう。

○並木委員 在留朝鮮人を送還する
ということについて、先方から何か申入
れはございませんでしたか。

○岡崎國務大臣 これは、原則的には
前からあるものであります。つまり先方
も、日韓の関係を良好の状態に置くた
めに、日本の国民から排斥されるよう
な、あるいは盤據されるような行動を
する人を置いておくことは、両国民の
親善関係からいってもおもしろくない
から、これは日本側から送られるなら
ば自分の方でも受取る、こういうこ
とに先方の意向もあるというふうに
解しております。

○並木委員 それは朝鮮の正統政府と
して、大韓民国を日本が認めるかどう
かという問題と関連して来ると思いま
す。ところで平和条約では、日本が朝
鮮の独立を承認するということがうた
つてあります。ただいま説明を聞きま
す。と大韓民国の方で日本の独立を承
認してやるといふので、話があるきり
反対になつておる、とんでもないこ
とだと思ふのです。それで今度の基本條
約では、日本政府としては、平和條約
にいわゆる朝鮮の独立を認める條項と
ともに、その朝鮮を代表する政府とし
て大韓民国を認めるということが、は
つきり明文にうたわれて来るのである
かどうか、お伺いしたいと思ひます。

そうしてその場合、蒋介石政権との條
約の場合に問題になつたように、その
支配する領土と申しますか、領域と申
しますか、その点についてはどういふ
ふうに触れられて来ることになつて参
りますか、あわせてお尋ねしておきた
いと思ひます。

○岡崎國務大臣 これはむろん大体話
合ひはまとまつたと申しまして、一
べん御破算になつておりますから、ど
うなるということをご確言はでき
ませんけれども、原則的には、大韓民
国政府がわれ／＼の交渉し得る朝鮮の
政府であるということは当然でありま
すけれども、現実には支配の及ばない
地域もあることは、これは程度の差は
ありますけれども、国民政府と同様で
あります。従つてその支配の及ばない
地域については、これは現実の事態を
認めなければならぬわけでありませう
から、條約その他協定等いろいろの
ものができる際におきましても、その点
には日本としてはいろいろ／＼意を配りま
して、現実の事態にそぐわぬやうな
ことにはいたさないつもりでございま
す。

○並木委員 そういたしますと、在留
朝鮮人の国籍選択の問題というものが
なお残ると思ふのです。それについて
は日本政府として、十分緩急よくしき
りを得る方法をもつて調整して行くお
つもりでありますかどうか。一挙に全部
大韓民国の国籍を有するものとして持
つて行くのは、国際法上からも無理が
あると思ふのですが、その点確かめて
おきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これは先ほども申し
ましたように、終局には朝鮮の統一が
成功しまして、一つの政府ができるこ
とをわれ／＼は期待もし、希望もして
おるわけでありませう。しかし現実の事
態は今申しましたやうなことでありま
すから、そこで便法というやうなもの
が出て来ます。日本としては、大韓民
国政府の国籍法等を尊重することは当
然でありますけれども、実際の取扱ひ
については、その間に便法を講ずる必
要も出て来るというわけでありませう。

○並木委員 それから財産請求権の問
題であります。これは先ほどの大臣
の説明で、日本政府の見解というものは
はつきりいたしました。実はこの点
非常に不安であつたのでございませう。
そういう疑問の残るやうな平和條約を
締結して来たのではないかとこの不安
が残つておりました。しかしどういふわけ
でアメリカの國務省あたりが、談話を
發表したり宣言を發表したりして、日
本に在韓財産権なしというやうな意思
表示をしたのであるか、この点はなほ
大臣の説明の中に、米韓協定というや
うなものをつくつたといふことがござ
いました。米韓協定というものをつく
つて、日本の在韓財産を朝鮮の政府に
引渡すといふやうな協定が実際に結ば
れたのですかどうか、またどういふわけ
でアメリカの方では、はつきりしてこ
る平和條約第四條の(b)項についてこ
ういふ解釈をしたのであるかどうか。
私どもこれはおそろしく誤解が何か
だらうと思ふのです。もし外電の報ず
るやうにこのやうなことが行われたとす
れば、これは明らかにアメリカ政府が
日本の内政に干渉するか、あるいは平
和條約の解釈を曲解しておるものと思
わざるを得ない。しかしこの解釈は、

当時の審議の際の議事録を見まして
も、政府の説明にも、またわれ／＼か
らの質問にも触れられておらない、こ
とほどさうに明瞭であつたのです。
ですからおそろしく何らかの誤解であら
うと思ふのですけれども、こういうこ
とが發表された以上は、日本政府とし
ては当然確かめて、その誤解を解くべ
きであらうと思ひますが、どういふ処
置をされたか、その結果についてお聞
きしたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これはただちにアメ
リカ側にそのやうな事実の有無を確かめ
ましたところ、そんな發表をしたこ
とはないし、聲明も出したことはな
い。全然アメリカの國務省の關係のな
いことであるといふことがはつきり
いたしました。でありますからその点は
御心配の必要はごうもないと思ひま
す。

それからアメリカと韓国との協定と
申しますものは、要するに米軍司令官
のとりました措置をそのまま韓国側に
譲りまして、韓国側でそれを引継いで
管理するといふのが趣旨と考へます。
従つて在韓米軍政府がヴェステイン
グ・オーダーによつて財産の処分をし
たので、その処分はわれ／＼も認める
けれども、その処分の結果、たとえ
ば家が売られてしまつた、その売られ
た代金については、家を持つてゐる日
本人にまだ請求権がある。家を処分し
た、売つたといふ事實は承認する。こ
ういふ議論はこの米韓協定がありま
す。と依然としてかわらない、同じこ
とだと考へております。

○並木委員 その点非常にはつきりし
てよかつたと思ふのです。ところで問
題はなお韓国政府との間で残ると思ひ

ます。韓国政府の方であくまでも譲ら
ないという場合には、これが対立した
まま未解決に終るのでありますけれど
も、未解決に終るべき問題ではな
い。われ／＼の主張は正しいのですか
ら、あくまで日本政府としてはこの主
張を貫徹してもらひたいのです。それ
がどうしても貫徹できないときには、
平和條約第四條の解釈をはつきりさせ
ればいいのですから、この解釈の紛争
に基く訴訟として、国際司法裁判所か
どこかへ提訴して、あくまで公明な解
決策を講ずべきだと思ふのです。どう
いうふうな政府はこれを解決して行く
道を考えておられるか、その御決意の
ほどをお尋ねしておきたいと思ひま
す。

○岡崎國務大臣 これはそういうやう
な考へ方もあり得ると思ひますが、わ
れわれとしては日韓両国民の従来の非
常な親善といひますか、同胞であつた
關係もあるのではありませんか、いわば
内輪の話し合ひでありますので、これは
訴訟に出すとか、提訴するとかしない
とかいふことでなく、今後とも日韓両
国が非常に親密に行かなければお互い
に立つて行かない關係にあるのであり
ますから、十分な忍耐をもつて各種の
わが方の主張を話し合ひまして、誤解
を解いて、あくまでも正当な、また円
満な話し合ひの上に條約等を成立せしめ
よう、そういうつもりで努力すること
をかたく決心しておるやうな次第であ
ります。

○並木委員 海運關係において、日本
の船舶を提供するといふやうなことが
会谈に上つておるやうでございませう
が、これももう少し詳しく具体的に説
明してもらひたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これは第一に置籍船という問題があるわけでありまして。朝鮮に籍を持つておつた日本の船、これに對して朝鮮側では、それは韓国側に帰属すべきものであるというような主張もいたしておるようであります。また終戦ころ當時に朝鮮にいた船は、これもまた朝鮮側ではいいというようなこともあります。それから今度は日本側から申しますと、朝鮮の船で日本の港におつたものもあり、また朝鮮におつたものもあり、置籍船といつても全部朝鮮の所有物であるとはわれ／＼は考へておらない。またその間に日本側から朝鮮に貸した船もあります。ところがそれはあるものは事故のために沈んでしまつたりいたしておりますが、これは貸したものだから返してもらうべきものであるというやうなことで、彼等の主張がいろいろあるわけでありまして。そこでわれ／＼の方としては、そういう議論をいつまでしておつても仕方がないから、この際そういう双方の主張は捨ててしまつて、そのかわり日本としては新たな観点から、朝鮮の海運を助けるという意味で、相当数の船舶を提供してあげましようということをお願いしたのであります。ところがそれは向うも大いに多したのであります。あるいはトン数が少ない。もつとよけいほしいというやうなことがあるやうであります。日本としては、朝鮮側も船に對するいろいろの請求の問題を捨ててしまふ、日本側もそのかわり船の問題についての請求を捨ててしまふ、そうして全然そういうものはないことにして、朝鮮の海運を援助するためにこのくらい出そう、こういう話合

いをしていただくわけでありまして。それに対してもつとよこせというところはあります。総トン数といふものは、総計のトン数の問題でありましようけれども、日本側の態度に對しては朝鮮側も非常にアブリシエートしまして、この問題もかなり解決のまぎわまで行つておつたと私は思ひます。ただ先ほど申したやうに請求権の問題で一切だめになつてしまつた、こういうやうな事態であります。

○並木委員 請求権の基礎になる實際の財産の内訳が、大まかなところではどうですか。わかつておりましたか。どういふ種類のものがあつて金額にしてどのくらいのものか。大ざつぱでけっこうです。

○岡崎國務大臣 これは日本側として、たとえば戦乱で失われた日本の財産を請求するのは無理でありますから、それを請求するとは思つておられぬわけでありまして。不可抗力で破壊されたものもありましよう。また韓国政府側の責任でなく破壊されたものもありましよう。それから第一、三十八度線の北にあるものについては、今どうなつてゐるかはつきりわかりません。状況でありますので、この具体的な内容がどの程度あるかといふことは、ちよつと私も調べてみないとわからないのであります。大ざつぱなところといひましてもなか／＼わかりません。

○岡崎國務大臣 それは日本側として、それは個々に話合ひをいたしまして、お互ひに満足に行くところで行くじやないか。決して無理に朝鮮の経済をこわしてしまふやうなという気持は全然ないのであります。それだからこそ船の問題もこちらが提供しようと言つてゐるくらいであります。そうめちやめちやなことはいたさないつもりであります。實際の額についてはちよつとただいまのところ、はつきり申し上げられないのであります。

○仲内委員長 並木君に申し上げますが、時間がありませんから……。

○並木委員 もう一つ……。そういうことの調査とか、現状保存ということの必要もありますので、一刻も早く朝鮮にも日本の在外公館を置くべきだと思ふのです。日韓會議の成行きいかんにかかわらず、大使派遣などということを考へておるかどうか。もし大使がすぐ派遣できないならば、何かこれにかわるべきものを派遣するなり、やはり日本政府の優先機関があつた方がいゝと思ふのですが、そういう点についてどう考へておられますか。

○岡崎國務大臣 それは私もまったく同感であります。先方もやはり日本に何らかの機関を設けておくことの必要を認めておられますので、お互ひに、これは相互的でありますから、それが大使になるか、あるいは在外事務所になるか、あるいはまた別の形になるか、これは話合ひでなければわかりませんが、基本條約等ができる前に話合ひをいたして、双方の満足の行くやうな何らかの機関を設けることが適當であるとも私も考へております。またそういう趣旨で話も進めるつもりでおります。

○岡崎國務大臣 それはこまかいことは、ここに入国管理庁長官がおりますから、私のあとで申し上げると思ひますが、送還は從來ずっとやつて来ておりました。今回は何回目でありまして、六、七回目と思つております。今度の分も実は独立前に送るべき人であつたのであります。ところが船の関係その他で遅れました。今日に及んだのであります。でありますから、われわれの方としては從來独立前に数回そういう人々を送つて、向うで受取つておつたのでありますから、今度も当然それなりのものと思つて送つたのであります。それについて先方の意見等もまだはつきりしてゐないやうに私は聞いております。どういふ理由で、どういふことであるかといふことは、あるいは入国管理庁長官は知つておられるかもしれませんが、いずれもつとよく先方の意向も確かめて、調査してからでないかと、はつきりしたことは申し上げられませんが、新聞に出ておるやうなことがあつたやうに思ひます。その理由等は、今調べ中でありまして。

○戸叶委員 それでは、もし佐世保に歸つて来たとおつたならば、それをどういふふうにお扱いになるのでしょうか。結局それは、例のボ宣言に基

て、けさ朝日新聞に出ていたことなのですが、山澄丸で強制送還された朝鮮の四百十名を乗せて佐世保を出帆したときに、何か日本の入国管理庁とそれから在日韓国代表部との話合ひがうまく行かないで、そのまま日本の方へまた歸つて来たといふやうなことが出ておりました。あれは事実でしょうか、どうでしょう。

○岡崎國務大臣 これはこまかいことは、ここに入国管理庁長官がおりますから、私のあとで申し上げると思ひますが、送還は從來ずっとやつて来ておりました。今回は何回目でありまして、六、七回目と思つております。今度の分も実は独立前に送るべき人であつたのであります。ところが船の関係その他で遅れました。今日に及んだのであります。でありますから、われわれの方としては從來独立前に数回そういう人々を送つて、向うで受取つておつたのでありますから、今度も当然それなりのものと思つて送つたのであります。それについて先方の意見等もまだはつきりしてゐないやうに私は聞いております。どういふ理由で、どういふことであるかといふことは、あるいは入国管理庁長官は知つておられるかもしれませんが、いずれもつとよく先方の意向も確かめて、調査してからでないかと、はつきりしたことは申し上げられませんが、新聞に出ておるやうなことがあつたやうに思ひます。その理由等は、今調べ中でありまして。

外務省關係諸命令の措置に関する法律の第二條第六項の規定でしたが、あの中には別の法律というものがきめられて、国籍問題が決定してからの送還といふことを、向う側は主張しているのではないかと思ひますが、もしも日韓會議がこのまゝの状態、今のやうな決裂状態になつてゐるとすると、こういうやうな問題が起きた場合にスムーズにいろいろなことができないかと思ひますが、その点をどういふふうにおやりになるかを伺いたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これは、今お話になつた出入国管理令の第二十二條ですが、あれは永住許可の問題じやないかと思ひますが、それと関連があるかどうか、実はその点はわからないのであります。ただ私の言へることは、大韓民國政府側でも、先ほど申したやうに、日韓の間の關係を円満にするために、法を犯して日本國民から排斥されるやうな人、これは主として不法入国等もありましようけれども、こういう人たちもむしろ兩國間の親善關係を阻害するから、これは受取つておるの原則的な意向は、ずつと表示しておるのでありますから、そう日韓協定等と直接関連はないと私は考へておるのであります。しかし先方の今度の言ひ分がどうであるかは、まだよく知らないものであります。もう一兩日たたないと、はつきりしないのじやないかと思ひます。あるいは長官の方で知つておるかも知れません。

○鈴木(一)政府委員 ただいまの、朝日新聞に出ておりました件につきまして、簡単に御説明いたします。昨日長崎県の大村を、送還者四百十名を乗せまして、釜山に向けまして送還をいた

す。あなたがそう言うなら、われく
がやりますから、ここではつきり言つ
ていただきたい。

○岡崎國務大臣
ソ連代表部というも

のは、連合国最高司令官に対して派遣された対日理事会のメンバーとしての資格を持つておるものであります。ところが連合国最高司令官というものは、すでに解消してしまひまして、存在しておりません。また対日理事会につきましても、議論はあるようであります。が、事実上解消しておることは、これ

は明らかであります。従つてソ連代表

部なるものが日本に存在する理由はない

のであります。従つて存在の理由の

ないところに交渉をするといふのは、

妙な話でありまして、ソ重則がサソフ

ラシスコ条約を調印して、国交が回

復するといふなつ、これはまた話が別

であります。しかしながら、代表資格

のない幾回に交渉するといふことは考

えられないのであります。なお第三国

たつきましては、現在日本におきまし

たとへばある国の代表部がない

場合、その国が他の国に依頼して、在

留しておる人間の保護及びそれらの権

益の保全というようなことをやつてお

ります。これは国際慣例上、いずれの

国にもあることであります。われ／＼

の方としても、**従来戦争中には、たと**

えはスイスに依頼して日本の権益を維

持する、あるいはスエーデンに依頼す

るといふようないろ／＼な方法を講じ

て来ております。ただいまどの国に依

頼するといふことは、まだ決定いたし

ておりませんが、早晚第三国に依頼し

て、これが不都合な点は是正するべく

努力するつもりでおります。従つて林

君が交渉なさるかどうが、これは別問

[illegible]

題であります。政府としての、国としての交渉というものは、ソ連の日本における代表部とするべきものでないし、またするべき筋合いでもない、こゝろ私は考えております。

○林(百)委員 そういふへりくつをいつまでも言つて、英米国民が困つてゐるのを、あなたはイデオロギーが反共だからといつて、国民がいくら困つてもほうつておくといふのなら、何をか言わんやであります。現にソ連の代表部があるのではありません。その代表部の性格については、対日理事会、極東委員会の問題があるのでありますから、それをあなたが一方的に解釈をして、現に目の前に代表部があるのを、第三国を通じてなければ折衝を持たない、国民がいくら困つても、吉田内閣の反共イデオロギーのために、国民の困窮を顧みないといふなら、私はそれでもやむを得ないと思ひます。

その次に重要な問題について一言大臣にお聞きしておきたいことは、最近中国の貿易を希望する声、業界で非常に強くなつております。たとえば油脂協会のごときも、三十万トンの大豆をアメリカから買うのはつきりと拒絶しまして、中国から大豆を入れたいといふ話をしてゐる。それから染料、紡績機械業界、電機メーカ、鉄鋼連盟といふようなところが、やはり真剣に中国との貿易によつて、業界の危機を打開したいといふ声が非常に高まつて来ておるのであります。現に日本の有力新聞の社説におきましても、アメリカの最近の冷凍まぐろの関税引上げの問題をきつかけとして、最近のアメリカの輸入制限の問題については、日米の協力関係からいつても遺憾ではない

かといふことが述べられており、さらに英国では、すでに米国の輸入制限強化の傾向は、米国と協力しようとする英国の政策に対して重大な結果をもたらすだろうと、はげしく攻撃してゐる。また西ドイツの国会では、政治的な制限を国際的な貿易に加えることについては反対だといふ決議が、全会一致で可決されてゐる際であります。日本は業界におきましても、少くとも輸出貿易管理令を、せめてバトル法の線まで緩和したらどうかといふような声もあるのではありませんか、これについて現在日本がとつてゐる輸出貿易管理令の制限、別表一についての制限、こういうふうなものについて、将来中国貿易、あるいは日ソ貿易について、こういう制限を緩和するといふような方針について、外務省としては、何らかの定見を持つておられるかどうか、この問題についてお聞きしておきたいと思ふのであります。

○岡崎國務大臣 これは少し御返事が長くなるかもしれませんが、背景を申し上げますと、これは林君は多分に御異議があるかもしれませんが、私の見るところでは、共産陣営といひますか、その方面では、日本のような国を、何とかしてアメリカから引離そうといふ努力をいたしておるうちに考えものである。そこで、かりにアメリカから引離して共産国家側につかせることはできないにしても、少くとも中立状況にしておきたいといふ努力を、各方面からしておるようであり、その際、たま／＼それは一つは戦争の恐怖といふようなことをかり立てて、中立論を唱えさせるといふ手もありましようし、あるいはただいま業界等で、な

かなか困難な状況のときに、目の前にうまいえさをぶら下げて、中共との貿易とか、あるいはソ連との貿易といふことで過去の非常によかつた時代を思い起させて、そちらの方に日本の考えを向けるといふような努力も、私はその一つだと思つております。しかしながらわれ／＼としては、それは貿易ができる方が、できないよりいいにはきまつておられましようけれども、同時に、またかと言われましようが、三十数万人の家族のことも考えなければなりません。われ／＼はこういう問題については、何と申しますか、無言の抗議をいたしておるつもりでありまして、こういう問題を解決せずして、目先の業界の利益のために、それもただだけあるかわからないような利益のために、こういう根本的な主張をうやむやにするといふことは忍びないと思つておりますので、ただいまのところそういう問題については、外務省としては、特に重大なる考慮を払つておるといふわけには行きません。但しいろいろの点から研究はいたしております。

バトル法云々の点等は、通産大臣なり安本長官なりにお聞き願ひたいと思ひますが、われ／＼の基本的な考え方、今申したようなところにあるのであります。

○仲内委員長 もう林君時間があります。○林(百)委員 もう一点だけ。○仲内委員長 困ります。あと十分ばかりしかありません。あと四人もいるのです。もうそれであきらめてください。またいくらかも機会がありますから……。

○仲内委員長 きりがありません。もう二十分もやつていますよ。あとの人が四人も待機して、みな二、三分しか発言できないのです。北澤吉君。○北澤委員 先ほど大臣から御説明がありました日韓交渉のことに関連しまして、三點ばかり伺いたいと思ひます。

第一点は、先ほど大臣から申されましたように、請求権の問題が非常に問題になつておるようでございますが、これは結局対日平和條約の第四條の解釈の問題であります。しこうして、第四條の解釈につきましては、連合国と日本との間には、解釈の相違はない。ただ日本と朝鮮との間に解釈の相違があるといふわけであり、従いましてこれにつきましては、先ほど並木委員から話されましたように、連合国の間に解釈の相違がある場合には、国際司法裁判所に提訴するといふような措置があると思ひますが、連合国の間には解釈の相違がないと思ふのであります。そこで私はこの第四條の(b)項の解釈について、連合国と日本国の間に解釈の相違がないのならば、その一致した解釈をはずりまして、日本と韓国との交渉に関連しまして、日本の立場を有利にするといふことが得策であるといふふうに考えるのであります。が、これについて外務大臣のお考えを伺いたいと思ふのであります。

○岡崎國務大臣 私も、日本の立場を有利にするとかしないとかいふことは別として、正しい解釈でどういふものは解決されなければならぬと考えるのであります。われ／＼の見ました国際法なりその他の法理論からのわれ／＼の解釈は、関係国にもその都

度示しまして、これを研究してもらひます。これについてもいろいろ議論があるかと思ひますが、問題はそういう法理論ではなくして、やはり感情の問題が非常にあるように思つております。この感情の問題を解きほぐして行きますれば、あるいは円満な解決に行くのじやないかと思つております。その方面に今特に努力しておるのであります。お説のような日本側の解釈について、関係各国の理解を求めるといふ努力も、決しておろそかにいたしておるわけではないのであります。

○北澤委員 次に御尋ねしたいのは、先ほどお話がありました朝鮮人の国籍の問題なのでございますが、先ほどのお話によりますと、朝鮮人の国籍は全部韓国の方に移る、こういうふうなお話ですが、従来戦争の結果領土などが変更される場合におきましては、そういうふうな領土の変更と同時に、そこにおる住民の国籍が当然に変更される場合と、それからまた住民の選択によつて、あるいは元の国籍を維持するといふような例もあるものであります。今度の日本との平和條約におきましては、領土の変更があつた場合には、その住民の国籍は当然移る、こういう解釈のようであり、朝鮮人の国籍を住民の希望いかにかかわらず、全部韓国側に移すといふふうな問題につきましては、私はいろいろ問題があると思ふのであります。政府が特にそういうふうな住民の選択権を認めないで、当然に朝鮮人の国籍朝鮮に移るといふふうなことをいたしましたその理由につきまして、伺いたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これは一つはこ

ますから、全權には事欠かないと考え
ております。そこで会談の続行であり
ますが、今までも非公式にはいろいろ
意見を交換したり、話し合いを進めてお
ります。しかし大体のことを申し上げます
と、これはわれ／＼の方でも希望して
早く結ばないと思ひますが、その必要
は、むしろものと多くの必要が先方に
あるかもしれないのであります。従つ
てこれも労働争議みたいにな一種のク
リソグ—頭を冷やす期間が必要なが
合もありまして、適当な時期には再
開しようと思つておりますが、そう何
でもかでも早くまたやるといふこと
は、よく両方で反省してみ、その
上でひとつやりたい、こう考えてお
るわけでございます。

○仲内委員長 黒田壽男君。ごく簡単
にひとつ……。

○黒田委員 私は日韓会談につきまし
て、多少まとまつた質問をしてみたい
と思ふので、二十分くらい時間がほし
いのですか、大臣がきょうどうして
時間がおありにならないのですか
ら、断片的なことをやめまして、こ
次のなるべく早い機会にいたしたいと
思ひます。

○仲内委員長 それでは林君。

○林(百)委員 先ほど鈴木長官に聞い
ていて途中で終つたのですが、今言つ
たこの百二十名ですね。この記事がど
うもはつきりしないので事実関係がわ
れわれにも明瞭でないのですが、これ
は四百十名のうち二百九十名だけは向
うが受入れたのですか、受入れて、百
二十名だけが返されたのですか、その
辺をもう少し事実関係をはつきりさし
てもらいたい。それからまず確かめた
い。

○鈴木(一)政府委員 今のお尋ねは質

問がはつきりしておりませんようであ
りますが、われ／＼の方に入電のあり
ましたのは、百二十五名だけ拒否され
まして、あとは上陸いたしてござい
ます。

○林(百)委員 そうすると、その向う
が受入れた送還者と受入れない送還者
とは、どういふ区別があるのですか。

○鈴木(一)政府委員 受入れた方
は、密入国であるといふことがはつき
りしております。密入国の者はみな受
入れたといふことになりまして。

○林(百)委員 そこで密入国以外の送
還者と韓国側が受入れなかつた者は、
先ほどちよつと説明が途中で切れたの
であります。外国人登録令のうちの
どういふ條項に違反しているものです
か。

○鈴木(一)政府委員 旧外国人登録令
の第十六條にありますが、「左の各号
の一に該当する外国人については、本
邦からの退去を強制することができ
る。」一 第三條の規定に違反して本
邦に入つた者」これが密入国者であり
ます。「二 第十三條に掲げる罰を犯
し禁こ以上の刑に処せられた者」これ
がいわゆる手続違反と称しておるもの
であります。この二つのものにわけら
れまして、この密入国の方が二百八十
名ばかりになり、この手続違反で禁錮
以上の刑に処せられた者が百二十五名
に當るわけでありまして。

○林(百)委員 その手続違反というの
は内容的にはどういふものですか。

○鈴木(一)政府委員 これは第十三條
にございまして、「左の各号の一に該
當する者は、一年以下の懲役若しくは
禁こ又は一萬元以下の罰金に処する。」
といふことで、登録に對しまして虚偽

の申請をするとか、登録証明書の交付
を受けないでおるとか、あるいは要す
るに登録に關しての規則を守らなかつ
たといふ意味であります。

○林(百)委員 そうするとその強制送
還の條項のうち、たとえば貧困者で地
方公共団体の負担になる者だとか、あ
るいは外務大臣が好ましくない人物と
認定した者、あるいは破壊的な団体に
所屬した者、そういう者ではないので
すか、それをもう一度確かめてござい
たい。

○鈴木(一)政府委員 そういふ者は全
然入つておりません。

○林(百)委員 その百二十五名といふ
ものは、いつからいつまでにその登録
令の違反を犯した者ですか。

○鈴木(一)政府委員 これは登録令違
反をしまして、刑務所に入つておつて
出て来た人たちでありますので、違反
のいつあつたかといふことは今手元に
調べがございせんが、いずれも旧外
国人登録令の適用のあつた時代であり
まして、講和條約発効以前であること
は間違いないのであります。

○林(百)委員 もう少しその点をお尋
ねしますが、そうすると登録令違反で
刑を受けて、刑務所において、刑期が終
ると、刑務所から直接送還されたもの
ですか。

○鈴木(一)政府委員 大体そうござ
います。

○林(百)委員 それからそこでこの百
二十五名だけを向うが拒否した理由は
どういふ理由なのでしょう。あるいは
こちら側の見解でもけつこうです。

○鈴木(一)政府委員 その点につきま
しては、先ほど申し上げましたよう
に、ただ拒否をしたといふ入電だけで

ございまして、理由につきましては、
ただいまのところ全然わかりません。

○林(百)委員 この新聞で見ますと入
国管理庁の語で「韓国側の言い分には
いろいろ矛盾がありはつきりしない。
こちらとしては一昨年の暮れから七回
にわたつて行つて来た送還と全く同じ
趣旨で、同じ法的な根拠に基いてやつ
ている」云々とあるが、韓国側の言い
分にはいろいろ矛盾があるといふのは
どういふ意味ですか。

○鈴木(一)政府委員 これは新聞にそ
ういふふうに出ておりますが、實際問
題として、韓国側のはつきりし
た主張といふものを聞いておりません
ので、これはいづれ拒否をしまして、
船に乗せてまた返して参るわけであり
ますから、その船でおそらくどういふ
理由で拒否したといふことが伝えられ
て来ると思ひます。

○林(百)委員 そうすると、この入国
管理庁の話という、韓国側の言い分は
いろいろ矛盾があるといふことは、
これは言つた覚えはないといふことと
すね。

○鈴木(一)政府委員 それはその通り
であります。

○林(百)委員 それから今ちよつとあ
なたの話がありました、この強制送
還にならない百二十五名の人は、現在
どこにいて将来どうなるのですか。

○鈴木(一)政府委員 これは大村から
送還をいたしますつもりで船に乗せて
釜山まで行つたものでありますから、
その船に乗つてやはり大村に降りまし
て、大村で待機をしております。韓
国側の方で、これは従来と同じケース
であるといふことで、向うがよろしい
といふことになれば、もう一べん送還

するわけでありまして。大体われ／＼の
方では一月に一度くらいずつ定期に船
を出したいと思つておりますので、こ
の次の船に乗せて返すことができれ
ば、そうしたいと思ひます。

○林(百)委員 大村で待機するといふ
のは、待機している間はいろいろ処遇
をするのですか。

○鈴木(一)政府委員 それは大村には
入国管理庁の入国者收容所というう
つばな建物がございますので、收容力も千
人以上の施設があるわけでありまして。
別にこれは刑罰を加える場所ではござ
いせんので、つばな設備と、衛生
的な施設、快的に過させるというよう
にしております。

○林(百)委員 吉田内閣の言う快的
といふのは、あまり当てにならない快適
なのであります。これがもし話が進
まなくて、あなたは来月に送るつもり
であつても、来月送れなかつたら、い
つまでもその快適な收容所に置いておく
つもりですか。これはやはりその話が
進まなければ、その人たちはほかへ出
してやるべきだ、強制送還の話でもき
まれば、またそれによつて処理するこ
とはわかりますが、これは当然私は日
本の国に帰つて来たから、それ／＼の家
庭なりへ返してやるべきだと思ひます
が、そのいゝゆる軟禁状態のままに收
容しておくといふことは、これは人権
の侵害になると思ひますが、その点は
どう処理するつもりですか。これが長
くなつてもいつでもそこへ入れておく
つもりでございまして。

○鈴木(一)政府委員 日本の法律によ
りまして好ましくないといふことで退
去の処分になつたわけでございますし
て、この人たちがすぐにまた家庭に帰

るわけでありまして。大体われ／＼の
方では一月に一度くらいずつ定期に船
を出したいと思つておりますので、こ
の次の船に乗せて返すことができれ
ば、そうしたいと思ひます。

るということは考えられないことである。しかしこの送還の時期は、これは見通しの問題でありますが、われわれとしては今までと同じことをやつておるので、何か誤解があるのではないかと思ひます。そうむずかしい問題ではないと思ひます。早晩規定通りに返すことができると思ひます。

○林(百)委員 しかし、あなたはそう思つていますけれども、今後のことだつて当然向うが受入れると思つておつたのが受入れなかつたのですから、その受入れの話が日韓会談とからんでつと長くなるような場合はどうするのです。話が片づくまでは強制收容しておくつもりですか。あなたは簡単に片づくとおつしやつておられますが、簡単に片づくかなかつたらどうするのですか。

○鈴木(一)政府委員 收容をしておくつもりでございます。

○林(百)委員 だからその收容しておくという、いつまでも收容するということは、これは人権の問題になると思ふのです。ドッド准将が捕虜から捕虜になつたように、あなたが收容所に行つた拍子に捕虜にでもなつたらどうなりますか。とんだ恥をかくことになりませんが、その点は一応監視すべきことか、あるいは行動の範囲を制限するというような形でもいいですが、普通の市民の生活にもどすべきだと私は思ひますが、その点をもう一度再考慮する余地はないのですか。そうでないと、やはり人権問題になるのではないでしようか。そういうまだ帰りの当てもないというものを、当てもないのに、そういう收容所へいつまでも入れておくということは、これはゆゆしい問題だと思ふのです。ですからそれは当然私は家族のところへ返してやる、あるいは一定の行動の報告をとるなら報告をとる、監視すべきで——あれはたしか出入国管理令の中でも、一定の監視を付すこともできる、監視すべきで家庭へ返すこともできるというところもあるわけですから、強制收容所に收容しておくばかりが唯一の手ではないのでありまして、やはりそういう手を私は講ずるべきだと思ひますが、もう一べんその点について念を押しておきたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 ただいまのところではそういう懸念は持つておりませんが、万一将来つと先のことでそういう事態が起りました場合には、十分考慮の余地はあると思ひます。

○林(百)委員 その問題についてもう一度私たちがはつきりしておきたいことは、日韓会談の中における国籍の問題とそれから強制送還の問題ですが、これは日韓会談の中ではどういふような話合いが進められていたわけですか。やはり日韓会談で、根本的に国籍の問題が片づくまでは、強制送還を受けるわけには行かないという話だつたのですか。それともこの日韓会談で、国籍の問題が決定的な結論に至らなくとも、強制送還だけは受入れるという話合いであつたのですか。日韓会談の中であなたの担当している部面である国籍の問題と強制送還の問題が、どういふ話合いだつたか、ここで説明できる範囲のことではないですか、説明してもらいたい。

○鈴木(一)政府委員 日韓会談の衝には直接あつておりませんが、入国管理

庁関係の船を従来通りまわして、いわゆる外国人登録令違反で返しているという問題と、国籍並びにそれにかまらる強制送還の問題とは全然別個の問題でございますので、従来通りの外国人登録令違反による送還という問題については、両方とも全然問題ないことで、おそろく触れなかつたと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、従来通りの強制送還の問題については、日韓会談と全然関係がなくて、強制送還もできるし、向うも受理できるというのですか。それが一つと、それから日韓会談の中で国籍の問題が審議されているのは、どういふことからそういうことが起つてゐるのか、それは強制送還とは全然関係ないのか。その点をもう一べんお聞きしたい。

○鈴木(一)政府委員 旧外国人登録令違反の問題については、全然日韓会談とは関係なしに行われるというふうな解釈しているわけでありまして、

○林(百)委員 解釈して、向うも了解しているのですか。

○鈴木(一)政府委員 それでございまして、現に船を送り、向うでも受入れているわけでありまして、一部分について問題は起きましたけれども、これは何か誤解があるのではないかと思ひます。

それから第二点の国籍その他強制送還の出入国管理令に関する問題は、この前御審議を願ひました出入国管理令第二十四條の強制送還、これは外国人登録令違反の送還の問題よりもさらに広い要素が加わつておりまして、たとえば生活保護法によつて扶助を受けるというふうな人たかも、強制送還できるといふような規定があり、難患者と

いうようなものも強制送還ができるというふうな、外国人登録令以外の要素が非常にふえたわけでありまして、それを強制送還するということについて、日韓会談においても、ある程度向う側とも話し合つた上で、どういふ範囲でやるかというところをきめてから送還するという問題があるわけでありまして、外国人登録令違反の問題については、両国とも全然問題がない、かように存じます。

○林(百)委員 もう一つ、昨年アメリカの軍事裁判で、軍事スパイ事件として、朝鮮の諸君がたぐさん検挙されて軍事裁判にかけられた。それから浅草の事件で、何か米軍に暴行を行つたというふうなことで、裁判にかけられた朝鮮の諸君、こういふような軍事裁判にかけられた諸君も、やはり強制送還になるのか、そして今度の中に入つておるのか、聞かしてもらいたいと思ひます。

○鈴木(一)政府委員 軍事裁判でやつたから強制送還をするということとは、現在においてははなれております。それは占領軍がおりました当時は、占領軍命令で返す、その返す方は、われわれの方の船に乗せて返せという命令で返す場合があつたかと思ひますが、われわれの方で、いわゆる外国人登録令違反として返す以外には、軍事裁判であるからといつて返すということはないのであります。

○林(百)委員 そうすると、軍事裁判にかけられた人たちは、それで刑を受け人とならないうのですか。それとも向うの軍命令で、外国人登録令とは別個に、これは占領軍関係の關係者として

韓国へ送還しろという命令があつて、日本の船かアメリカの船か知りませんが、それで送還したというふうな事例があるのですか。

○鈴木(一)政府委員 要するに、向うへ送り届けるという命令によつて返したという例は、登録令とは別個にあつたと思ひます。それからもう一つの例として、軍事裁判に一応かかりましたけれども、それについては大した証拠はなかつた。しかしながらその人が密入国者であつたということが非常にはつきりしたという關係で、われわれの方でこの外国人登録令違反、いわゆる密入国者として送還した例はございませう。

○林(百)委員 そうすると、向うの軍命令で軍關係の必要から送還しろと言われた例があつたというふうに聞きましたが、それはいつごろで、どういふ事件で、何人ぐらゐつたか、聞かしてもらいたい。

○鈴木(一)政府委員 今の軍裁の關係のは、今はつきり記憶いたしておりませんが……

○林(百)委員 大体の人数だけ……

○鈴木(一)政府委員 そう多くはなかつたと思ひます。

○林(百)委員 数十名……

○鈴木(一)政府委員 いや、そんなにありません。せいゝ、数名以下だつたと思ひます。

○林(百)委員 それは去年ですか。

○鈴木(一)政府委員 去年もことしも一、二名ずつあつたと思ひます。

○林(百)委員 これでやめます。

○仲内委員長 午後二時より再開することとしたしまして、暫時休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後二時二十六分開議

○仲内委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

中華民國との平和條約の締結について承認を求めるの件を日程に追加して議題といたします。政府側より提案理由の説明を求めます。岡崎外務大臣。

中華民國との平和條約の締結について承認を求めるの件

中華民國との平和條約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参照〕

日本国と中華民國との間の平和條約

日本国及び中華民國は、その歴史的及び文化的のきずなど地理的の近さにかんがみ、善隣關係を相互に希望することを考慮し、その共通の福祉の増進並びに國際の平和及び安全の維持のための緊密な協力が重要であることを思い、兩者の間の戰爭状態の存在の結果として生じた諸問題の解決の必要を認め、

平和條約を締結することに決定し、よつて、その全權委員として次のとおり任命した。

日本国政府 河田 烈
中華民國大統領 葉 公 超

これらの全權委員は、互にその全權委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸條を協定した。

第一條

日本国と中華民國との間の戰爭状態は、この條約が効力を生ずる日に終了する。

第二條

日本国は、千九百五十一年九月八日にアメリカ合衆国のサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和條約（以下「サン・フランシスコ條約」という）。第二條に基づき、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての權利、権原及び請求権を放棄したことが承認される。

第三條

日本国及びその国民の財産で台湾及び澎湖諸島にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む）で台湾及び澎湖諸島における中華民國の当局及びその住民に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む）の処理は、日本国政府と中華民國政府との間の特別取極の主題とする。国民及び住民という語は、この條約で用いるときはいつでも、法人を含む。

第四條

千九百四十一年十二月九日前に日本国と中国との間で締結されたすべての條約、協約及び協定は、戰爭の結果として無効となつたことが承認される。

第五條

日本国は、サン・フランシスコ條約第十條の規定に基づき、千九百一一年九月七日に北京で署名された最終議

定書並びにこれを補足するすべての附屬書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利得及び特権を含む中国におけるすべての特殊の權利及び利益を放棄し、且つ、前記の議定書、附屬書、書簡及び文書を日本国に關して廢棄することに同意したことが承認される。

第六條
(a) 日本国及び中華民國は、相互の關係において、國際連合憲章第二條の原則を指針とするものとする。
(b) 日本国及び中華民國は、國際連合憲章の原則に従つて協力するものとし、特に、經濟の分野における友好的協力によりその共通の福祉を増進するものとする。

第七條

日本国及び中華民國は、貿易、海運その他の通商の關係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、條約又は協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする。

第八條

日本国及び中華民國は、民間航空運送に關する協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする。

第九條

日本国及び中華民國は、公海における漁業の規制又は制限並びに漁業の保存及び發展を規定する協定をできる限りすみやかに締結することに努めるものとする。

第十條

この條約の適用上、中華民國の国民には、台湾及び澎湖諸島のすべて

の住民及び以前にその住民であつた者並びにそれらの子孫で、台湾及び澎湖諸島において中華民國が現に施行し、又は今後施行する法令によつて中国の国籍を有するものを含むものとみなす。また、中華民國の法人には、台湾及び澎湖諸島において中華民國が現に施行し、又は今後施行する法令に基いて登録されるすべての法人を含むものとみなす。

第十一條
この條約及びこれを補足する文書に別段の定めがある場合を除く外、日本国と中華民國との間に戰爭状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ條約の相当規定に従つて解決するものとする。

第十二條

この條約の解釈又は適用から生ずる紛争は、交渉又は他の平和的手段によつて解決するものとする。

第十三條

この條約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに台北で交換されなければならない。この條約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

第十四條

この條約は、日本語、中国語及び英語によるものとする。解釈の相違がある場合には、英語の本文による。以上の証拠として、それぞれの全權委員は、この條約に署名調印した。

昭和二十七年四月二十八日（中華民國の四十二年四月二十八日及び千九百五十二年四月二十八日に相当する。）に台北で、本書二通を作成した。

日本国のために 河田 烈
中華民國のために 葉 公 超

議定書

本日日本国と中華民國との間の平和條約（以下「この條約」という。）に署名するに當り、下名の全權委員は、この條約の不可分の一部をなす次の條項を協定した。

1 この條約の第十一條の適用は、次の了解に従うものとする。

(a) サン・フランシスコ條約において、期間を定めて、日本国が義務を負い、又は約束をしているときは、いつでも、この期間は、中華民國の領域のいずれの部分に關しても、この條約がこれらの領域の部分に対して適用可能となつた時から直ちに開始する。

(b) 中華民國は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サン・フランシスコ條約第十四條(a)1に基づき日本国が提供すべき役務の利益を自発的に放棄する。

(c) サン・フランシスコ條約第十一條及び第十八條は、この條約の第十一條の実施から除外する。

2 日本国と中華民國との間の通商及び航海は、次の取極によつて規律する。

(a) 各當事国は、相互に他の當事国の国民、產品及び船舶に対して、次の待遇を與える。

(i) 貨物の輸出及び輸入に対する、又はこれに關連する関税、課金、制限その他の規制に關する最惠國待遇

(II) 海運、航海及び輸入貨物に

関する最惠国待遇並びに自然人及び法人並びにその利益に關する最惠国待遇。この待遇には、税金の賦課及び徴收、裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権（無体財産に關するものを含む）、職業權に關するものを除く）、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動（金融（保險を含む）活動及び一方の当事國がその國民にもつぱら留保する活動を除く）の遂行に關するすべての事項を含むものとする。

(b) 前記の(a)(II)に明記する財産權、法人への参加並びに事業活動及び職業活動の遂行に關して、一方の当事國が他方の當事國に対し最惠国待遇を與えることが、實質的に内國民待遇を與えることとなるときは、いつでも、この當事國は、他の當事國が最惠国待遇に基き與える待遇よりも有利な待遇を與える義務を負わぬ。

(c) 政府の商企業の國外における売買は、商業的考慮にのみ基くものとする。

(d) この取極の適用上、次のとおり了解する。

(I) 中華民國の船舶には、台灣及び澎湖諸島において中華民國が現に施行し、又は今後施行する法令に基き登録されたすべての船舶を含むものとみなす。また、中華民國の產品には、台灣及び澎湖諸島を原

產地とするすべての產品を含むものとみなす。

(II) 差別的措置であつて、それを適用する當事國の通商條約に通常規定されている例外に基くもの、その當事國の對外的財政状態若しくは國際收支を保護する必要に基くもの（海運及び航海に關するものを除く）又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相應しており、且つ、ほしいまま又は不合理な方法で適用されない限り、前記の待遇の許與を害するものと認めてはならない。本項に定める取極は、この條約が効力を生ずる日から一年間効力を有する。

昭和二十七年四月二十八日（中華民國の四十二年四月二十八日及び千九百五十二年四月二十八日に相當する）に台北で、本書二通を作成した。

河田 烈
葉 公 超

交換公文
第一号

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された日本國と中華民國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本國政府に代つて、この條約の條項が、中華民國に關しては、中華民國政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨のわれわれの間で達した了解に言及する光榮を有します。

本全權委員は、貴全權委員が前記の了解を確認されれば幸であります。

本全權委員は、本國政府に代つて、ここに回答される貴全權委員の書簡に掲げられた了解を確認する光榮を有します。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

本全權委員は、貴全權委員が前記

の了解を確認されれば幸であります。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

（河田 烈）

中華民國 葉 公 超 殿
全權委員

第一号

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された中華民國と日本國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本日付の貴全權委員の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本日署名された日本國と中華民國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本國政府に代つて、この條約の條項が、中華民國に關しては、中華民國政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨のわれわれの間で達した了解に言及する光榮を有します。

本全權委員は、貴全權委員が前記の了解を確認されれば幸であります。

本全權委員は、本國政府に代つて、ここに回答される貴全權委員の書簡に掲げられた了解を確認する光榮を有します。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

本全權委員は、貴全權委員が前記

（葉 公 超）
日本國全
權委員 河田 烈 殿

第二号

書簡をもつて啓上いたします。本全權委員は、中華民國と日本國との間の平和條約第八條において予見される協定が締結されるまでの間、サン・フランシスコ條約の關係規定が適用されるという本國政府の了解を申し述べる光榮を有します。

本全權委員は、貴全權委員が、前記のことが日本國政府の了解でもあることを確認されることを要請する光榮を有します。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて重ねて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

（葉 公 超）

日本國全
權委員 河田 烈 殿

第二号

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された日本國と中華民國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本日付の貴全權委員の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本全權委員は、日本國と中華民國との間の平和條約第八條において予見される協定が締結されるまでの間、サン・フランシスコ條約の關係規定が適用されるといふ本國政府の了解を申し述べる光榮を有します。

本全權委員は、貴全權委員が、前記のことが日本國政府の了解でもあることを確認されることを要請する光榮を有します。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて重ねて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

（葉 公 超）

日本國全
權委員 河田 烈 殿

前記のことが日本國政府の了解でもあることを確認されることを要請する光榮を有します。

本全權委員は、右のことが日本國政府の了解でもあることを確認する光榮を有します。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

（河田 烈）

中華民國 葉 公 超 殿
全權委員

中華民國 葉 公 超 殿
全權委員

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された日本國と中華民國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本國政府に代つて、千九百四十五年九月二日以後に中華民國の當局が捕し、又は拘留した日本國の漁船に關する日本國の請求權に言及する光榮を有します。これらの請求權は、サン・フランシスコ條約が締結される前に、連合國最高司令官及び日本國政府を一方とし中華民國政府を他方とする交渉の主題となつていました。よつて、この交渉を継続し、且つ、これらの請求權を本日署名された日本國と中華民國との間の平和條約の相當規定に關係なく解決することを提議いたします。

本全權委員は、貴全權委員が、中華民國政府に代つて、前記の提案を受諾することを表示されれば幸であります。

以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

中華民國 葉 公 超 殿
全權委員 (河田 烈)

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された中華民國と日本国との間の平和條約に關して、本全權委員は、本日付の貴全權委員の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本日署名された日本国と中華民國との間の平和條約に關して、本全權委員は、本國政府に代つて、千九百四十五年九月二日以後に中華民國の当局が捕し、又は抑留した日本国の漁船に關する日本国の請求權に言及する光榮を有します。これらの請求權は、サン・フランシスコ條約が締結される前に、連合國最高司令官及び日本國政府を一方とし中華民國政府を他方とする交渉の主題となつていました。よつて、交渉を継続し、且つ、これらの請求權を本日署名された日本国と中華民國との間の平和條約の相當規定に關係なく解決することを提議いたします。

本全權委員は、貴全權委員が、中華民國政府に代つて、前記の提案を受諾することを表示されれば幸であります。本全權委員は、本國政府に代つて、前記の提案を受諾することを表示する光榮を有します。以上を申し進めるのに際しまして、本全權委員は、貴全權委員に向つて重ねて敬意を表します。

千九百五十二年四月二十八日台北において

日本国全 河田 烈 殿
權委員 (葉 公 超)

○岡崎國務大臣 ただいま議題となりました日本国と中華民國との間の平和條約につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

昨年十二月二十四日に吉田總理大臣がアメリカ合衆國のジョン・フォスター・ダレス大使に送つた書簡にも述べられております通り、政府は、究極において日本の隣邦である中國との間に、全面的な政治的平和及び通商關係を樹立することが望ましいと考えて来たのであります。しかしながら他面、中國は、一九四三年十一月二十八日のカイロ宣言及びききにわが國が受諾した一九四五年七月二十六日のポツダム宣言の當事國であるにもかかわらず、種々の事情によりまして、過日効力を生じたサンフランシスコ平和條約の當事國となるに至らなかつたのであります。これがため、たとえば、同條約の規定によつてわが國が權利を放棄した台灣及び澎湖諸島との關係におきましても、これを現に支配する中華民國との間の平和關係が回復されるに至らず、双方の間に種々の不都合を生じておるのであります。

よつて政府は、さきに、法律的に可能となり次第、中國國民政府が希望するならば、これとの間にサンフランシスコ平和條約に示された諸原則に従つて、兩國政府の間に正常な關係を再開する條約を締結する用意があるという意圖を、前述の吉田・ダレス書簡において明らかにし、さらに本年二月十六

日に中華民國政府と戰爭狀態を終了し、正常關係を再開するための條約を締結するため、台北に全權委員を派遣することとしたのであります。この結果、本年四月二十八日、ただいま提案されました日本国と中華民國との間の平和條約が署名される運びとなつたのであります。

この條約の締結は、わが國と中華民國との間の戰爭狀態を終了し、正常關係を再開せしめるものでありまして、その一般的な内容は、現下の國際情勢に照して適切なものであると信じております。

以上が提案理由の説明であります。以上、二これに附加してこの際申し上げておこうと思つております。

主としてこの條約の特徴であります。まず、申すまでもなくこれは第一には吉田・ダレス書簡の線によつて交渉を進めたものであります。第二には、サンフランシスコの平和條約は全文二十七箇條であります。この平和條約というお手本がありましたので、中國側では自然この平和條約に近いものにしてしようという希望があつたのは當然であります。そこでなるべく條文も二十數箇條といふことになつて、大体サンフランシスコ條約を似たようなものにしてしようといふつもりであつたのであります。わが方では兩國の現実の事態に即應する條約にしたい、こういう希望を持つておりましたので、そこに先方の理想とわれわれの方の現実の事態を考えた意見との間に自然相違ができて、この調整にかなり時日を要しました。結局最後には、兩國に直接の關係のあることについては、いろいろこの條約内に個々の規定を設けて協

定したのであります。そのほかにサンフランシスコ條約の精神にのつて解決すべき問題が今後出て来たならば、その平和條約の關係條文によつて解決しようという條文を一つ設けまして、條約の建前は從つて一々はサンフランシスコ條約にのつておりませんけれども、實際の事態で平和條約の條項によつて解決ができるものがあれば、その都度解決しようという條文を入れましたので、建前からいいますと、ややサンフランシスコ條約と同じような結果を生ずることにもなります。

ので、中國側もこれで満足したわけでありまして、なお平和條約と特に異なる点をあげますと、この條約の中では、各條項がいずれも双務的になつておる点であります。それからまた賠償とか戰犯の取扱ひというようなものについては、比較的わが國に有利になつておると言えるかと思ひます。また條約を現実の事態に即應せしめるために、その適用範圍についての了解が成立いたしました。この條約は、中華民國に關しては、中華民國政府の支配下に現にあり、または今後入るべきすべての領域に適用があるといふことになつてしまつて、これで建前の問題と現実の事態というものを適宜調整したいといふことになると思ふのであります。

以上が大體平和條約の説明になるわけでありまして、なるべくすみやかに御審議の上、承認を與えられんことを望む次第であります。

○仲内委員長 本件に關する質疑は次會に譲ることといたします。

○仲内委員長 次に國際情勢等に関する件について質疑を行うことといたします。

ます。質疑の通告がありますので、これを許します。黒田壽男君。

○黒田委員 私は午前中岡崎外務大臣から経過の御報告のありました日韓會談に關する問題で、少しばかり質問申し上げてみたいと思ひます。日韓會談が日本の財産請求權の問題でデッド・ロックにぶつつかつたのだ、こういうお話でございましたが、大韓民國が日本の主張を排斥しますその理由を先ほど一應承りましたけれども、もう少しはつきりと御説明願ひたいと思ひます。韓國の主張は平和條約の第四條の(b)とどういふような關係があるか、ということもあわせて承つてみたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 先ほども申しましたように、少くとも大韓民國側の全權の考え方は、もうすでに日韓併合條約といふものが不法なものである、従つてその後日韓併合條約の力によつて、日本の國民が韓國において取得したものの財産といふものは不当なものである、従つて日本側には一切のクレームがあるべきではないのだ、こういう点が第一点であると思ひます。

それから第二には、アメリカの軍司令官がいわゆるヴェステイニング・オーダーを出しまして、日本の財産を処分してしまつた。そこでその財産はさらにアメリカと韓國との間の協定に基づいて、韓國側の管理に移つておる。そのヴェステイニング・オーダーなるものの解釈の問題はありますが、少くとも韓國側では、日本の財産を取上げて、つまり財産権といふものが、所有權といふものであつて、これを韓國側に移譲したのであるから、日本側は何らその

あります。但し日本側としては、この
第四條の(b)項にありますように、ヴェ

ステイニング・オーダー等による処理の効力は認めておるのであります。従つて財産が売られてしまつたというものもありましようし、またある土地が初めの目的と違つたものに使用されているということもありましようが、そういう処理の効力は認めておる。ただ原所有者の所有権はあるのだという主張なのです。これはヘーグの法規によりまして、占領軍等が私有財産を没収することはできないということとは当然でありますから、いくらヴェステイニング・オーダーがあつても、私有財産を取上げるということはできない。それを処理することはできる。従つてその処理の結果、いろ／＼価値もかわつておりましようし、またその間に故意でなくして破壊されたものもありましようし、また善良な管理者としてやつても、戦乱等でこわされたものもありましようし、いろ／＼あるのを、それを最初の財産権を主張するというのでなくして、これは第四條にもありますように、双方の特別とりきめの主題となつて、双方の特別とりきめの事実上、また関係者の意見にもよりまして、お互いに話し合つて解決するものもありましようし、いろ／＼ありましようけれども、とにかくわれ／＼の方では調査もして、こういうものもあると、いま、元のまま返せということをおつておるのでは決してない、そこにはリーズナブルないろ／＼な制限があると思ひます。ただヴェステイニング・オーダーでは、ヘーグの国際戦時法規等を改廃する力はないのだから、私有財産は没収されていないのだ、こういう立場から特別とりきめの主題にし

す。
よう、こう言つておるわけでありま
す。
○黒田委員 私も外務大臣の言われる
ところに同感の点が非常に多いのであ
ります。ただ私が先ほど疑問を提出し
ましたのは、原則としては特別とりき
めで行くとしても、特に(b)項を大韓民
国の要求によつて入れたところに、何
か意味があるのではなからうか、韓国
が意味をつけているのではなからうか
ということをお御質問申し上げたので
あります。それでヘーグの法規の問題を
外務大臣が御引用になりましたが、そ
の法規との関連において、はたして(b)
項が大韓民国の主張し得るようなもの
であるかどうかということにつきまし
ては、私も疑問を持っております。た
だ特別にこういう條項を入れたという
のは、韓国としては何らかの意味を持
たせようとしているのではないかと思
つて、御質問申し上げたのでありま
す。
そこで、次の個人の財産につきまし
ても、政府としてはできるだけやつて
いるという御説明なので、それ以上私
は質問いたしません。それからどのく
らいの額になるか、向うではおそらく
所有権を沒收したというふうに考へて
おりましよう。日本では財産権の形態
がかわつただけで、物で持つておつた
ものが金銭上の請求権にかわるといふ
だけのことで、依然として権利は残つ
ていると主張する、こういう差はある
と思いますが、日本で主張するように
なるとしまして、はたしてどのくらい
の額に上る請求権があるかということ
も私は問題だと思ひますけれども、き
よりはこれは質問しないことにいたし
ます。ただ一つだけこの問題に關連し

まして、最後に御質問申し上げてみたいと思いますのは、朝鮮事変が起りましたから日本人が残しておりました不動産などで破壊せられたものがあるに違いないと思います。そういうときに一体だれが責任を負うのであるか、日本人としては、日本の請求権が原則として貰われる限りは、朝鮮事変によつて財産が破壊されたという場合に、日本として韓国に対し請求権を持つて、日というようにに解すべきであるか、それとも破壊によつて請求権が消滅するということに解釈すべきであるか、これも相当議論の存するところと思いますが、きょうは簡単にこの点について政府の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣　これは問題は、朝鮮事変のためのみならず、終戦当時のいろいろの混乱もあつたと思ひます。ですから財産はいろ／＼の時期に、いろいろの段階に、いろ／＼の種類の原因で損傷せられたものもあると思うのであります。そこでこれは、われ／＼の方でも、まだ実情がはつきりしないのでありますので、いづれ先方で原則的に日本側の意見をいれますれば特別とりきめをしようという際に、こういうものを調査し、また朝鮮事変の解決がどういうふうになるか、これにもよるものであります。われ／＼の方としては、建前は建前であるけれども、そうむちやを言うてもいないのであります。また積極的に、できれば韓国の経済も援助したいぐらゐに考えているのでもありますから、建前をちゃんとして、あとは現実在即するような考えでおおるのであります。

○黒田委員 この問題につきましても、きようはこれ以上質問いたしません。

最後に一つだけ御質問申し上げたいと思いますことは、国籍問題でありまして、大体私の聞き誤りでなければ、午前中外務大臣の日韓会談に対する経過の御報告によりますと、漁業権の問題とか国籍の問題というようなものにつきましては、大体話合いができておつた、請求権の問題にぶつかつて、そこでデッド・ロックに乗り上げてしまつたのだというふうには承つたのであらうと思いますが、私が承りまして承り方がはばたして正確であつたかどうか私も自信を持ちません。かりにそうであつたとしてもすれば、国籍問題について、もう少し詳しく報告できまんでしようか。午前中の他の委員との質疑によりまして、平和條約発効後ただちに、在留朝鮮人が全部大韓民国の国籍をとるものというふうなことになるのではないことが明らかにいたしました、またちやうど台湾政府の場合におきましように、事実上大韓民国の支配する地域が限定せられておるといふような点、これは政府もお認めになつておるようであればありますが、こういう点からもまた何か便法を講ずる必要があるといふようなお話でありました。それから栗山委員の適切な質問に對しまして、ある程度外務大臣がお答えになつておりましたけれども、非常に部分的でありました。相当に話が進んでおるといたしますならば、もう少し詳しくお聞きできませんでしようか。まだできないといふ程度なら、これはやむを得ません。もう少し詳しくお伺いできるならば伺いたい。これで私の質問は終ります。

○岡崎國務大臣　これは建前としましては、韓国におきましては、大韓民国政府が本来なら韓国全部の政府であるべきものであります。ただ實際上選挙等が北の方では行われなかつた、そこで議席等まで明けて待つてゐるという形であります。そこで日本としては、大韓民国政府を相手として交渉をいたしたおる、そこで大韓民国政府には国籍法もありますし戸籍法もある、そこで当然それを尊重するわけであります。そこまでは建前として間違ひはないわけでありますから、大韓民国政府としては、韓国の内部におきましても三十八度線のことちだけが、大韓民国の国籍法が適用されるのだという建前はとつていないのであります。韓国全部に対してこの国籍法が適用されるのだという建前をとつておるわけであります。ただ實際上その国籍法が適用されない地域があることは、これは事実認めざるを得ないわけであります。そういう事態がこちらにも来ますから、建前としては、在留の韓国人は全部大韓民国政府の国籍をとるべきものであるという建前ではあります、その間に韓国自体においても、現実の問題は、建前とは多少違つておるわけでありますから、こちらでもそれに即応して便法を一時は謙せざるを得ない、こう考へておるわけであります。

○黒田委員　外務大臣のおつしやいますその建前は、大韓民国の立場からきまるといたしまして、その建前のとれないところがあるということも、これまた両国においては認めておるところだと考えますが、そのとれないところをどうするかということについて、何

か具体的な話合いがありませんでした
でしょうか、それを実はお聞きしたか
つたのです。

○岡崎国務大臣 これは日韓両国間の
話合いに基くものでなくして、その現
実の事態に即応するような措置をどう
いうふうな便法を講ずるかというの
は、日本政府が国内において行なう措
置でありまして、話合いの方は建前で
つておるわけでありまして、ですから
これらは国内の問題として取扱つて
いい問題だと考えております。

○黒田委員 その日本政府の御方針を
多少詳しく承ることはできませんでし
ようか。

○岡崎国務大臣 これは登録法その他
の法案のときに、この委員会でもい
ろいろ詳しく御説明したと思ひますが、
あの趣旨であります。

○黒田委員 あのとときに承りました以
上には——私も実はもつとあのと
し今日もあのとときに御説明になりま
した程度以上には言うことはないう
お話のようでありますから、きようは
この程度で私の質問を終わります。

○戸内委員長 戸内里子君
○戸内委員 私は一般問題について
一、二点岡崎外務大臣に伺いたいと思
ひます。

きのうの夕刊に、十五日に吉田総理
が予算委員会でお話になる
というふうなことが出ておりました
が、講和後の独立日本の外交方針につ
きましては、当然総理と岡崎外務大臣
との間にはお話がついていられるもの
と思ひます。そういう意味から、外
交の基本方針というものはすでに決定

してあると思ひますので、どうい
うものであるかをこの際発表していただ
きたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 予算委員会の話は、
どういふことか私は詳しく承知して
おられます。何か総理大臣に対して出席
を要求しているのだという話は聞いて
おります。外交方針につきましてもこ
れはいろいろありますので、ここで一
口になか／＼申し上げられないのであ
りますが、原則的に申し上げますれば、大
きな方針というものは三つにわけられ
ておると思ひます。一つはわがわが
の国連憲章に忠実に協力するという建前
であります。第二はサンフランシスコ
の平和条約の精神なり、あるいはその
條文なり、これを忠実に実行して行く
というところであります。第三には、言
葉があまり簡単で意を盡さないかもしれ
ませんが、いわゆる善隣友好の關係
をできるだけよく推し進めて行く、こ
ういう三つの方針で来ておりますが、
今後ともそれで進むつもりでござい
ます。

○戸内委員 この個々の外交方針につ
いては、いろいろ詳しいことはまたの
機会にお伺いしたいと思ひますが、今
の御答弁では、吉田首相がどういふこ
とで予算委員会に呼ばれているかわか
らないとおつしやいました。新聞で
は外交問題を聞くというふうな書いて
あつたと思ひます。承知してあります。そ
うすると結局この吉田さんの持たれて
いる外交方針というものは、きよう外
務大臣のお話になつたかという外交方
針と、当然一致するものと思ひます
が、そう承知していいわけではござい
ますか。

○岡崎国務大臣 これは別に私の新機
軸でありませんので、過去五年有半吉
田総理が外務大臣としてとつて来られ
た方針も、初めのうちは平和条約等が
できておりませんから入りませんけれ
ども、しかし大体の方針はその通りで
あります。私は吉田総理の歩まれた大
きな道をこれからやはり同じように進
んで行こう、こう考えておるのであり
ます。

○戸内委員 今の問題は、それでは岡
崎外務大臣の御答弁を文字通り私は一
応了承したことにいたします。

もう一点伺いたいことは、けさ新聞
で、国連軍との問題が出ておりました
が、国連軍との正式協定を結ぶ前に、
一応仮協定を結ぶというふうなことが
書いてありまして、その中で英国、
オーストラリア、米、国、そういうよう
な国連軍に対する費用の負担のことが
書いてございまして、費用は日本の
国の予算のどこから出すものである
か、また大体どの程度負担をするもの
であるかを承りたい。

○岡崎国務大臣 これは私も新聞を見
ましたが、新聞によつていろいろ報道
が違つておるようであります。従つて
それが正確な報道かということは、ち
よつと言えないかもしれませんが、要
するに事態はこういうことになりま
す。九十日の間は、この平和条約がで
きまして、占領軍という看板はおりま
すけれども、残務整理といひます
か、船待ちといひますか、とにかく九十
日の間は占領軍の看板はおりても、実
質的に軍隊は日本におられるわけであ
ります。おりますと、その間は、実質
的には占領軍の残りがおられるわけであ
りますから、今までの占領軍としての特権
は、そのまま残るわけでありまして、そ

こで国連軍として新たに日本に駐留し
たり、あるいは国連軍の将士が日本
に、軍隊としてではなくして、休暇
をとつたり何かしてやつて来る場合が
あります。そこでわれ／＼としてはず
みやかに何らかの協定を結んで、この
關係を明確にする必要がある、これは
先方もそう考えておるわけでありま
す。しかしこの協定を結ぶにあたりま
しては、いろいろ話合いもしなければ
なりませんから、時間がかかる。時間
がかかるといふから、その前にでき得る
ならば占領軍としての実質的な特権を
持つておるのは、建前からいへば、こ
れは日本として別に争うことではあり
ませんけれども、しかし事實は、アメ
リカの駐屯軍以外は、国連軍というこ
とになるべきものでありますから、今
までの占領軍としての特権よりはもう
少し縮まつて——協定ができたときは
そうでありまして、その前でも縮
まつてもしかるべきものだ、こう考え
ております。ほつておけば占領軍とし
ての特権があるものであるから、それを
暫定的にも少し縮めたものにしておい
て、それからいよいよ協定ができた
つぎにする、こういうことになつた方が
よろしかろうと思つておるわけであ
ります。その話も今やつております。し
かし新聞に報道されておるのはあまり
正確でないと思ひます。承知してあり
ます。それから費用の点であります。こ
れは実質的には占領軍として残つてお
るという建前もありまして、終戦処理費
等は四月二十八日の午後十時半を限度
としてもう支出を打ち切つておるので
あります。それ以後は実質上国連軍とし
ておるのでありますから、費用は国連

軍の負担であるという建前が当然だと
考えております。従つて予算等にその
国連軍の経費を計上する必要はないの
であらうと考えておりますが、これは
吉田・アチソン交換公文によりまして
も、特別の合意があれば別であるとい
うことになつております。今後協定に
基いて先方の気持もよく聞いてみて、
国連協力の建前から多少でも日本側で
何らかの、たとえば施設であるとかそ
の他の部分で負担すべきものがあれば
負担してもいいかと思ひますけれど
も、原則としては国連軍であるから、
国連軍が今まで通り米ドルで支払うべ
きものであると承知しておるわけであ
ります。従つて予算には全然計上して
おりません。もしかりに何らかの必要
があつて協定までの間一時融通をする
必要がありといたしまして、それは
あとから返つて来る金でありますか
ら、その融通はどういう方法にしま
すか、政府の予算がなければ民間の方
から借りるという方法もありましょ
うし、いろいろの方法があると思ひま
す。要するに建前は四月二十八日午後
十時半以後は、国連軍の費用は国連軍
で負担すべきものである、こう考え
ております。

○戸内委員 それでは今後実際の協定
が結ばれる場合には、日本側は負担し
ないでもいいではないかという態度で
臨まれるわけではございませうか。

○岡崎国務大臣 原則としてはその通
りであります。ただ個々の場合の、た
とえば政府の所有している土地がある
わけでありまして、これを施設として先
方に貸し與える場合に、その地代を
とるか、ガスを使うとか、あるいは汽

車へ乗るとか、こういうものは当然支払うものではあります、国有の財産等についてこれが大なるものであるから別であります、ほんの小さなところまで一々借料までとつてやるかどうか、そういうことはよく向うと話し合ひをしきめしますが、要するに国連協力という建前からいつて、ある種の援助をすべきものと思つております。原則的にいへばこれはみな国連軍が払う、こういうことになります。

○戸叶委員 もう一点伺いたいのです、それでは裁判管轄権の問題はどういう基本的態度でお臨みにならうとしているのですか。

○岡崎国務大臣 これもまだ今後交渉する問題の重要な一つでありますから、ここでわれ／＼の方で話し合ひの前に、こういうような態度で臨むのだということをはつきり申し上げることは、先方にもいろいろ誤解を招く種にもなりましようから、この御答弁を差控えたいと思ひますが、ただ原則的にいいますと、なるほど朝鮮についての国連の努力というものは、朝鮮の平和維持ではありますけれども、同時にこれは日本の平和維持にも非常に関係して来ると思ふのであります。現に一時朝鮮事変の初めに国連軍の旗色がおもしろくなつて、ずつと釜山方面まで北鮮軍が入つて来たときは、山口県方面の人心の動搖は非常にげしむものがある。従つて国連軍が今大いに努力して犠牲を払つておりますことは、日本の平和維持に非常に関係がある。これは当然認むべきことだと思ひます。思ひますが、アメリカの駐屯軍は日本の安全保障のために来ているものである。国連軍はなるほど日本の安全保障

にも大きな関係はありますけれども、直接の目的は朝鮮の平和維持に來てゐる。そこで多少そこに建前が違つて来ると思ひます。また軍として日本にいらるものと、それから軍隊は日本におらななければ、朝鮮で今努力している国連軍の一部であつて、それが休暇をとつたり病気で療養したりするため、兵隊が個々に日本に來る場合があらあります。これは軍の所屬員ではあるが軍隊として來るのではない。従つてアメリカの駐屯軍という建前で來てゐる軍隊と、国連軍として日本に駐在を認められてゐる軍隊、それから軍隊の所屬員であつて日本に休暇等で來る人、これはおのづから輕重の段階があつてしるべきことと思つてゐる。従つて裁判管轄権につきましても、あるいは税の問題につきましても、その他の問題一般に多少ずつ段階がつくのが當然であらうと考へておるのであります。で、そういう趣旨でわれ／＼は話し合ひもいたそうかと思つております。

○戸叶委員 それでは日米安全保障條約でいふゆる裁判権の問題が大分問題になりまして、属人主義、属地主義と云つておりました、今度はいふふうな形をとらないで、むしろ属地主義的なものを望んで、そういう希望を持たれて協定に臨まれると了承してもさしつかえないわけですか。

○岡崎国務大臣 属人主義とか属地主義とかいふと非常に誤解を起します。現にわれ／＼はいふゆる属地主義といふのは、治外法権的色彩が属人主義と稱せられるものより多いといふので、属地主義といふ方針はとらなかつたわけでありまして、しかしその属地主義、属人主義といふと非常に簡単に誤解を

招きますが、そういう方針のほかに、いふゆるNATOの方式と申します、北大西洋同盟條約に基く軍隊の地位に関する協定、これはまだ成立しておりませんが、そういう方式もあるわけでありまして、これは交渉して先方の意見も聞き、われ／＼としても国連協力という建前はあるのでありますから、できるだけその意に沿うようにはいたしますけれども、多少その間に今の行政協定とは違つたような協定になるのが適當ではないかと考へております。具体的内容については、今後話し合ひをしてみないとわからないということになります。

○仲内委員長 小川原政信君。

○小川原委員 この際ごく簡明に四、五お尋ねしたいと思つてあります。

問題は千島、樺太、齒舞に関する問題であります。今回の講和條約は信賴と和解、その上に領土不占有という主義のもとに講和が成り立つたのであります。まして、吉田首相はサンフランシスコにおいて、このやうな穏やかな主義のもとに講和を進めて行く上においてもまことに遺憾であるという、遺憾の意を表して、この千島、南樺太といふものを放棄いたしました。われ／＼國民といたしましては、何のためにこういうりつぱな標榜のもとに世界の平和を維持しようといふのに、どうして無理やりに放棄せねばならないという理由が起つたのであります。八千万國民はこの点を非常に不可解に思つてゐる。この点あまり長い時間にもかゝるまいが、概要でよろしうございませうから、事情があるならば御説明を願ひたいと思ふ。もしおさしつかえの点があるならばいしては申しません。

○岡崎国務大臣 これは日本としてはポツダム宣言を受諾いたしました、あのポツダム宣言の中に、日本は本州、四国、九州、北海道の四大島とその他連合国の定める諸小島が日本の領域になる、こういうふうに言つておりまして、これを無條件で受諾したわけでありまして、これを受諾するといふ約束でありますから、約束は約束でその通り受諾いたしましたけれども、日本の希望として日本の実情、また領土の狹隘なことやら、過去の歴史的な深いつながりがある等のことから考へまして、千島、樺太等は少くともその一部でも日本の領域にされるべきことを政府も期待し、國民も期待しておつたと思つてあります。しかしながら連合国としてはいろいろな事情がありまして、こういうやうな平和條約の決定になつた。そこで決定された以上は、ポツダム宣言を受諾した日本としては、いさぎよくこれを受諾するといふのが、これはつまり終戦當時にポツダム宣言をあのまま受諾しなければ、さうに非常な災禍が起つたであらうもの、を受諾したために終戦になつて今日に至つたのであります。そこでその當時勇ましく約束したことであるから、不満ではあるけれども、これはあつさりむ以外に方法がない、こういう意味で總理も不満の意は表しなから、この平和條約は連合国の決定したものであるから受諾する、こういうことになつてゐるのであります。

○小川原委員 ただいまの御説明によつて、私もさうであると思ふ承はいたしておるのであります。世界全体からながめまして、日本の領域が狭いの

に、人口八千万人を有して、またその人口の増殖率といふものは世界に比を見ないところの増殖率を持つてゐるのに、三千万里もあるこの領域を無理に投じた。平和を求めるといふ上において、やむを得なかつたのでありまして、うが、やむを得ない措置は、われ／＼はなはだ不可解にたえない。この不可解なことを是正しなければ、あるいは將來において第三次戦争が起るか、第四次戦争が起るかそれはわからぬと思ふ。こういうむちやなことはないと、私どもは理論的に考へると考へられる。しかし今の通りだ。しかしわれわれはまつたく平和を愛好したために、しかたがありませんから、涙をのんでこれを放棄いたしました。そして平和を持続して行く、そこで問題の起ることは、われ／＼はさうに考へて、まことに純真な、よい國民であるが、放棄したところの領土は、これはどこかの領土になつておるのでございませうか。私の考へるところによれば、ソ連の領有ではないと信ずるのであります、それは間違つておりますか、どうでありますか。

○岡崎国務大臣 この平和條約によりますと、平和條約に参加した国がこの平和條約の利益を得るのであります。ソ連はまだこの平和條約に参加しておりません。従ひまして平和條約によつて日本はこの領土を放棄したのは今おつしやつた通りであります、これがどこの領域になるかといふことは、まだ決定しておらないのであります。

〔「ヤルタ協定があつて決定しているじやないか」と呼び、その他発言する者あり〕

○仲内委員長 御静聴に願います。

○小川原委員 ちよつと静かにしてくだされ。そういうことでありまして、ソ連のものでもありませんが、そのものを何ゆえに人類のつばな——私はあまり共産党のことを深く知りませんが、共産党を非難はいたしません。共産党という党派は実につばなでありまして、ことに林君などは信頼されているからつばなであるという方が、この平和の上において、どこまでも世界平和を持続するというのであれば、何がために八千万国民が生きて行かなければならないところの土地を領有しておるかということが、私には不愉快であつて、そしてまだ帰属もわからぬのに、自分の国の土地として地図にこれを刷り込んでしまつて、自分のものであるということは、これはわれ／＼から強奪したと私は考えますが、どういふものでしょうか。ソ連はそういうふうにして強奪したのだ、こういうふうには私は考えないのでありますが、これは私の考えでありますから、あなたから御説明を得ることはできません。そこでそういうことになつておるといふと、その土地の帰属のわからないところに出漁して行つて、何のためにそれを押えるかということですか。われ／＼は当然出漁する権利を持つておる。それに入つたものをつかまえてお前何だ、こう言つて——国籍を持つておらない者ならいざ知らず、日本は戦争に敗れたけれども、私自身は今もつて一等国民だと思つております。道徳を守る上においても、すべての点において、人類として別によその国に私は恥じておらない。われ／＼はそういう恥

じたことをしておりません。その一等国民に対して帰属でもないのに、それを調べるという権利は、一体国際公法のどこから来てそれをやつてゐるのであるまい。もしそれをやるとするならば、国際連合はこの国に対していかなる処置をとるのであるまい。か、この点がおわかりでありましたらお聞きしたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 私もその点は不可解に思つておるのであります。(沖繩はどうしたと呼ぶ者あり)従ひまして、こういう点もありますので、かりにモスクワ経済会議等に招請された人がありまして、われ／＼はこういう点についても無言の抗議をするつもりでありますので、旅券を発していいない。しかしながら実力のある国につきましては、一時は不合理であつても矯正のしようもないような実情でありまして、はなはだ遺憾であります。これも国際連合等が強力になりまして、こういう点を是正してもらうことを希望にたえない次第であります。

○小川原委員 私の今お尋ねいたしましたことは、ごく簡潔に申し上げましたが、最後の結論におきましては私はいかに考へておるのであります。千島列島あるいは南樺太というような放棄したところのものの帰属がいまだ決定しておらない。やがてこれはだんだんと文化が進み、あるいは外交が進められて行くという上におきましては、この帰属の問題が起ります。けれども、われ／＼日本人といひましたし、は、三千万里というやうな大きな土地を空にしておくことはできぬし、無法な占領は、もう今日世界の平和国家からながめて、断然許すことはできな

い、神が許さない、人類また許さないということになると、この許すことのできないという問題が帰着して、国際裁判も何の必要がないというまでになつておるものを、いつまでも放つておくわけに行きませんから、政府はどういう手で一刻も早くこれを元の通りに返還するやうな方法をおとりになりましょうか、もし何かありましたらならばお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 これは先ほど申しましたように、われ／＼もむろん満足はしておりませんが、ボツダム宣言を受諾する約束をいたしまして、そのボツダム宣言の條項に従つて連合国がきめましたものを不満であつても、いまさら先の約束を翻して、これは困ると言ひます。平和條約によりましておられますから、平和條約によりまして千島、樺太の放棄をいたしましたのであります。従つて放棄をいたしましたのでありますから、これを回復しようという考へは持つておらないのであります。ただ連合国がまた考へを考へてこの條項を直してくれば、これに越したことはない。また千島列島の南にありま

い、ゆる歯舞、色丹というやうな島々は千島に入らないことはあたりまえな話でありますから、これについては、権利の放棄は第二條にありまして、当然日本の領域であるという主張は最後まで持続するつもりであります。また千島列島と申しますものも何をもちて千島列島とするか、その定義はいろいろあるやうであります。たとえば明治の初めの千島樺太交換條約というのを見ますと、千島列島——クリルズと書いてありますが、實際の対象は北千

島に限られておつたやうであります。千島の定義もい／＼人によつて意見が違ふと思う。これらの点も将来できるだけ早くはつきりした解決をいたしたい、こうわれ／＼考へておるのであります。

○小川原委員 ただいまお話がありました通り、国後島、択捉島等千島列島の中の——放棄はいたしたが、これは私は誤つた放棄の仕方だと思ひますので、これは定義がきまつておらないから、外交上そういうことにいたして平和を求めたのだということならばその通りでありますけれども、これはまたたく歴史の上からながめて千島列島の中に入らないのであります。これはわれ／＼から見ますと、どうしても日本の領有であります。それからもう一つは、今千島列島の放棄のことと、それから南樺太のことを申し上げたのであります。ただいま御説明のありました中に、色丹と歯舞、これは日本の領有であります。日本の領有であるのに、なぜソ連だけが兵隊を駐屯しておるのであるか、何も今ソ連のごやつかいにならないでも日本国民はさしつかえないのであります。何のために不法にも人の領域へ進駐しておるか。私どもはソ連に対してひとつ講和を取持つてくれないかといつて頼んだのであつて、一発の鉄砲を撃つたのでもない。日本人はそんなむちやな国民ではないのです。それをどん／＼入り込んで来て、われ／＼が生業を営むところを五箇年、七箇年になる間無断で占領しておつて、われ／＼の同胞が苦しめられておる、こういう不法なことを一体国際公法というもので許すのかどうか。これは共産党にだけ許しているのかど

うか、私はそういう疑いを持つのです。こういうところは一刻も早く取返さなければならぬし、ソ連兵に帰つてもらわなければならぬわけでありま

す。(林(百)委員「沖繩のことを言ひなさい」と呼ぶ)あとから話すから黙つていなさい。自分の痛のことばかり言われるから……。そういうわけでありまして、ここからソ連の兵隊にさつそく帰つていただかないと困るのであります。政府としてはどういふ手を打つて帰つてもらうようにされるのであります。か、お話を聞きたい。

○岡崎国務大臣 連合国側でも歯舞、色丹等は日本の領土であつて、放棄すべき千島の中に入つておらないといふことは認めておりました。従つて平和條約ができました今日としては、少くともこの歯舞、色丹等からはソ連が引くべきものであるといふことはみな一様に考へておるやうであります。しかしながら力をもちつて占拠しておる場合にこれを追い立てるということになりま

で、もう話合いがついたのです。何もこれは争いがない。ところが蘭舞と色丹の問題につきましては、行政協定をやつたのでもなければ、林君と話したのでもない。だと話したのでもありません。共産党の親玉をやつてゐる林君と私も話したのでもない。無法に人の土地に入つて来ておる。じやうだんじやない。北海道は今あそこに行つてかきとらなければ食われません。この間大地震があつて、えらい御迷惑をかけて、何十億という金を出してもらつたのです。林君などが言うところの膏血をしぼつた金をもらつてそうして行くのです。ところが蘭舞へ行くとなげられぬ。それから今こんぶをとらなければ貿易したいといつてもできないのです。御承知の通り、北海道のこんぶがどれだけ支那へ行つてゐるか。そういうことでわれ／＼が人類のために貢献しようとしてゐるのです。何もここからかきとらつたからといつて共産党を脅かすのでもない。こんぶをとつたからといつて共産党を脅かすのでもない。われ／＼の土地にあるものをわれ／＼がとつて、われ／＼が食つて、そうしてまた世界の人類に食糧を與えて貢献しようといふことができないのです。こういう不合理、われわれは鉄砲一つ持つておらない、何もなし、何もなしの不法監禁するとか不法なやり方をするといふことになれば、何ぼわれ／＼が平和を要求したつてできない。ことに日本の国にこういう主義者がおるといふことのみでも、われ／＼は安らかに寝ることができぬ。こういう上からいたしまし

「林(百)委員」 こういう主義者とは何だ、あそこはパールハーバーの基地だ」と呼ぶ。
○仲内委員長 静粛に願います。
○小川原委員 そういふわけでありまして、これは一刻も早く日本に返るよう御努力を願わなければならぬと思つておる。そういふ点において何かお話があれば聞かしていただきたいと思つておる。
「あまりかつてなことを言うな」「うるさい」「そういう主義者とは何だ」と呼びその他発言する者多く、離席する者あり。
○仲内委員長 静粛に願います。
○岡崎国務大臣 ただいまのお話はまことにごもつともであります。われわれもできるだけ今の御趣旨に沿いたいと思つて今後努力いたしますが、外務委員会等の委員もできるだけその趣旨で御協力を願いたいと思つておる。これは政府だけではない、国民一般の気が反映したときに、だん／＼世界の輿論も動いて来ると思つておる。このういふ点は政府と国民と一致して、解決にできるだけ努力する、こういうことにいたしたいと思つておる。
○仲内委員長 林百郎君。
○林(百)委員 蘭舞、色丹の問題がさつきから出ておりますが、これはヤルタ協定の後アメリカとソ連との了解では、あれが真珠湾攻撃の重大な基地にも用いられた、従つて将来日本軍国主義が復活する場合に備えて、あそこをソ連が領有するといふことについてはバーンズもあらかじめ了解して

いる。そしてソ連の領土とすることにアメリカは何ら異議を言わなかつたのであります。それを今になつて蘭舞、色丹の問題を反ソ反共の材料にして連合国で決定する問題をここで日本が反ソ反共の材料として持ち出して、しかも不法に占有してゐるとか、力をもつて不法に占有してゐるとか、それに対抗するにはあたかも力をもつてしなければならぬやうな質問も許され、またそれを是認するやうな政府の答弁は私は納得できないのであります。あそこがつかつて真珠湾攻撃の重大な軍事基地として用いられたことをあなたは認められますか。そういう経過があつたために、将来日本の軍国主義の復活を阻止するためにあそこをソ連の領有にするという了解が、ルーズヴェルトとスターリンの間にヤルタ協定で行われて、その後ソ連の憲法を改正して領土とすることに對して、その当時アメリカ側は何ら異議を言わなかつた。その後朝鮮事変その他の国際情勢の変化から、急にそういう問題が持ち上つて来ている、こういう経過をあなたは認められますかどうですか。あの問題は明らかに国連側あるいは連合国側が決定すべき問題であつて、ヤルタの了解事項その他の了解事項を無視して、日本の立場だけを主張するわけに行かないと思つておる、その点はどうですか。
○岡崎国務大臣 ヤルタ協定等は秘密協定でありまして、協定自体はあつかう発表されましたが、その発表されたものには蘭舞、色丹などという文句は一つもないと思つております。またそんな、蘭舞、色丹のような小さな問題がヤルタで話されたとは私は全然考へ

ておりませんし、バーンズの記録と言われますが、そういうものにも私の見た限りでは、林君の言われるやうなことは書いてあるとは思つておりません。全然ないと思つておる。事実、千島も蘭舞、色丹も島でありまして、あの辺の島を一つ司令官が守つておつた。その司令官が連合国の指示によつてソ連軍に降伏した。そこでソ連軍がその司令官の管轄しておつた地域へ入つて来た、そこで蘭舞、色丹にも入つて来た、こういうだけの事実と私は了解しております。そしてまたわれわれの方からいへば、ヤルタ協定等は日本には全然関係のないことであるから、別にこれをどういふこととはありませぬけれども、かりに關係がありとしましても、林君の言うやうな事実はないと信じております。
○林(百)委員 バーンズの「想い出」について、あなたが読んだ部分にはそういう、パールハーバーの基地となつた蘭舞、色丹をソ連側が領有することについては了承があつたといふことについて、あなたは知らないと言つて、私はつきりと記憶しておりますが、私は次会に私の資料を提供いたします。そういうことが一つと、もう一つはヤルタ協定は明らかに、日本と戦争しておる際に連合国の間でとりきめたのでありますから、もちろん交戦国の相手方に、将来お前の方が負けた場合は、この領土はおれの方がもたらうといふやうなことは、常識にいつてあり得るはずがない。あれは秘密とりきめだから守らないといふことは、ボツダム宣言あるいは降伏條項に反するのじやないか、今になつてヤルタ協定は秘密協定であるから關係しないといふことは、

暴論だと思つておる。かりに百歩譲つて蘭舞、色丹の問題について一國際的に正しい立場から私は言つてゐる。そんな乱暴なことを言えるはずはないです。一応私たちはそれを認めなければならぬ。かりに小川原委員の言うやうに蘭舞、色丹が日本にとつて重要なことならば、将来ソ連との間に外交關係を開き、親善關係を結んで、外交交渉にまかせるべきだ。ところがあなたはその向うの呼びかけに対して、旅券も出さない、向うの呼びかけは一切はねのけて、犬の遠吠えみたいなことを言つておつたのでは、いつまでたつても解決しない。こゝですみやかに外交關係の糸口を開くことに努力すべきである。その点についてはどうですか。ただ不当だ／＼と犬の遠吠えのやうなことを言つたつて、問題はちつとも解決しないじやないか。そうしてただ反ソ反共の材料をつくつて、日本をますます孤立化の方向へ持つて行く。あなたはシーボルドのお氣に入るかもしれませんが、しかし日本の國際的な寄與にはならない。外務大臣としてどう思つておる。
○岡崎国務大臣 先ほど林君は、カイロ宣言その他の條項と言われまして、ボツダム宣言には「カイロ宣言の條項は、履行せらるべく」とあつて、その他の問題は一つも入つておりません。そうして私もはかりにヤルタ協定がそのときにあつても、秘密協定であつて、ボツダム宣言にかりにその他の條項といふことがあつたとしても、知らないものを守るわけには行かない。ヤルタ協定は隠されておるから知らなかつた。そのボツダム宣言受諾の當時には、わかつておればともかく、

わからないものをあとから守れと言つたつて、そんなことはできないのがある。またそれは全然領土の帰属の問題であつて、われわれの方は領土の主権を放棄するの、ないかという問題でありますから、ヤルタ協定とは何ら関係がないといふことになることは当然であります。またソ連との間に解決のために国交をどうとかいふお話がござりますが、われわれの方では正しいことをいたしておるのであつて、これに対して何も頭をたれ、尾を振つて、ソ連のきげんを取結ばなければならぬとは考へておりません。むしろ反省すべきはソ連であらうと思つております。

○仲内委員長 林君に申し上げますが、あなたの時間は五分しかありませんから、簡潔に。

○林(百)委員 「カイロ宣言の條項は、履行せらるべく、又日本國の主権は、本州、北海道、九州及四國並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」要するに、「吾等の決定する諸小島」というのだから、日本の主権の範圍は、連合國の決定が含まれておるといふことなんです。だからヤルタ協定その他によつて決定されたものは、当然であつて、その他日本の主権をどこまで及ぼすかといふことは、連合國の決定によるということなんです。当然ヤルタ協定が守らるべきだといふことは、ポツダム宣言あるいは降伏文書によつて明白だと思ふ。あなたの言うことはごまかしだ。ヤルタ協定は守らぬでもよいといふことは、ポツダム宣言の精神に違反しておると思ふ。樺太、千島には当然日本の主権は及ばない。だから日本は講和條約で放棄したでし

よう。そんなことはいまさら私が言うまでもない。それなら、なぜ講和條約で樺太、千島を放棄したのですか。明らかにヤルタ協定に基いてゐるのでしよう。

もう一つの問題は、齒舞、色丹といふ／＼言いますが、一体日本の国内の土地が盛んに行政協定によつて取上げられておる。あなたの選挙区であり、かつてあなたが善処すると言つた相模原の問題がまだ解決しておらない。ところが、ないという立札が現にまだ十五、六本立つておる。相模原町の小山台のB地区の九十町歩では、百姓が種をまいていいかどうかからぬので困つておる。齒舞、色丹どころではない。あなたの選挙区にこういう問題がある。この相模原の小山台のYEDのB地区は、一体百姓は耕作していいのかどうか。

○岡崎國務大臣 ヤルタ協定の話は、長くなりましてからいたしません。私の考へは、今申しした通りであります。それから、私ここで選挙運動をするつもりはないので、自分の選挙区のことを、かれこれ言いたくありません。が、今行政協定によつて新たに接收される所は全然ありません。もし問題になる土地があるとすれば、二年なり三年前に米軍の使用に供するために接收したとして、それがただちに使用しなくてもよろしいといふので、一部は、權利を與へずして、つまり所有權とか使用權とかはなしに、事実上耕作することを認めておつた土地があるのであります。接收はすでに二年ないし三年前に完了しておる土地であります。それ以外には新しい接收は、私の選挙区

である相模原方面にはないのであります。

○林(百)委員 それはインチキで、百姓は今まで二年三年耕しておつた土地が、いつの間にか接收になつておるといふことは知らないですよ。それではあなたの言う、二年前、三年前に接收されて、接收になつたけれども、百姓の耕作することを許しておつた土地はどこですか。まだ今年は耕していいのですか。

○岡崎國務大臣 選挙区の話はなるべくやめたいと思ひますが、ほかにもういふ所はありません。それは耕作權利はないことがわかつていながら、耕しておるのであります。それで土地の所有權もなく、使用權もない者が耕しておる場合には、これはいつ取上げられてもしかたがないことを承知して耕しておるのであります。しかしながら、現在耕しておつて、作物ができておるといふような所は、その救済はいたさなければなりません。ですから、できるだけその方面については救済はいたしますが、權利義務としての關係は、とうてい認めるわけに行かないのであります。

○林(百)委員 その問題は、結論しますが、そんなことを言つたつて、二年前、三年前に、百姓には、この土地は接收になつたけれども、耕作することだけは耕させてやるという言ひは言つていない。今年の一月になつて初めて、A地区、B地区、C地区と三つに分けて、A地区はYEDの建物が入れて、これ以上は百姓は絶対に足を入れてはいかぬ、B地区は作物は收穫してもいいが、六月からは足を入れてはいけない、C地区は耕作はしてもい

いけれども、但し世界情勢によつては取消する場合があるといふことを、今年の一月になつて初めて急に問題が出て、それからあなたも呼ばれて、選挙民に言われて、あなたが初めて気がついて、そのときに善処するといふことをはつきり言つてゐる。あなたはそこに行つて、実は二年前に接收になつていゝる、權利がないのに不当に耕しておるのだといふことは言つていない。日本の農民が日本の土地を耕すのに、なぜアメリカ様に伺いを立てる必要があるのか。札がないと言ふけれども、十五、六本立つておる。国会では岡崎さんは、そんな札は間違つておると言つた。しかし原の中に實際立つておる。齒舞、色丹のことを心配する前に、百姓が入つて種をまいていいのかわかるといふことを解決しないといふのかわかるといふことを言つたのですが、今度はそれを取消されるのかどうか、これを聞いておきたい。

もう一つ最後に、これは別な問題ですが、日韓會談の問題について、実はその後朝鮮の諸君から正確に聞いたの出ておる百二十五名の送還者を受取るなといふ問題は、日韓會談に対する一つの牽制策として、もし日本が財産的な請求をあくまで韓国にするならば、韓国側では日本側が送還したいと思つても受取らないといふことで、こゝで一つの紛争をかまえて、日韓交渉の一つの牽制策にするのではないかと、いふような見解がここに行われておるのであります。そうすると、この問題は相當將來重要な問題になると思ふのであります。その百二十五名という

人は、韓國籍を認めないのだ、北鮮側を支持するといふようなことを言つていたとすれば、それは国籍は自由でありますから、その人たちがそう言つた、それをたてにとつて、韓国側では日韓會談交渉の牽制策として、それなら送り返す、日本はこれを返したくても、われ／＼の方は受取らないといふことになる、將來こういう問題は次から次に起つて来ると思ひますが、これについての外相の所見と、もう一つ、先ほど鈴木長官は、大村收容所は非常にりつぱな建物で、快適な生活をしておると言ひましたが、実はバラツク建に二千名ほど收容されておつて、食事は一食につきパン三個で、水ももらえないといふ状態だと思ひます。ところが強制送還については、朝鮮の諸君が日韓會談の牽制策として、これを受取らないとなると、收容所に長期にわたつて收容されるといふことになる、人權問題になると思ふのであります。ドッド問題もある際でありますから、日本でドッド問題を再現しないように注意しなければならぬと思ひますが、この点についても一日も早く、人權を侵害するやうなことをないやうに、こゝういふ人たちを一応それ／＼の家庭にもどすやうに、日韓會談の交渉が一応の安結を見るまでは、家庭に返すなり、人權の侵害のないやうな措置をすべきだと思ひますが、この点はどうか。

それから、委員長、通産次官には次會に質問したいと思ひます。

○岡崎國務大臣 相模原の問題は、林君の選挙区でなくして、私の選挙区です。だから、あなたより私の方がよほど心配しております。これはそれまでにし

まして、日本全体としての問題に言及をしていただきたいと思うのであります。

そこで日韓会談と送還者の問題につきましては、いろいろ臆測はあるのであります。今朝お話ししたように、まだ先方がどういう考えで、どういう措置をとったかということについては、詳細が来ておりませんから、詳細が来たらお話ししたいと思います。

○鈴木(一)政府委員 たいだい大村入国者收容所の食事のお話がありまして、これは今資料を持っておりませんが、毎日の献立は材料がここにござい

ませんが、中に入つておられる方々からは、非常に感謝をされておられる例が多々ございまして、パン三つといううなことは、絶対にないのであります。

食事については感謝しております。必要であれば、献立の資料を出します。

○仲内委員長 菊池義郎君。

○菊池委員 大臣にお伺いしたいのですが、日本の再軍備については、国民が非常に心配しております。一方に再軍備論があるかと思うと、一方では軍備の必要がないと言う。また再軍備して中立を守れという議論もありまして、区々まち／＼であります。われわれは日米防衛協定によつて、外国からの共産主義の侵略は完全に封ぜられるものと考えてさしつかえないものでありましようか、どうでしょうか。世界の最大強国でありますところのアメリカと防衛協定を結びます日本に対する攻撃は、米国の対する攻撃であり、しかし米国の軍備はすなわち日本の軍備と考えてもいいというようにわれわれは言っておりますが、こういう考

えは間違いないでありましようか、どうでしょうか、こういう点について外務省の御意見を披瀝していただきたいと思うのであります。

それからかわつた軍人あたりが、アメリカとすべからず手を切つて中立を守るべし、しかし最小限の、できるだけの、財政の許すだけの軍備を持たなければならぬということ言つておる。これは明らかにソ連の第五列の言辭であると考えております。外務省あたりはどういうふうなことを考えておられますか。

○岡崎國務大臣 第一の点につきましては、なるほど安全保障條約等について、そういう明文はありませんが、この生みの親であるダレス大使が日本に來まして演説をしたときにも、はつきりと、要するに駐屯軍がデターリング・パワーになるのだということを言つております。つまり日本を攻撃するものは、アメリカを攻撃することになるから、そういう考えを持つものも非常に注意するであろう、攻撃することとを思いとどまるであろうという意味で、デターリング・パワーという言葉を使つておられますので、私はあなたのお考えの通りでさしつかえないと考えております。それから中立論について、いろいろ議論があるようでありまして、多くの場合には、知らずの場合もあり、知つての場合もありましようが、第五列的な言動に結局なつてしまふのが多いようであります。われ／＼軍備というのに対しては、再三繰返し申しますように、日本の国を自分の力で守るということについては、原則的にこれは当然のことと考えております。ただ、いろいろ／＼ただいま制約があ

りますから、今ただちにそういうことが財政的にもできない。従つて不本意ながらアメリカの軍隊の駐留を求めておるような次第であります。安全保障條約の前文にも、米側は日本の自衛力の漸増を期待するという言葉があるのであります。われ／＼も力が許し、財政が許し、国民の気持がそうならば、自衛力は漸増したい、こう考えておりますが、これが軍備という名前のものになるかどうかということについては、これはまた将来の問題でありまして、国民全体の大多数の意見がどうなるかということによつて、きまる問題であると思つております。

○菊池委員 われ／＼は現在の警察予備隊が軍隊でなくとも、これはすなわち日本の自衛力と認めてさしつかえないと思つておりますが、この点についていかがでありましようか、御意見を伺いたい。

○岡崎國務大臣 自衛力というものの考え方でありまして、警察予備隊は、現在の法令によりますれば、国内の治安維持をするものとなつております。従いまして、外部からの侵略に當るといふことは、警察予備隊の法令にはないのであります。ただそういう外部からの侵略があるような場合には、警察予備隊といわず、消防隊といわず、われわれ国民一般といわず、だれでも国防のために全力を盡すべきことは、これは当然であります。従つてどういふ意味で自衛力というものをとらえるかによつて定義は違ふと思ひますが、国内において暴動等の起る場合、またこれが非常な国を危殆に陥れるというやうな場合に、警察予備隊が出勤いたしまして、これを鎮圧するのは当然

然の職務と考えております。

○菊池委員 アメリカが期待しておりますところの自衛力の漸増ということとは、軍隊を意味するのでありましようか、あるいはまた内乱暴動に備へんがための警察予備隊のごときも、向うが期待するところの自衛力であると思われるが、この点いかがでしょうか。

○岡崎國務大臣 アメリカ側は日本の内政に干渉するつもりはないのでありますから、日本の憲法なり法律なりの認める範囲内においての自衛力の漸増ということでありまして、従つて将来国民の大多数がかりに軍隊を持つべしという意見になり、憲法が改正されるやうなことがかりに將來あつたとすれば、軍隊までも含むかもしれせん。

現在においては、憲法の認める範囲内の自衛力の漸増と、こういうことにならるのであります。これは一にアメリカの考え方ではなくして、日本の国内の問題になつて來ると思ひます。

○仲内委員長 菊池君、簡単にお願いします。

○菊池委員 それから賠償の問題であります。役務賠償を二百億ドル要求されております。もちろんこれは日本の能力の範囲内において払へばいいわけでございますが、その能力の範囲といふのを、国民が非常に心配しておる。十分の一払つてもたいへんだというふうな考へておりますが、大体国民を安心させる限度といふものは、われ／＼が演説会などでもつてしやべるのに、大体この能力の限度といふものは、たとえば二十分の一とか、三十分の一とか、五十分の一とかならば払えるのか、そういう点、お考えをお漏らしを

願いたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これは相手国との話合ひにもよるのでありまして、また日本の国内からいへば、外貨の所有高とか、あるいは財政の現状とか、こういうものによつておの／＼違つて参ります。それのみならず、日本の負つておる債務は、要するに役務賠償だけではないのでありまして、外債の支払いも要するであります。国内の外国人の財産の補償という問題もあるでありますが、ガリオアの返済ということもあるのであります。これらの債務が全部とだけにならぬか、それに役務賠償の問題も入つて参りまして、これと日本の財政とをにらみ合して、どの程度ということになるのであります。これもまた日本の財政からいまして、国民の生活水準を落さない程度はどれだけであるかということ、またいろいろ議論があると思ひます。そこで何十分の一とか何分の一とかいふことが、はつきり言えればつこうであります。が、今のところは、どうもそういう具体的な数字は言にくいのであります。やはり抽象的な條約の規定に基づく日本の支払いの行い得る程度ということに進んで、先方と話をする以外に方法はないと考えております。

○仲内委員長 栗山長次郎君。

○栗山委員 先ほど戸叶委員から、外交方針の根本について御質問があつたのですが、いかにも唐突な質問のような感じがわれ／＼にしたところ、一つつつ込むべきものがあるのじやないかと思つております。岡崎外務大臣は、それに対して占領下における外交官の心得のやうなことを三項目述べておられ

るのですが、いずれもこれは義務のことであつて、占領下において、われわれは自分の権利を主張するとか、利益を主張するとかいうことよりも、これ従う、これ事ながらんことを期して来たのであります。ここに独立したわれわれとしては往年いわれたとき、やれ積極外交であるとか、自主外交であるとか、こういうような言葉を振りまわすことは、今のデリケートな国際情勢のもとにおいて、きわめて有害無益であるとは存じますけれども、われわれの心構えとしては、占領下におけるこれ守るといふような考え方をもち、今後の外交に當るべきものではないといふような気が、戸叶君の質問、またあなたの答弁から私の脳裡に起る。一つのある意味での転換期を求めなければならぬのではないかと、これに對して外相の所見いかんといふことを詰めるほど私はやほではないが、そういう気持で外務大臣、外務省、おれわれ外務委員もやつて行きたいと思う。新たな時代にわれわれは処するのだ。それから日本の主権回復であるとか、今まで黙つておつた利益について、機会を得ればさつき岡崎外務大臣が言われたように、逐次今後の問題について、建設的にわが利益を積み上げて行くといふような考え方をもちたいものであると思ひますが、この質問に對するお相手を無理に迫るわけではございません。

それからそれと同じような考え方に基いて、なるほどソ連、中共に對して私どもは無言の抗議をする以外に、何も抗議をすることのできない現状ではあります。その無言の抗議をいつまで続けるかという問題が起つて来ると

思ひます。これも日本の利益というやうな観点から考へて、何か転換すべき機会をとらえなければならぬ、そういうことについて、ただ既設のレールの上を走るというだけでない外交を、私どもは考へなければならぬ。具体的に申すならば、なるほどモスクワの経済會議、ソビエトの經濟會議には、私もむろん與黨のものとして、あのとられた態度を是認いたしますが、しかし、かりに日本政府なりもしくは日本の実業界全体に對して、呼びかけがあつたやうな場合であるならば、若干態度をかへてもいいじやないか。向うに行つて向うの業務中のものになりそうないだけ指名して来るもの、いかにもおかしいので、われわれもその要請に應ずべきではないといふ感じを持つてのでありますけれども、もつと角度をかへ、観点をかへて、向うが日本の沈黙外交に對して、無抵抗主義に對して何かやつて来た場合には、心してその機会をつかむべきである。そういう外交の転換は、そういう問題について考へなければならぬ問題であることをお互いが銘記しておきたいと思ひます。

それからいま一つは、対米外交のこととありますが、駐米大使は財界出身者でなければならぬ——どの界の出身者もけつこうだらうと思ひますが、財界出身者と指定する場合に、いかに金借り大使のような印象をもつて向うへ送るといふやうなことのまずさを考へなければならぬ。これと関連して、お互いに練つておきたいと思ふことは、たとえば學生などが今のやうな状態になる。共産黨のバスに乗り遅れないやうに、東大あたりの學生たちがどんどんこれにぶら下つて行くといふよ

うなことは、あすにも共産主義政治が行われ、共産党内閣ができるかもしれぬといふやうな、共産黨各位の御宣傳にみな乗つちやつておる。それほど日本の国防といふものは不安であるかどうかといふこと、不安ではないのだといふことをはつきりしなければならぬ。はつきりするといつたつて、自分に力はないのだから、これは結局アメリカが日本の国防については、リッジウェイ大將あたりも言明しておるけれども、どこまでも責任を負うのだ。けれどもアメリカの政策がこの五年のうちにも二度かわつております。今後数年のうちにまたかわるでございませう。かわる懸念がある。その場合に、金借り大使でなく、今のやうな日本国内の動搖を来さぬやうな外交方針、またはアメリカの対日方針をじつくりと握り得るやうな人間を送らなければだめだ。そういう三点について、これは独立国日本として、やや機械的な外交を考へなければならぬといふ一つの角度から、もし所見が言えたら言つてください。しつて求めません。

○岡崎國務大臣 栗山君のおつしやつたことはまことにその通りであります。まず第一に、私は先ほどは抽象的な原則を申したのでありますが、さらにしつて申しますれば、あの問題とも関連しますが、われわれとしては、日本の今一番やらなければならぬことは、すでに日米安全保障條約等によりまして、政治的の独立は曲りなりにも保障されておる、こう考へておるのであります。これは長いことなるかどうかわかりませんが、そこでわれわれの急務とするところは、それを裏づけるべき経済的の自立といひます

か、独立といひますか、それを早急にやる必要がある。こう考へております。従つてもしつてこの原則から、今度はもう少し具体的にどうかといへば、まず日本の貿易なり、あるいはその他の財政金融状況等を改善するため、外交方面において特に努力する、いわゆる經濟外交といふ面を、前よりはもつと強く考へるべきである、こう思つております。そこで駐米大使等の問題にも関連するのであります。が、われわれは駐米大使その他につきましても財界人でなければならぬとか、か、經濟人でなければならぬとか、そういうふうには考へておらないのであります。まして、外務省出身の人でもよろしいし、その他の人でもよろしい。要するに良識のきわめて發達しました、そして人間としての成熟した人、つまり先方へ行きましても人間として尊敬されるやうな人がほしい。こう思つてゐる。選挙しました結果、偶然金融界にあつた人が選挙されたといふことなのであります。これにつきましても今申しましたように、今までのごく短かい期間でありましたが、いろ／＼先方と話し合ひましても、一番困ることは、日本の經濟の状況といふものを大きくつかんで、それを先方に納得させるだけの説明をするといふことはなかなか、困難であります。こういう問題は、長い間その方面に経験ある人にして、初めてなし得ることなのであります。が、そういう方面の人はまた語學の制約、あるいは大使としての一国を代表する資格等になかなか／＼むずかしい点もありませんので、ただちに財界人ならたれでもよいといふことに行かないといふやうな次第であります。今繰返して申し

ますように、どの方面の人でなければならぬといふことは決して考へておりません。

なお第二点の御質問であります。が、外交政策と申しますか、外交の実施に當りましては、當然フレキシブルでなければなりません。何か一つ覚えのやうに、同じことばかりに走るべきではない、こう考へております。同時に日本立場とか、日本のよつて立つ原則といふものはかく持しておつて、その上でもつて、できるだけフレキシブルな方針をとつて行くべきであると考えております。今後とも實際の事態が起りますときに、日本の政策に照してできるだけ余裕ある方針をとりたい、こう考へております。

○仲内委員長 北澤直吉君。○北澤委員 時間もありませんから、一点だけお尋ねいたします。それはきのうのニューヨーク発のAFPによりまして、岡崎外務大臣から國連のリー事務局長に書簡を送りまして、日本政府はもと必要とあれば國連集團對策に貢獻するに最も効果的方法と手段を考慮するだらう。こういう意味の書簡を送つたといふことが出ております。もちろん日本は平和條約に調印しまして、國連連合にはあらゆる援助を與えるといふことを約束しておりました。また國連連合に加盟すべく今努力しておるのではありませんが、外務大臣としてこういう書簡を送つたのはどういふわけであつたのか。また國連の集團對策に貢獻するに最も効果的な方法と手段を考へるであらう、こう言われましますか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 私は物覚えはあまりよくありませんが、国連の事務総長にいかなる種類の手紙といえども送つた記憶は全然ありません。おそらく何か誤解じやないかと思ひます。少くとも私がサインしたか、あるいは私が知つていて、私の名前で送つたような手紙があるとは考へておりません。全然間違ひだらうと思ひます。

○仲内委員長 佐々木盛雄君。

○佐々木盛雄委員 時間の関係できわめて簡単に承つておきますが、占領下にあつた外交から、独立を獲得した新段階に処する新しい外交方策について、外交の面においてもまた自主性を確立しなければならぬという基本につきましては、先刻の栗山委員の御意見とまつたく同感であります。しかしこの問題につきましては、すでにその趣旨について栗山君から説明がありまして、私はそれを繰返しません。そこでこの新事態に即応する自主性を持つた外交の確立という見地から承るわけでありまして、申すまでもなく、今日日本は空前の外敵の脅威にさらされておりますが、これに対しまして日本の平和と安全を確保するために、外交の面においていかなる方針をおとりにならうとおるか、という点を承りたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 まだ開店早々で、そう新しいことでもないであります。はなはだ平凡のようではありますが、私は日米安全保障條約によりまして十分に日本の安全は保障されると考へております。また国内において何らかの治安に問題があるとしても、これは警察予備隊において十分鎮圧のできるものと確信しております。従ひましてただ

いまのところは、それ以上に日本の安全を保障する手段を講ずる必要はないと思つております。将来にわたりますと、先ほども栗山君のお説にもありましたが、今後いろいろ問題に對処してしまつてゐる善処はいたしますが、ただいまのところはそう考へております。

○佐々木(盛)委員 政府はさきに國際連合への加盟に對して承認を國會に要求して参りました。われ／＼國會は圧倒的多数をもつて國連への参加に承認を與えたわけでありまして、従つて早晩國連加入の手続がとられ、その國連の集團安全保障体制によつて平和を守るということにもなるのでありましようが、その過渡期の段階におきまして、日米安全保障條約によつて日本の平和と安全を守る。当面の問題といたしましてはそれ以外にないと思ふのでありますが、國連憲章の精神等から考へましても、やがてはこの日米安全保障條約といふものが、さらに広汎な地域的な集團安全保障体制へと發展すべき性質のものであるとわれ／＼は考へるわけでありまして、従ひましてさうさ太平洋同盟ができるかどうかということとは別問題でありまして、当然今日日米安全保障條約は、さらに強固な、さらに広範な地域的な集團体制へ發展するものである、こういうふうになつておられるものであります。政府は、これは考へるものであります。政府は、どのようになつておられますか。

○岡崎國務大臣 これは日米安全保障條約の締結の際にも申し上げました通り、元來この條約は暫定的のものでありまして、安全保障條約第四條には、國連による措置もしくはそのもとにお

ける集團的もしくは個別的な安全保障的な措置がとられた場合には、この條約は効力を失ふと、こう書いてあります。従つてこれは將來さういふものができるまでの暫定措置であるといふことは當然であります。しかし他方においてさういふものがいつ事実上成立するかといふことは、ちよつと今のところ見当がつかぬのであります。暫定的ではあります。ただいまのところは安全保障條約で行くといふことになるわけでありまして。

○佐々木盛雄委員 もう二点だけ簡単に伺ひたい。

次は先ほど來質問の出でございました對米外交の基本方策についてでありまして、私は今日の歴史の現段階から見ますと、日米兩國はほとんど運命共同の關係に置かれておるのじやなからうかと考へるわけでありまして。さういふ観点に立つていただいまのところ施策を進めなければならぬし、また進めざるを得ないと思ふのであります。あまり金借りた大使を置くというやうなことに對しては、賛成したいといふやうな御意見もありましたが、私は当面アメリカとの外交というものは、先ほど大臣もちよつと触れられましたが、何と申しても日米の關係といふものは、昨年の九月八日のサンフランシスコの平和條約調印當時に行われた日米安全保障條約によつて運命共同となつた。従つて日本の行く對米外交のルートはすでに決定しておる。その決定したルートの上に乗つて今や得る外交といふものは、やはり私は經濟に重點を置いた日米經濟提携、日本に對する經濟援助といふこと以外にないと思ふのであります。さういふ観点に立つ

て、私は今度の新大使の選考も行われたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 日本とアメリカとはほとんど運命を同じうにしておるといふことは、御説の通りであります。が、これは單に日本のみならず、またアメリカのみならず、自由主義國家群といふものはほとんど――多少の程度の差はありましようけれども、みな一致して運命をともにしておると言つてさしつかえないと思ひます。そこで日米の間にさういふもの、決して新しい大使は金を借りに行く大使ではないのであります。この大使としての職務は、日米兩國間の國民の理解を増し、國交を厚くするといふのが根本の方針であります。また事實日米經濟協力というやうなことは、決して日本に對するアメリカの援助のみを目的とするものでありません。アメリカの足らざるところは日本で補うという、日本の方で積極的に援助する面も當然にあるのであります。特にアメリカが從來めんどろを見ておりました東南アジア等の各地に對する物資の生産等において、日本がこれにかかつて援助をするやうな場合もあり得るのであります。アメリカ自身に對しましては、日本の生産物が――これは普通の輸出品でなく、いろいろ軍事に必要なもので、アメリカ側としては日本にまつところの多い品物もあるものであります。従つてこれはお互いでありまして、むしろ國力の違ひがありますから、日本の

方によけいに援助を受けるということはありません。建前からいへば、お互いに助け合うといふことであります。われ／＼としても決して卑屈に、ただ金を借りるとか、援助を受けるとかいふことでなくして、堂々とお互いに協力して、世界の自由國家群の立場を強固にするといふつもりでや考へております。新駐米大使も、むしろさういふつもりでいろ／＼と研究しておるやうな次第であります。

○佐々木(盛)委員 最後に一点。ソ連並びに中共に對する外交方策について簡単に承つておきますが、先ほども大臣自身も認めておられますやうに、反共の陣營に立つた日米兩國の關係から考へまして、對ソ外交につきましても、おのずから限界があるわけでありまして、従つてソソの基本的根本的な國交回復という点につきましては、その観点から考へましても、これは容易なことではない。いな現段階においては、むしろ不可能に近いほどのことであらうと考へるわけでありまして、そこで政府の方針といたしましては、根本的な國交調整は困難であるが、一面またそこには捕虜の問題であるとか、あるいは漁業權の問題であるとか、拿捕船舶の問題であるとか、領土の問題であるとかいふやうな懸案が山積いたしておるわけでありまして、従つてこの日本の外交方針といたしましては、これらの懸案解決の外交、これに重點を置くのだといふやうなお話でございまして、まことにそれはけつこうなことでありまして、それ以外にないと思ひます。が、それに対して、しからばこれはどういふ方法をもつてやるかといひますと、それに対しては無言の抗議によつ

て目的を達成するのだというわけでありまして、そこに日本の積極的な外交の局面打開ということが求められないわけでありまして、これらの点につきまして、もつともう一步進めて、進んでこれらの懸案を解決する。これらの懸案は日本ばかりの利害関係につながつたものではなくして、ソ連側の利害関係にもつながつておるから、従つてソ連もやがて反省して日本との懸案解決に乗り出すであらうというような、相手に依存した考え方から一步進んで、日本側から積極的にこれらの懸案を解決するという点につきまして、何らかの構想をお持ちであるとか、あるいは何か基本的な考えがありましたら、この際承つておきたい。

○岡崎国務大臣 これは、日本は何もしないでただ意気張つておるといふのではないのでありまして、引揚げの問題につきましても、その他の問題につきましても、たとえば国連の特別委員会もありますれば、あるいはローマ法王の援助を借りるということもありましょう。あるいは世界赤十字とか、その他インドの理解を得て中共方面に働きかけてもらふとか、いろ／＼の手段があると思います。われ／＼としては、できるだけそういう具体的手段を盡しまして、また一面においては、日本の輿論あるいは世界の輿論を喚起して、道義的にこれを解決するような方向に持つて行くというつもりでおるのであります。そういう努力をいたしておる際に、日本が單に経済的利益——それもどれだけあるかわかりませんが、そのために、そういう努力を無にするようなことをいたすべきでないと思つて、国内ではいわゆる無言の抗議

的なことをいたしておる、こういうわけでありまして。また将来いろ／＼具体的問題を研究してみても、方法を発見できる場合もあるかもしれませんが、ただいまのところは、われ／＼としてはそういう考えで進んでおる。決して何もしないでただおるのだというわけではないのであります。

○仲内委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

昭和二十七年五月二十三日印刷

昭和二十七年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁